

○経済産業省令第五十号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令（令和六年政令第二百五十一号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、**二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和六年経済産業省令第七十六号）の全部を改正する省令**を次のように定める。

令和八年五月二十一日

経済産業大臣 赤澤 亮正

二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則

目次

第一章 総則（第一条）	
第二章 貯留事業及び試掘	
第一節 適用範囲（第二条）	
第二節 貯留事業及び試掘の許可	
第一款 特定区域の指定並びに特定区域における貯留事業及び試掘の許可（第三条―第十条）	
第二款 特定区域以外の区域における貯留事業及び試掘の許可（第十一条）	
第三款 貯留事業の許可を要しない二酸化炭素の貯蔵（第十二条）	
第四款 許可貯留区域等の増減等（第十三条―第二十一条）	
第三節 貯留権及び試掘権（第二十二条・第二十三条）	
第四節 貯留事業及び試掘の実施等	
第一款 貯留事業の実施（第二十四条―第五十一条）	
第二款 貯留事業の廃止等（第五十二条―第六十四条）	
第三款 試掘の実施等（第六十五条―第七十二条）	
第五節 保安	
第一款 貯留事業者等の義務等（第七十三条・第七十四条）	
第二款 自主的な保安（第七十五条―第八十一条）	
第三款 工事計画及び検査（第八十二条―第九十二条）	
第三章 導管輸送事業	
第一節 導管輸送事業の届出等（第九十三条―第一百条）	
第二節 保安	
第一款 災害時の報告（第一百一条）	
第二款 自主的な保安（第一百二条―第一百五条）	
第三款 工事計画及び検査（第一百六条―第一百七条）	
第三節 登録導管輸送工作物検査機関（第一百八条―第一百二十七条）	
第四章 貯留層の探査（第一百二十八条―第一百三十九条）	
第五章 土地の使用及び収用（第一百四十条―第一百四十七条）	
第六章 雑則（第一百四十八条―第一百五十条）	
附則	
第一章 総則	
（定義）	

第一条 この省令において使用する用語は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（以下「法」という。）及び貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令（令和六年経済産業省令第七十四号）において使用する用語の例による。

第二章 貯留事業及び試掘

第一節 適用範囲

第二条 この章（第三条から第六十六条まで、第二十一条から第二十九条まで、第三十五条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十八条から第六十条まで及び第六十四条から第九十二条までを除く。）の規定は、海域の貯留層以外の貯留層における貯留事業について適用する。

第二節 貯留事業及び試掘の許可

第一款 特定区域の指定並びに特定区域における貯留事業及び試掘の許可

（実施要項に記載する事項）

第三条 法第三十五条第六号の経済産業省令で定める事項は、同項第一号から第五号までに掲げるもののほか、同条第一項に規定する特定事業者の募集に必要な事項とする。

（緊急を要する特別の事情）

第四条 法第三条第六項ただし書の経済産業省令で定める緊急を要する特別の事情は、次に掲げるものとする。

一 エネルギー及び鉱物資源の利用による環境への負荷の程度の低減その他公共の利益の増進を図るために、緊急に貯留事業等（法第三条第一項に規定する貯留事業等をいう。以下同じ。）を行う必要があると認められる事情

二 その他前号に掲げる事情に準ずると認められる事情

（貯留事業等の許可の申請）

第五条 法第四条第二項の申請をしようとする者は、様式第一による申請書を法第三条第五項第四号の募集の期間内に経済産業大臣に提出しなければならない。

（貯留事業等の許可に係る申請書の添付書類の様式等）

第六条 法第四条第三項各号に掲げる添付書類は、それぞれ次の各号に定めるところにより作成しなければならない。

一 様式第二による法第四条第三項第一号の事業計画書は、次に掲げる事項を記載するものとし、その内容を説明する参考書類があるときは、あわせて添付するものとする。

イ 貯留事業等に関する計画

ロ 二酸化炭素（法第二条第一項に規定する二酸化炭素をいう。第九十六条を除き、以下同じ。）の貯蔵又は試掘の方法に関する事項

ハ 貯留事業等に要する期間

ニ 申請貯留区域等（法第四条第二項第二号に規定する申請貯留区域等をいう。チ、リ及び第四号ホにおいて同じ。）及びその周辺の地質構造の評価

ホ 許可貯留区域等（法第五条第一項第四号に規定する許可貯留区域等をいう。以下同じ。）における貯留事業等及び法第十二条第一項の政令で定めるものの開発に係る事業（諸外国においてこれらに相当するものを含む。）の実績

ヘ 貯留事業等を行うための資金計画

ト 貯留事業等を行うための体制

チ 貯留事業等が他人の許可貯留区域等と隣接する申請貯留区域等で行われるものである場合にあっては、当該許可貯留区域等において貯留事業等を行う貯留事業者等（法第五条第一項第二号ハに規定する貯留事業者等をいう。以下同じ。）との調整に関する事項

リ 貯留事業者等が他人の鉱区（鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五条に規定する鉱区をいう。第三百三十条第二項第四号において同じ。）の直下の区域と重複し、又は隣接する申請貯留区域等で行われるものである場合にあっては、当該鉱区の鉱業権者との調整に関する事項

ヌ 農業、漁業その他の産業との調整に関する事項

ル 貯留事業に係る申請にあっては、次に掲げる事項

(1) 貯留層及びその周辺の地層を構成する砂岩その他の岩石の性状及びその分布並びに二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵を確保する観点からのこれらの地層の評価に関する事項

(2) 法第四条第二項の申請に係る貯留区域内の坑井の健全性の評価に関する事項

(3) (1)及び(2)の評価に基づく貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することについての予測及び評価に関する事項

(4) 二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵その他の貯留事業の安定的な遂行に支障を及ぼすものについての調査、分析及び評価並びにその結果に基づく必要な措置に関する事項

(5) 貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する事項

フ その他貯留事業等に関する必要な事項

ニ 法第四条第三項第二号の図面は、平面図その他必要な図面とする。

三 法第四条第三項第三号の事業の用に供する者又は同項第四号の行政機関の長の意見がないときは、その事実を明らかにするものとする。

四 法第四条第三項第五号の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

イ 貯留事業等に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びに当該資金の調達方法を

確認するために必要となる書類

ロ 直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

ハ 主たる技術者の履歴書

ニ 申請者が法第五条第一項第二号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ホ 申請貯留区域等及びその周辺の地質構造を明らかにする断面図

ヘ 法第二百四十四条第一項の損害の賠償の責任が発生した場合に備えた支払能力を証する書面

ト 他の者との当該他の者の活動に伴って排出された二酸化炭素の貯蔵に係る調整の状況の概要を示す書面

チ その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類

（公告事項）

第七条 法第七条第四号（法第九条第五項、第十条第五項、第十二条第五項及び第六項並びに第十四条第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第七条各号に掲げる事項の縦覧の場所及び時間

二 法第八条の意見書の提出方法及び提出先

三 前二号に掲げるもののほか、経済産業大臣が必要と認める事項

（試掘の許可の更新の申請）

第八条 法第九条第二項（法第十二条第六項において準用する場合を含む。）の更新の申請は、法第九条第一項の規定による許可の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間にしなければならない。

2 法第九条第三項（法第十二条第六項において準用する場合を含む。）の申請をしようとする者は、様式第三による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 第六条（第一号ル及び第四号ニを除く。）の規定は、前項の申請書及び当該申請書に係る試掘及び試掘区域について準用する。

（試掘の許可を受けた者による貯留事業の許可の申請）

第九条 法第十条第二項の申請をしようとする者は、様式第四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 第六条の規定は、前項の申請書及び当該申請書に係る貯留事業、二酸化炭素の貯蔵及び法第十条第二項第二号に規定する申請貯留区域について準用する。

（特定区域の指定及び変更の提案）

第十条 法第十一条第一項の規定による特定区域の指定又は変更の提案をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第五による提案書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該提案に係る区域の面積

三 当該提案に係る区域の面積

四 当該提案の理由

2 前項の提案書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該提案に係る区域を表示する図面

二 当該提案に係る区域及びその周辺の地質構造の評価を説明する書類

三 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 前項第一号の図面は、平面図その他必要な図面とする。

第二款 特定区域以外の区域における貯留事業及び試掘の許可

第十一条 法第十二条第二項の申請をしようとする者は、様式第六による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 第六条の規定は、前項の申請書及び当該申請書に係る法第十二条第二項第二号に規定する申請貯留区域等について準用する。

第三款 貯留事業の許可を要しない二酸化炭素の貯蔵

第十二条 法第十三条第一項の経済産業省令で定める二酸化炭素の貯蔵は、鉱物の掘採に伴うものとする。

第四款 許可貯留区域等の増減等

(許可貯留区域等の増減の許可の申請)

第十三条 法第十四条第二項の申請をしようとする者は、様式第七による申請書に、許可貯留区域等及び申請貯留区域等(同項第三号に規定する申請貯留区域等をいう。次項第四号及び第三項において同じ。)との関係を示す図面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第十四条第三項において準用する法第四条第三項第五号の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 貯留事業等に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びに当該資金の調達方法を認めるために必要となる書類

二 直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

三 主たる技術者の履歴書

四 申請貯留区域等及びその周辺の地質構造を明らかにする断面図

五 法第二百二十四条第一項の損害の賠償の責任が発生した場合に備えた支払能力を証する書面

六 他の者の当該他の者の活動に伴って排出された二酸化炭素の貯蔵に係る調整の状況の概要を示す書面

七 その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類

八 抵当権の設定が登録されている貯留権に係る許可貯留区域(法第十四条第二項第二号に規定する許可貯留区域をいう。以下同じ。)の減少に係る申請にあつては、抵当権者の承諾書

3 第六条(第四号を除き、許可貯留区域等の減少に係る申請にあつては、第一号チからヌまで及び第三号を除く。)の規定は、第一項の申請書並びに当該申請書に係る許可貯留区域等の増減を行おうとする貯留事業等及び申請貯留区域等について準用する。

(許可貯留区域の分割及び合併の許可の申請)

第十四条 法第十六条第二項の申請をしようとする者は、様式第八による分割許可申請書又は様式第九による合併許可申請書に、許可貯留区域及び当該申請に係る分割後又は合併後の貯留区域との関係を示す図面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第十六条第三項各号に掲げる添付書類は、それぞれ次の各号に定めるところにより作成しなければならない。

一 様式第十による法第十六条第三項第一号の事業計画書は、次に掲げる事項を記載するものとし、その内容を説明する参考書類があるときは、あわせて添付するものとする。

イ 分割後又は合併後の貯留区域に係る貯留事業に関する計画

ロ 二酸化炭素の貯蔵の方法に関する事項

ハ 分割後又は合併後の貯留区域に係る貯留事業に要する期間

ニ 分割後又は合併後の貯留区域及びその周辺の地質構造の評価

ホ 許可貯留区域における貯留事業及び法第十二条第一項の政令で定めるものの開発に係る事業(諸外国においてこれらに相当するものを含む。)の実績

ヘ 分割後又は合併後の貯留区域に係る貯留事業を行うための資金計画

ト 分割後又は合併後の貯留区域に係る貯留事業を行うための体制

チ 貯留層及びその周辺の地層を構成する砂岩その他の岩石の性状及びその分布並びに二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵を確保する観点からのこれらの地層の評価に関する事項

リ 分割後又は合併後の貯留区域内の坑井の健全性の評価に関する事項

ヌ チ及びリの評価に基づく貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することについての予測及び評価に関する事項

ル 二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵その他の貯留事業の安定的な遂行に支障を及ぼすものについての調査、分析及び評価並びにその結果に基づく必要な措置に関する事項

ヲ 貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する事項

ワ その他分割後又は合併後の貯留区域に係る貯留事業に関する必要な事項

二 法第十六条第三項第二号の図面は、平面図その他必要な図面とする。

三 法第十六条第三項第三号の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

イ 分割後又は合併後の貯留区域に係る貯留事業に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びに当該資金の調達方法を認めるために必要となる書類

ロ 直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

ハ 主たる技術者の履歴書

ニ 分割後又は合併後の貯留区域及びその周辺の地質構造を明らかにする断面図

ホ 法第二百二十四条第一項の損害の賠償の責任が発生した場合に備えた支払能力を証する書面

ヘ 他の者の当該他の者の活動に伴って排出された二酸化炭素の貯蔵に係る調整の状況の概要を示す書面

ト その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類

チ 抵当権の設定が登録されている貯留権に係る許可貯留区域の分割又は合併に係る申請にあつては、抵当権者の承諾書及び抵当権の順位に関する協定書

(貯留事業等の譲渡及び譲受けの認可等の申請)

第十五条 法第十七条第一項の認可を受けようとする者は、様式第十一による申請書に、次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 譲り受けようとする貯留事業等に関する計画

ロ 二酸化炭素の貯蔵又は試掘の方法に関する事項

ハ 譲り受けようとする貯留事業等に要する期間

ニ 譲り受けようとする貯留事業に係る許可貯留区域等及びその周辺の地質構造の評価

ホ 譲受人の許可貯留区域等における貯留事業等及び法第十二条第一項の政令で定めるものの開発に係る事業(諸外国においてこれらに相当するものを含む。)の実績

ヘ 譲り受けようとする貯留事業等を行うための資金計画

ト 譲り受けようとする貯留事業等を行うための体制

チ 貯留事業の譲渡に係る申請にあつては、次に掲げる事項

(1) 貯留層及びその周辺の地層を構成する砂岩その他の岩石の性状及びその分布並びに二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵を確保する観点からのこれらの地層の評価に関する事項

(2) 譲り受けようとする貯留事業に係る許可貯留区域内の坑井の健全性の評価に関する事項

(3) (1)及び(2)の評価に基づく貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することについての予測及び評価に関する事項

(4) 二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵その他の貯留事業の安定的な遂行に支障を及ぼすものについての調査、分析及び評価並びにその結果に基づく必要な措置に関する事項

(5) 貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する事項

リ その他譲り受けようとする貯留事業等に関する必要な事項

- 二 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し
- 三 譲り受けようとする貯留事業等に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びに当該資金の調達方法を確認するために必要となる書類
- 四 直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- 五 主たる技術者の履歴書
- 六 譲受人が法第五条第一項第二号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 七 法第二百二十四条第一項の損害の賠償の責任が発生した場合に備えた支払能力を証する書面
- 八 その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類
- 九 法第十七条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十二による合併認可申請書又は様式第十三による分割認可申請書に、次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。一次に掲げる事項を記載した書類
- 一 イ 貯留事業者等である法人の合併又は分割に係る貯留事業等に関する計画
- ロ 二酸化炭素の貯蔵又は試掘の方法に関する事項
- ハ 貯留事業者等である法人の合併又は分割に係る貯留事業等に要する期間
- ニ 貯留事業者等である法人の合併又は分割に係る許可貯留区域等及びその周辺の地質構造の評価
- ホ 合併後存続する法人又は分割により一の許可貯留区域等における貯留事業等の全部を承継する法人の許可貯留区域等における貯留事業等及び法第十二条第一項の政令で定めるものの開発に係る事業（諸外国においてこれらに相当するものを含む。）の実績
- ヘ 貯留事業者等である法人の合併又は分割に係る貯留事業等を行うための資金計画
- ト 貯留事業者等である法人の合併又は分割に係る貯留事業等を行うための体制
- チ 貯留事業者（法第十三条第一項に規定する貯留事業者をいう。以下同じ。）である法人の合併又は分割に係る申請にあつては、次に掲げる事項
- （一）貯留層及びその周辺の地層を構成する砂岩その他の岩石の性状及びその分布並びに二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵を確保する観点からのこれらの地層の評価に関する事項
- （二）貯留事業者等である法人の合併又は分割に係る貯留事業に係る許可貯留区域内の坑井の健全性の評価に関する事項
- （三）（一）及び（二）の評価に基づく貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたつて継続することについての予測及び評価に関する事項
- （四）二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵その他の貯留事業の安定的な遂行に支障を及ぼすものについての調査、分析及び評価並びにその結果に基づく必要な措置に関する事項
- （五）貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する事項
- リ その他貯留事業者等である法人の合併又は分割に係る貯留事業等に関する必要な事項
- 二 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 三 貯留事業者等である法人の合併又は分割に係る貯留事業等に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びに当該資金の調達方法を確認するために必要となる書類
- 四 合併後存続する法人又は分割により一の許可貯留区域等における貯留事業等の全部を承継する法人が現に貯留事業者等でない場合にあつては、直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- 五 合併又は分割により法人を設立する場合にあつては、当該法人の設立後三年間の各事業年度の資金計画書及び収支見積書
- 六 主たる技術者の履歴書
- 七 合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立される法人又は分割により一の許可貯留区域等における貯留事業等の全部を承継する法人が法第五条第一項第二号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 八 法第二百二十四条第一項の損害の賠償の責任が発生した場合に備えた支払能力を証する書面
- 九 その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類

（貯留事業者等の相続の届出等）

第十六条 法第十八条第二項の規定により相続の届出をしようとする者は、様式第十四による届出書に、次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 一次に掲げる事項を記載した書類

イ 相続貯留事業者等（法第十八条第三項に規定する相続貯留事業者をいう。以下この号及び第四号において同じ。）に関する計画

ロ 二酸化炭素の貯蔵又は試掘の方法に関する事項

ハ 相続貯留事業等に要する期間

ニ 相続貯留事業者等に係る許可貯留区域等及びその周辺の地質構造の評価

ホ 相続人の許可貯留区域等における貯留事業等及び法第十二条第一項の政令で定めるものの開発に係る事業（諸外国においてこれらに相当するものを含む。）の実績

ヘ 相続貯留事業等を行うための資金計画

ト 相続貯留事業者等を行うための体制

チ 相続人が貯留事業者の地位を承継した場合にあつては、次に掲げる事項

（一）貯留層及びその周辺の地層を構成する砂岩その他の岩石の性状及びその分布並びに二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵を確保する観点からのこれらの地層の評価に関する事項

（二）相続人が行う貯留事業に係る許可貯留区域内の坑井の健全性の評価に関する事項

（三）（一）及び（二）の評価に基づく貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたつて継続することについての予測及び評価に関する事項

（四）二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵その他の貯留事業の安定的な遂行に支障を及ぼすものについての調査、分析及び評価並びにその結果に基づく必要な措置に関する事項

（五）貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する事項

リ その他相続貯留事業等に関する必要な事項

二 戸籍謄本

三 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により貯留事業等を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

四 相続貯留事業等に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びに当該資金の調達方法を確認するために必要となる書類

五 相続人が法第五条第一項第二号イからハまで又はホのいずれにも該当しないことを誓約する書面

六 法第二百二十四条第一項の損害の賠償の責任が発生した場合に備えた支払能力を証する書面

七 その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類

八 法第十八条第三項の経済産業省令で定める期間は、経済産業大臣からの通知が到達してから六月とする。

（特定閉鎖措置計画の認可の申請等）

第十七条 法第二十二條第三項の規定により特定閉鎖措置計画（同項に規定する特定閉鎖措置計画をいう。以下同じ。）について認可を受けようとする者は、特定閉鎖措置（同項に規定する特定閉鎖措置をいう。以下同じ。）に係る許可貯留区域ごとに、次に掲げる事項について特定閉鎖措置計画を定め、これを記載した様式第十五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 特定閉鎖措置に係る許可貯留区域

二 法第二十二條第三項に規定する場所についての坑口（通知貯留区域管理業務（法第五十四條第一項に規定する通知貯留区域管理業務をいう。以下同じ。）に使用されるものとして経済産業大臣が認めるものを除く。第三項第一号、第十九條第一号、第五十二條第一号、第五十三條第一項第二号及び第五十四條第一項第一号において同じ。）の閉塞に関する事項

三 法第二十二條第三項に規定する場所についての坑口（通知貯留区域管理業務（法第五十四條第一項に規定する通知貯留区域管理業務をいう。以下同じ。）に使用されるものとして経済産業大臣が認めるものを除く。第三項第一号、第十九條第一号、第五十二條第一号、第五十三條第一項第二号及び第五十四條第一項第一号において同じ。）の閉塞に関する事項

四 法第二十二條第三項に規定する場所についての坑口（通知貯留区域管理業務（法第五十四條第一項に規定する通知貯留区域管理業務をいう。以下同じ。）に使用されるものとして経済産業大臣が認めるものを除く。第三項第一号、第十九條第一号、第五十二條第一号、第五十三條第一項第二号及び第五十四條第一項第一号において同じ。）の閉塞に関する事項

五 法第二十二條第三項に規定する場所についての坑口（通知貯留区域管理業務（法第五十四條第一項に規定する通知貯留区域管理業務をいう。以下同じ。）に使用されるものとして経済産業大臣が認めるものを除く。第三項第一号、第十九條第一号、第五十二條第一号、第五十三條第一項第二号及び第五十四條第一項第一号において同じ。）の閉塞に関する事項

六 法第二十二條第三項に規定する場所についての坑口（通知貯留区域管理業務（法第五十四條第一項に規定する通知貯留区域管理業務をいう。以下同じ。）に使用されるものとして経済産業大臣が認めるものを除く。第三項第一号、第十九條第一号、第五十二條第一号、第五十三條第一項第二号及び第五十四條第一項第一号において同じ。）の閉塞に関する事項

七 法第二十二條第三項に規定する場所についての坑口（通知貯留区域管理業務（法第五十四條第一項に規定する通知貯留区域管理業務をいう。以下同じ。）に使用されるものとして経済産業大臣が認めるものを除く。第三項第一号、第十九條第一号、第五十二條第一号、第五十三條第一項第二号及び第五十四條第一項第一号において同じ。）の閉塞に関する事項

八 法第二十二條第三項に規定する場所についての坑口（通知貯留区域管理業務（法第五十四條第一項に規定する通知貯留区域管理業務をいう。以下同じ。）に使用されるものとして経済産業大臣が認めるものを除く。第三項第一号、第十九條第一号、第五十二條第一号、第五十三條第一項第二号及び第五十四條第一項第一号において同じ。）の閉塞に関する事項

九 法第二十二條第三項に規定する場所についての坑口（通知貯留区域管理業務（法第五十四條第一項に規定する通知貯留区域管理業務をいう。以下同じ。）に使用されるものとして経済産業大臣が認めるものを除く。第三項第一号、第十九條第一号、第五十二條第一号、第五十三條第一項第二号及び第五十四條第一項第一号において同じ。）の閉塞に関する事項

十 法第二十二條第三項に規定する場所についての坑口（通知貯留区域管理業務（法第五十四條第一項に規定する通知貯留区域管理業務をいう。以下同じ。）に使用されるものとして経済産業大臣が認めるものを除く。第三項第一号、第十九條第一号、第五十二條第一号、第五十三條第一項第二号及び第五十四條第一項第一号において同じ。）の閉塞に関する事項

十一 法第二十二條第三項に規定する場所についての坑口（通知貯留区域管理業務（法第五十四條第一項に規定する通知貯留区域管理業務をいう。以下同じ。）に使用されるものとして経済産業大臣が認めるものを除く。第三項第一号、第十九條第一号、第五十二條第一号、第五十三條第一項第二号及び第五十四條第一項第一号において同じ。）の閉塞に関する事項

十二 法第二十二條第三項に規定する場所についての坑口（通知貯留区域管理業務（法第五十四條第一項に規定する通知貯留区域管理業務をいう。以下同じ。）に使用されるものとして経済産業大臣が認めるものを除く。第三項第一号、第十九條第一号、第五十二條第一号、第五十三條第一項第二号及び第五十四條第一項第一号において同じ。）の閉塞に関する事項

十三 法第二十二條第三項に規定する場所についての坑口（通知貯留区域管理業務（法第五十四條第一項に規定する通知貯留区域管理業務をいう。以下同じ。）に使用されるものとして経済産業大臣が認めるものを除く。第三項第一号、第十九條第一号、第五十二條第一号、第五十三條第一項第二号及び第五十四條第一項第一号において同じ。）の閉塞に関する事項

十四 法第二十二條第三項に規定する場所についての坑口（通知貯留区域管理業務（法第五十四條第一項に規定する通知貯留区域管理業務をいう。以下同じ。）に使用されるものとして経済産業大臣が認めるものを除く。第三項第一号、第十九條第一号、第五十二條第一号、第五十三條第一項第二号及び第五十四條第一項第一号において同じ。）の閉塞に関する事項

十五 法第二十二條第三項に規定する場所についての坑口（通知貯留区域管理業務（法第五十四條第一項に規定する通知貯留区域管理業務をいう。以下同じ。）に使用されるものとして経済産業大臣が認めるものを除く。第三項第一号、第十九條第一号、第五十二條第一号、第五十三條第一項第二号及び第五十四條第一項第一号において同じ。）の閉塞に関する事項

十六 法第二十二條第三項に規定する場所についての坑口（通知貯留区域管理業務（法第五十四條第一項に規定する通知貯留区域管理業務をいう。以下同じ。）に使用されるものとして経済産業大臣が認めるものを除く。第三項第一号、第十九條第一号、第五十二條第一号、第五十三條第一項第二号及び第五十四條第一項第一号において同じ。）の閉塞に関する事項

十七 法第二十二條第三項に規定する場所についての坑口（通知貯留区域管理業務（法第五十四條第一項に規定する通知貯留区域管理業務をいう。以下同じ。）に使用されるものとして経済産業大臣が認めるものを除く。第三項第一号、第十九條第一号、第五十二條第一号、第五十三條第一項第二号及び第五十四條第一項第一号において同じ。）の閉塞に関する事項

十八 法第二十二條第三項に規定する場所についての坑口（通知貯留区域管理業務（法第五十四條第一項に規定する通知貯留区域管理業務をいう。以下同じ。）に使用されるものとして経済産業大臣が認めるものを除く。第三項第一号、第十九條第一号、第五十二條第一号、第五十三條第一項第二号及び第五十四條第一項第一号において同じ。）の閉塞に関する事項

三 貯留等工作物その他の法第十九条第一項から第三項までの規定による法第十三条第一項に規定する貯留事業の許可（貯留開始貯留事業（法第二十二條第一項に規定する貯留開始貯留事業をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）の取消しを受けた貯留開始貯留事業者（法第二十二條第一項に規定する貯留開始貯留事業者をいう。以下同じ。）であつた者又は解散し、若しくは死亡した貯留開始貯留事業者が行つていた貯留開始貯留事業により設置された当該貯留開始貯留事業に係る工作物（通知貯留区域管理業務に使用されるものとして経済産業大臣が認めるものを除く。）の撤去又は廃棄に関する事項

四 特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井の健全性の評価に関する事項

五 貯蔵された二酸化炭素の漏えいを防止するための措置に関する事項

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況を説明する書類
- 二 特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたつて継続することについての予測及び評価に関する書類
- 三 特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する書類

法第二十二條第三項の主務省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 法第二十二條第三項に規定する場所についての坑口の閉塞
- 二 第一項第三号に規定する工作物の撤去又は廃棄
- 三 特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井の健全性の評価
- 四 貯蔵された二酸化炭素の漏えいを防止するための措置

法第二十二條第三項に規定する主務省令で定める期間は、二年とする。

（特定閉鎖措置計画の変更の認可の申請等）

第十八條 法第二十二條第五項の規定により、同条第三項の規定により認可を受けた特定閉鎖措置計画について変更の認可を受けようとする者は、様式第十六による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

二 前項の申請書には、当該変更後の特定閉鎖措置計画を添付しなければならない。

三 法第二十二條第五項ただし書に規定する主務省令で定める軽微な変更は、旧貯留開始貯留事業者（同条第一項に規定する旧貯留開始貯留事業者をいう。第七十九條第一号において同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名の変更その他の特定閉鎖措置計画の内容の実質的な変更を伴わない変更とする。

（特定閉鎖措置計画の認可の基準）

第十九條 法第二十二條第六項に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 坑口の閉塞の方法が適切であること。
- 二 第十七條第一項第三号に規定する工作物が適切に撤去され、又は廃棄されること。
- 三 特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井が当該許可貯留区域内の貯留層において貯蔵された二酸化炭素の漏えいを発生させるおそれがないかについて適切に評価されていること。
- 四 貯蔵された二酸化炭素の漏えいを防止するための措置が適切であること。
- 五 特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたつて継続することが見込まれること。

（特定閉鎖措置計画の軽微な変更の届出）

第二十條 法第二十二條第七項の規定により届出をしようとする者は、様式第十七による届出書に、変更後の特定閉鎖措置計画を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（貯留開始貯留事業以外の貯留事業等の許可の取消し等に伴う措置）

第二十一條 法第二十三條第一項（法第五十七條第五項及び第六十四條第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める措置は、法第二十三條第一項の坑口の閉塞並びに掘削用機械及び火薬類取扱所の撤去とする。

第三節 貯留権及び試掘権

（公衆の縦覧に供する期間）

第二十二條 法第二十七條（法第二十九條第四項、第三十條第四項、第三十一條第二項及び第五十三條第十三項において準用する場合を含む。）の規定による公衆の縦覧に供する期間は、当該縦覧に係る貯留権等（貯留権にあつては、貯留開始貯留事業以外の貯留事業に係るものに限る。）が消滅する日までとする。

（貯留開始貯留事業以外の貯留事業に係る貯留権及び試掘権の放棄の届出）

第二十三條 法第三十五條第三項の規定により届出をしようとする者は、様式第十八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第四節 貯留事業及び試掘の実施等

第一款 貯留事業の実施

（貯留事業に着手するために通常必要と認められる期間）

第二十四條 法第三十七條第一項の経済産業省令で定める期間は、法第十三條第一項に規定する貯留事業の許可を受けた日、法第十七條第一項若しくは第二項の認可を受けた日又は法第十八條第三項の規定により同項各号に掲げる基準のいずれにも適合する旨の通知を受けた日から二年以内とする。

（貯留事業の着手の延期の認可の申請）

第二十五條 法第三十七條第二項の規定により貯留事業の着手の延期の認可の申請をしようとする者は、様式第十九による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（貯留事業に着手したときの届出等）

第二十六條 法第三十七條第三項の規定により貯留事業の着手又は許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入の開始の届出をしようとする者は、様式第二十による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入に関し通知すべき事項）

第二十七條 法第三十七條第四項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 許可貯留区域
- 二 許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を開始した年月日
- 三 その他経済産業大臣が必要と認める事項

（貯留事業の休止の認可の申請）

第二十八條 法第三十七條第五項の規定により貯留事業の休止の認可の申請をしようとする者は、様式第二十一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（貯留事業の再開の届出）

第二十九條 法第三十七條第六項の規定により休止した貯留事業の再開の届出をしようとする者は、様式第二十二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（貯留事業実施計画の認可の申請）

第三十條 法第三十八條第一項の規定により貯留事業実施計画の認可の申請をしようとする者は、様式第二十三による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

二 法第三十八條第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 貯留事業の安定的な遂行を確保するための資金計画及び体制
- 二 貯蔵する二酸化炭素の一年当たりの注入量及び注入に係る期間並びに許可貯留区域内の貯留層に貯蔵し得る二酸化炭素の最大量に関する事項
- 三 許可貯留区域内の貯留層に貯蔵された二酸化炭素の漏えいが発生し、大気に漏出した場合における環境に及ぼす影響の評価に関する事項
- 四 二酸化炭素の注入を終了した後の貯留開始貯留事業の実施に必要な費用に充てるための資金の確保に関する事項
- 五 通知貯留区域管理業務の実施に必要な費用の見込みに関する事項

(貯留事業実施計画の変更の認可の申請等)

第三十一条 法第三十九条第一項の規定により貯留事業実施計画の変更の認可の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該変更後の貯留事業実施計画を添付しなければならない。

第三十二条 法第三十九条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 法第三十八条第一項第五号に掲げる事項の変更（法第四十三条第一項の規定による監視を追加して行う場合に限る。）

二 貯蔵する二酸化炭素の一年当たりの注入量を減少させ、又は当該二酸化炭素の注入に係る期間を短縮し、二酸化炭素の注入量の合計を減少させる変更

三 前条第二項第四号の費用の見込額について十パーセント未満の増加による同号に掲げる事項の変更

四 前条第二項第五号の費用の見込額について十パーセント未満の増加による同号に掲げる事項の変更

五 貯留事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更その他の貯留事業実施計画の内容の実質的な変更を伴わない変更

(貯留事業実施計画の軽微な変更の届出)

第三十三条 法第三十九条第二項の規定により届出をしようとする者は、様式第二十五による届出書に、変更後の貯留事業実施計画を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(二酸化炭素の貯蔵の状況の監視)

第三十三条 法第四十三条第一項の規定により貯留開始貯留事業者が行う監視は、認可貯留事業実施計画（法第四十条に規定する認可貯留事業実施計画をいう。以下同じ。）に従い、次の各号に掲げる監視の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行わなければならない。

一 懸念時監視 許可貯留区域内の貯留層において貯蔵された二酸化炭素の漏えいが発生させるおそれのある事象が発生した場合に、当該漏えいが発生しているかどうか又は発生するおそれが生じているかどうかを判断するために実施する。

二 異常時監視 許可貯留区域内の貯留層において貯蔵された二酸化炭素の漏えいが発生し、又は発生するおそれが生じた場合に、その状態が継続している間、実施する。

三 通常時監視 前二号の場合以外の場合に実施する。

2 法第四十三条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣が許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

一 許可貯留区域内の貯留層及びその周辺の温度及び圧力

二 貯蔵する二酸化炭素の成分、流量、注入量及び濃度

三 許可貯留区域内の坑井の健全性

四 許可貯留区域内の貯留層及びその周辺の地層の振動

五 許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の位置及び範囲

六 二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵の観点からの許可貯留区域の直上の区域及びその周辺の環境の状況

(二酸化炭素の貯蔵の状況の監視の結果の報告)

第三十四条 法第四十三条第二項の規定による監視の結果の報告は、次の各号に掲げる監視の区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるところにより行わなければならない。

一 懸念時監視 当該監視を実施したときは、直ちに、その結果を経済産業大臣に報告すること。

二 異常時監視 当該監視を実施している間は、定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じてその結果を経済産業大臣に報告すること。

三 通常時監視 当該監視を実施したときは、遅滞なく、その結果を経済産業大臣に報告すること。

(二酸化炭素の注入を終了した後の貯留開始貯留事業の実施に必要な費用に充てるための資金を確保するための措置)

第三十五条 法第四十四条第一項の資金の確保は、貯留開始貯留事業（当該貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を行っている期間に係るものに限る。）に係る毎事業年度において、当該事業年度に確保すべき資金の金額を算定し、当該金額に相当する資金を確保することにより行わなければならない。ただし、経済産業大臣が当該貯留開始貯留事業の実施状況を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

2 法第四十四条第一項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 引当金の積立て

二 引当金の積立て以外の措置であつて、二酸化炭素の注入を終了した後の貯留開始貯留事業の安定的な遂行を確保するためのものとして経済産業大臣が適当と認めるもの

(拠出金の額の算定)

第三十六条 法第四十五条第二項の経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 通知貯留区域管理業務に要する三十年分の費用の額の確保を図ることができるものであること。

二 貯留開始貯留事業者が行う貯留開始貯留事業の内容に照らして長期的に安定した水準を維持できるものであること。

(独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構への届出等)

第三十七条 法第四十五条第三項の規定により届出をしようとする者は、様式第二十六による届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）に提出しなければならない。

一 法第三十八条第一項又は第三十九条第一項の規定による認可を受けた場合 認可貯留事業実施計画及び次項各号に掲げる事項を記載した書類

二 法第三十九条第二項の規定による届出をした場合 認可貯留事業実施計画及び次項各号に掲げる事項を記載した書類

三 法第四十三条第二項の規定による報告をした場合 同条第一項の規定による監視の結果を記載した書類

2 法第四十五条第三項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 許可貯留区域に係る貯留事業場（法第三十八条第一項第三号に規定する貯留事業場をいう。以下同じ。）についての坑口の閉塞に関する事項

二 貯留等工作物その他の貯留開始貯留事業により設置された当該貯留開始貯留事業に係る工作物の撤去又は廃棄に関する事項

(拠出金の額の認可)

第三十八条 機構は、法第四十五条第四項の規定による認可を受けようとするときは、様式第二十七による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(拠出金の額の通知)

第三十九条 法第四十五条第五項の規定による通知は、様式第二十八により行うものとする。

(拠出金の納付等)

第四十条 拠出金（法第四十五条第一項に規定する拠出金をいう。以下同じ。）及び延滞金の納付は、納付書（納入告知書の送付を受けた場合には納入報告書）を添えてこれを行わなければならない。

2 拠出金及び延滞金は、機構に直接納付する場合のほかは、金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことによって納付しなければならない。

(端数計算)

第四十一条 拠出金及び延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(国税滞納処分の例による処分の認可)

第四十二条 機構は、法第四十七条第三項の規定により国税滞納処分の例による処分の認可を受けようとするときは、様式第二十九号による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(滞納処分の証明書)

第四十三条 法第四十七条第三項の規定による滞納処分のため財産の差押えをするときは、差押えをする機構の職員は、その行為に関し正当な権限を有する者であることを示す様式第三十号による証明書を提示しなければならない。

(延滞金の免除)

第四十四条 法第四十七条第五項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 督促状に指定した期限までに拠出金を完納したとき。

二 延滞金の額が百円未満であるとき。

三 災害その他拠出金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(書類の保存義務)

第四十五条 貯留開始貯留事業者は、拠出金及び延滞金の納付に関する書類をその完結の日から五年間保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第四十六条 前条の規定により保存しなければならない書類に記載しなければならない事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第九十二条第一項、第一百七十七条第一項及び第二百二十六条第一項において同じ。)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって前条に規定する書類の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣の定める基準を確保するよう努めなければならない。

(認可貯留事業実施計画の実施状況の定期の報告)

第四十七条 法第四十九条の規定により報告をしようとする者は、法第三十八条第一項の認可を受けた日から一年に一回以上、様式第三十一号による報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(特定貯留事業約款において定めるべき事項)

第四十八条 法第五十条第一項の特定貯留事業約款においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 適用範囲

二 料金の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目についての内容の説明

三 貯留等工作物その他の設備に関する費用の負担に関する事項

四 前二号に掲げるもののほか、二酸化炭素の貯蔵の役務の提供を受ける者が負担すべきものがある場合にあつては、その内容

五 二酸化炭素の受入量の計測方法及び料金その他の二酸化炭素の貯蔵の役務の提供を受ける者が負担すべきものの徴収の方法

六 貯蔵のできる二酸化炭素の特性その他の二酸化炭素の貯蔵に係る受入条件に関する事項

七 貯留等工作物その他の設備に関する特定貯留事業者(法第五十条第一項に規定する特定貯留事業者をいう。第十号において同じ。)及び二酸化炭素の貯蔵の役務の提供を受ける者の保安上の責任に関する事項

八 二酸化炭素の貯蔵に係る受入れの制限又は停止並びに解除に関する事項

九 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、二酸化炭素の貯蔵に係る条件又は特定貯留事業者及び二酸化炭素の貯蔵の役務の提供を受ける者の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容

十一 有効期間を定める場合にあつては、その期間

十二 実施期日

(特定貯留事業約款の届出等)

第四十九条 法第五十条第一項の規定による特定貯留事業約款の届出をしようとする者は、その実施の日(第十号前までに、様式第三十二号による届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。)

一 料金の算定方法及び算定の基礎となる項目に関する説明書

二 二酸化炭素の貯蔵の役務の提供を受ける者の負担となるもの(料金を除く。)の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

2 法第五十条第一項の規定による特定貯留事業約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日(第十号前までに、様式第三十三号による届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。)

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の特定貯留事業約款及び変更後の特定貯留事業約款

三 前条第二号に掲げる事項を変更しようとする場合にあつては、料金の算定方法及び算定の基礎となる項目に関する説明書

四 前条第三号及び第四号に掲げる事項を変更しようとする場合にあつては、二酸化炭素の貯蔵の役務の提供を受ける者の負担となるもの(料金を除く。)の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

3 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、第一項又は前項の者に對し、前条第二号から第四号までの事項について必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(特定貯留事業約款以外の条件の承認の申請)

第五十条 法第五十条第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第三十四号による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 特定貯留事業約款以外の条件による法第五十条第一項に規定する特定貯留事業を行う理由を記載した書類

二 料金その他の二酸化炭素の貯蔵の役務の提供を受ける者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあつては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

第五十一条 法第五十条第四項の規定による特定貯留事業約款の公表は、その実施の日(第十号前までに、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要しない。)

第二款 貯留事業の廃止等

(閉鎖措置)

第五十二条 法第五十三条第一項の主務省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 閉鎖措置(法第五十三条第一項に規定する閉鎖措置をいう。以下同じ。)に係る許可貯留区域に係る貯留事業場についての坑口の閉塞

二 貯留等工作物その他の閉鎖措置を講じようとする貯留開始貯留事業により設置された当該貯留開始貯留事業に係る工作物(通知貯留区域管理業務に使用されるものとして経済産業大臣が認めるものを除く。次条第一項第三号及び第五十四条第一項第二号において同じ。)の撤去又は廃棄

三 閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井の健全性の評価

四 貯蔵された二酸化炭素の漏えいを防止するための措置

（閉鎖措置計画の認可の申請）

第五十三条 法第五十三條第二項の規定により閉鎖措置計画（同項に規定する閉鎖措置計画をいう。以下同じ。）について認可を受けようとする者は、閉鎖措置に係る許可貯留区域ごとに、次に掲げる事項について閉鎖措置計画を定め、これを記載した様式第三十五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 閉鎖措置に係る許可貯留区域

二 前号の許可貯留区域に係る貯留事業場についての坑口の閉塞に関する事項

三 貯留等工物その他の閉鎖措置を講じようとする貯留開始貯留事業により設置された当該貯留開始貯留事業に係る工物の撤去又は廃棄に関する事項

四 閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井の健全性の評価に関する事項

五 貯蔵された二酸化炭素の漏えいを防止するための措置に関する事項

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況を説明する書類

二 閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することについての予測及び評価に関する書類

三 閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する書類（閉鎖措置計画の認可の基準等）

第五十四条 法第五十三條第三項において準用する法第二十二條第六項に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 坑口の閉塞の方法が適切であること。

二 貯留等工物その他の閉鎖措置を講じようとする貯留開始貯留事業により設置された当該貯留開始貯留事業に係る工物が適切に撤去され、又は廃棄されること。

三 閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井が当該許可貯留区域内の貯留層において貯蔵された二酸化炭素の漏えいを発生させるおそれがないかについて適切に評価されていること。

四 貯蔵された二酸化炭素の漏えいを防止するための措置が適切であること。

五 閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することが見込まれること。

二 第十八条の規定は、閉鎖措置計画について準用する。この場合において、同条第一項中「法第二十二條第五項」とあるのは「法第五十三條第三項において準用する法第二十二條第五項」と、同条第三項中「法第二十二條第五項ただし書」とあるのは「法第五十三條第三項において準用する法第二十二條第五項ただし書」と、旧貯留開始貯留事業者（同条第一項に規定する旧貯留開始貯留事業者をいう。第七十九條第一号において同じ。）とあるのは「貯留開始貯留事業者」と読み替えるものとする。

三 第二十条の規定は、閉鎖措置計画について準用する。この場合において、同条中「法第二十二條第七項」とあるのは「法第五十三條第三項において準用する法第二十二條第七項」と、「様式第十七」とあるのは「様式第三十七」と読み替えるものとする。

（閉鎖措置の終了の認可の申請等）

第五十五条 法第五十三條第四項（法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第三項及び次条において同じ。）の規定により、閉鎖措置（特定閉鎖措置の終了の認可を受けようとする場合にあつては、特定閉鎖措置。以下この条において同じ。）の終了の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十八（特定閉鎖措置の終了の認可を受けようとする場合にあつては、様式第三十九）による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 終了の認可を受けようとする閉鎖措置に係る許可貯留区域

三 終了の認可を受けようとする閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を終了した年月日

四 閉鎖措置の実施状況

二 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 終了の認可を受けようとする閉鎖措置に係る許可貯留区域及び当該許可貯留区域に係る貯留事業場（特定閉鎖措置の終了の認可を受けようとする場合にあつては、法第二十二條第三項に規定する場所）の現況を明らかにする書類

二 終了の認可を受けようとする閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井からの二酸化炭素の漏えいが発生しておらず、かつ、発生するおそれがないことを明らかにする書類

三 法第五十三條第四項に規定する主務省令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 法第五十三條第二項の認可を受けた閉鎖措置計画（特定閉鎖措置の終了の認可を受けようとする場合にあつては、法第二十二條第三項の認可を受けた特定閉鎖措置計画（法第二十二條第五項又は第七項（これらの規定を法第五十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。）に基づき閉鎖措置が適切に行われていること。

二 終了の認可を受けようとする閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井からの二酸化炭素の漏えいが発生しておらず、かつ、発生するおそれがないと認められること。

（終了確認証）

第五十六条 経済産業大臣は、法第五十三條第四項の規定による確認をしたときは、終了確認証を交付する。

（二酸化炭素の貯蔵の状況が安定するまでに必要と認められる期間）

第五十七条 法第五十三條第五項（法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める期間は、十年を下らない期間とする。ただし、廃止しようとする貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を終了した場合において、当該二酸化炭素の注入量が、十年以内に当該貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することが見込まれる程度に少量であると経済産業大臣が認めたときは、その期間を短縮することができる。

（貯留開始貯留事業の廃止の許可の申請）

第五十八条 法第五十三條第六項の申請をしようとする者は、様式第四十による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

二 法第五十三條第六項第五号の経済産業省令で定める事項は、貯留開始貯留事業の廃止の理由とする。

（通知貯留区域管理業務を円滑かつ着実に実施するために必要な措置）

第五十九条 法第五十三條第七項第二号の経済産業省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 機構が通知貯留区域管理業務を円滑かつ着実に実施するために必要な事務の引継ぎ

二 通知貯留区域管理業務に使用するための貯留等工物その他の廃止しようとする貯留開始貯留事業により設置された当該貯留開始貯留事業に係る工物の管理の引継ぎ

三 廃止しようとする貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況に関する情報の提供

四 廃止しようとする貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層に貯蔵された二酸化炭素の漏えいが発生し、又は発生するおそれがある場合における二酸化炭素の漏えいの防止のための応急の措置に関する情報の提供

五 その他機構が通知貯留区域管理業務を行うために必要な情報の提供

二 法第五十三條第七項第三号の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 廃止しようとする貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することについての予測及び評価に関する書類

二 廃止しようとする貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する書類

三 機構に拠出金が納付されていることを証する書面

四 法第五十三条第七項第二号の経済産業省令で定める措置が適切に実施されていることについての機構の同意書

五 担当権の設定が登録されている貯留権に係る法第五十三条第五項の規定による申請にあつては、担当権者の承諾書

(機構への通知事項)

第六十条 法第五十三条第十一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第五十三条第五項の許可に係る貯留開始貯留事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法第五十三条第五項の許可の年月日

三 その他経済産業大臣が必要と認める事項

(二酸化炭素が安定的に貯蔵されていることを確認するために必要な事項等)

第六十一条 法第五十四条第一項に規定する主務省令で定めるものの監視は、次の各号に掲げる監視の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行わなければならない。

一 懸念時監視 通知貯留区域（法第五十三条第十二項第二号に規定する通知貯留区域をいう。以下この条及び次条において同じ。）内の貯留層において貯蔵された二酸化炭素の漏えいを発生させるおそれのある事象が発生した場合に、当該漏えいが発生しているかどうか又は発生するおそれが生じているかどうかを判断するために実施する。

二 異常時監視 通知貯留区域内の貯留層において貯蔵された二酸化炭素の漏えいが発生し、又は発生するおそれが生じた場合に、その状態が継続している間、実施する。

三 通常時監視 前二号の場合以外の場合に実施する。

2 法第五十四条第一項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 通知貯留区域内の貯留層及びその周辺の地層の振動

二 二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵の観点からの通知貯留区域の直上の区域及びその周辺の環境の状況

三 通知貯留区域管理業務を行うため必要があると認められる場合にあつては、通知貯留区域内の貯留層及びその周辺の温度及び圧力並びに坑井の健全性

四 懸念時監視又は異常時監視を実施する場合にあつては、通知貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の位置及び範囲

(通知貯留区域管理業務に関する事項の届出)

第六十二条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、通知貯留区域管理業務を行うおとるときは、通知貯留区域ごとに、次に掲げる事項を記載した様式第四十一による届出書を経済産業大臣に届けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 通知貯留区域

二 通知貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する事項

三 法第五十六条に規定する応急の措置に関する事項

四 その他二酸化炭素が安定的に貯蔵されていることを確認するために必要な事項

(二酸化炭素の貯蔵の状況の監視の結果の報告)

第六十三条 法第五十四条第二項の規定による監視の結果の報告は、次の各号に掲げる監視の区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるところにより行わなければならない。

一 懸念時監視 当該監視を実施したときは、直ちに、その結果を経済産業大臣に報告すること。

二 異常時監視 当該監視を実施している間は、定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じてその結果を経済産業大臣に報告すること。

三 通常時監視 当該監視を実施したときは、遅滞なく、その結果を経済産業大臣に報告すること。

(貯留開始貯留事業以外の貯留事業の廃止の届出)

第六十四条 法第五十七条第一項の規定により貯留開始貯留事業以外の貯留事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第四十二による届出書に、担当権者の承諾書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

第三款 試掘の実施等

(試掘の事業に着手するために通常必要と認められる期間)

第六十五条 法第五十八条第一項の経済産業省令で定める期間は、試掘の許可（法第十三条第二項に規定する試掘の許可をいう。第七十九条第二号において同じ。）を受けた日、法第十七条第一項若しくは第二項の認可を受けた日又は法第十八条第三項の規定により同項各号に掲げる基準のいずれにも適合する旨の通知を受けた日から六月以内とする。

(試掘の事業に着手したときの届出)

第六十六条 法第五十八条第二項の規定により試掘の事業の着手の届出をしようとする者は、様式第四十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(試掘の事業の着手の延期の認可の申請等)

第六十七条 法第五十八条第三項において準用する法第三十七条第二項の規定により試掘の事業の着手の延期の認可の申請をしようとする者は、様式第四十四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第五十八条第三項において準用する法第三十七条第五項の規定により試掘の事業の休止の認可の申請をしようとする者は、様式第四十五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 法第五十八条第三項において準用する法第三十七条第六項の規定により休止した試掘の事業の再開の届出をしようとする者は、様式第四十六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(試掘実施計画の認可の申請)

第六十八条 法第五十九条第一項の規定により試掘実施計画の認可の申請をしようとする者は、様式第四十七による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第五十九条第一項第四号の経済産業省令で定める事項は、試掘を行うための資金計画及び体制とする。

(試掘実施計画の変更の認可の申請等)

第六十九条 法第六十条第一項の規定により試掘実施計画の変更の認可の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第四十八による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該変更後の試掘実施計画を添付しなければならない。

3 法第六十条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、試掘者（法第十三条第二項に規定する試掘者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名の変更その他の試掘実施計画の内容の実質的な変更を伴わない変更とする。

(試掘実施計画の軽微な変更の届出)

第七十条 法第六十条第二項の規定により届出をしようとする者は、様式第四十九による届出書に、変更後の試掘実施計画を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(認可試掘実施計画の実施状況の定期の報告)

第七十一条 法第六十四条第一項において準用する法第四十九条の規定により報告をしようとする者は、法第五十九条第一項の認可を受けた日から一年に一回以上、様式第五十による報告書に、試掘によつて得られた地質構造の調査の結果（解析結果を含む。）及びその記録を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記憶媒体をいう。第百二十四条第二項第二号及び第百三十九条において同じ。）を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(試掘の廃止の届出)

第七十二条 法第六十四条第二項において準用する法第五十七条第一項の規定により試掘の廃止の届出をしようとする者は、様式第五十一による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第五節 保安

第一款 貯留事業者等の義務等

(貯留事業者等が講ずべき措置)

第七十三条 法第六十六条第一項の規定に基づき同項第一号に掲げる事項について貯留事業者が講ずべき措置及び同条第二項の規定に基づき同項第一号に掲げる事項について試掘者が講ずべき措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 土地の掘削を行うときは、ガス等の噴出を防止するための措置を講ずること。
- 二 ガス等の噴出が発生したとき、又はその兆候を認めたときは、貯留事業等に従事する者の退避、送電の停止その他のガス等の噴出による被害を防止するための措置を講ずること。
- 三 地表の沈下その他の土地の掘削による被害を防止するための措置を講ずること。
- 四 坑井は、速やかに、坑口の閉塞その他のガス等の噴出による被害を防止するための措置を講ずること。ただし、坑井であつて今後の活用が見込まれるもの及び二酸化炭素の注入を開始したもののについては、坑口装置のバルブの閉止その他の措置を講ずれば足りるものとする。

2 法第六十六条第一項の規定に基づき同項第二号に掲げる事項について貯留事業者が講ずべき措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 二酸化炭素の注入を適切に行うこと。
- 二 二酸化炭素の貯蔵に伴う許可貯留区域内の貯留層及びその周辺の地層の状況の監視を適切な方法で行うこと。
- 三 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があるときは、適切な措置を講ずること。

3 法第六十六条第一項の規定に基づき同項第三号に掲げる事項について貯留事業者が講ずべき措置及び同条第二項の規定に基づき同項第二号に掲げる事項について試掘者が講ずべき措置は、次の各号に掲げる事項ごとに、それぞれ当該各号に定める措置とする。

- 一 貯留等工物の工事、維持及び運用 次のイからホまでに掲げる措置
- イ 貯留等工物の安全かつ適正な使用方法又は作業方法若しくは作業手順を定め、これを貯留事業等に従事する者に周知すること。
- ロ 貯留等工物並びに掘削箇所及び掘削跡を保安のため必要があるときに点検し、危険又は異常の有無を検査し、かつ、被害の防止のため必要な事項について測定すること。

ハ 台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害により保安上危険の有無を検査する必要があるものは、又はロの測定の結果に異常が認められたものについては、点検、検査又は測定について必要な措置を講ずること。

二 ロ及びハの点検、検査及び測定についての箇所、項目、方法及び頻度をあらかじめ定め、これを貯留事業等に従事する者に周知すること。

ホ ロ及びハの点検、検査及び測定の結果を記録し、必要に応じ、これを保存すること。

二 火薬類の取扱い 次のイからリまでに掲げる措置

イ 火薬類を受け渡すときは、あらかじめ安全な一定の場所を定め、当該場所において行うこと。

ロ 火薬類を存置するときは、火薬類取扱所を設け、当該箇所において行うこと。ただし、イの場所、使用場所及びその付近に安全な方法で一時的に存置する場合は、この限りでない。

ハ 火薬類取扱所に存置する火薬類は、二作業日の使用見込量以上としなければならないこと。

二 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

ホ 受け渡し、返還し、及び使用した火薬類の種類及び数量を記録し、これを一年間保存すること。

ヘ 火薬類を受け渡し、存置し、運搬し、又は使用するときは、暴発、紛失及び盗難を防止するための措置を講ずること。

ト 火薬類を使用するときは、への規定によるほか、異常爆発の防止並びに作業者及び周辺への被害を防止するための措置を講ずること。

チ 火薬類の使用後は、への規定によるほか、不発その他の危険の有無の検査の実施その他の火薬類による被害を防止するための措置を講ずること。

リ 不発の際は、安全な方法による火薬類の回収その他の火薬類による被害を防止するための措置を講ずること。

三 火気の取扱い 次のイからハまでに掲げる措置

イ 火気使用禁止区域の設定、可燃性物質の管理その他の火災を防止するための措置を講ずること。

ロ 消火設備の設置その他の火災による被害範囲の拡大を防止するための措置を講ずること。

ハ 火災を認めたときは、消火作業の実施、貯留事業等に従事する者の退避その他の火災による被害を防止するための措置を講ずること。

(災害時の報告)

第七十四条 貯留事業者等は、次の表の災害の欄に掲げる災害が発生したときは、それぞれ同表の報告の方式、報告期限及び報告先の欄に掲げるところにより、報告しなければならない。

災 害	報告の方式	報 告 期 限		報 告 先
		速 報	詳 報	
一 貯留等工物の欠陥、損傷若しくは破壊又は貯留等工物の操作により人が死亡した災害（次号に掲げるものを除く。）	災害速報（以下「速報」という。）及び災害詳報（以下「詳報」という。）	災害が発生した時から四時間以内	災害が発生した日から三十日以内	経済産業大臣及び当該災害に係る貯留等工物の設置場所を管轄する産業保安監督官（以下この表において「所轄産業保安監督官」という。）
二 工事中の貯留等工物の欠陥、損傷若しくは破壊又は工事中の貯留等工物の操作により人が死亡した災害		災害が発生した時から四時間以内	災害が発生した日から三十日以内	所轄産業保安監督官
三 貯留等工物の欠陥、損傷若しくは破壊又は貯留等工物の操作することにより人が負傷し、中毒し、又は酸素欠乏症となつた災害（前二号、次号及び第七号に掲げるものを除く。）	速報及び詳報	災害が発生した時から四時間以内	災害が発生した日から三十日以内	所轄産業保安監督官
四 工事中の貯留等工物の欠陥、損傷若しくは破壊又は工事中の貯留等工物の操作することにより人が負傷し、中毒し、又は酸素欠乏症となつた災害（第二号及び第七号に掲げるものを除く。）		災害が発生した時から四時間以内	災害が発生した日から三十日以内	所轄産業保安監督官
五 貯留等工物の欠陥、損傷若しくは破壊又は貯留等工物の操作することにより一般公衆に対し避難、家屋の破壊、交通の困難等を招来した災害（第一号から前号まで及び第七号に掲げるものを除く。）		災害が発生した時から四時間以内	災害が発生した日から三十日以内	所轄産業保安監督官
六 所有し、又は占有する二酸化炭素又は高圧ガスによる災害（第一号から前号まで、次号及び第十号に掲げるものを除く。）		災害が発生した時から四時間以内	災害が発生した日から三十日以内	所轄産業保安監督官

七 台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害又は火災による貯留等工作物の損傷又は破壊による災害（第一号及び第二号に掲げるものを除く。）	速報及び詳報	災害が発生した時から二十分以内可能な限り速報を	災害が発生した日から三十日以内	経済産業大臣及び所轄産業保安監督部長
八 主要な貯留等工作物の欠陥、損傷又は破壊による災害（第一号から前号までに掲げるものを除く。）	速報及び詳報	災害が発生した時から二十分以内可能な限り速報を	災害が発生した日から三十日以内	所轄産業保安監督部長
九 土地の掘削によるガス等の噴出その他の災害（第一号から前号までに掲げるものを除く。）				
十 貯蔵した二酸化炭素についての災害（第一号から第五号までに掲げるものを除く。）				
十一 火薬類の紛失、盗難その他の火薬類についての災害				

2 前項の規定による速報は、次に掲げる事項について、電話その他適当な方法により行わなければならない。

- 一 災害の発生の日時及び場所
 - 二 災害の概要
 - 三 災害の原因
 - 四 応急措置
- 3 第一項の規定による詳報は、様式第五十二による報告書を提出して行わなければならない。

第二款 自主的な保安（保安規程）

第七十五条 法第六十九条第一項の保安規程は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 貯留事業場等（法第六十六条第三項に規定する貯留事業場等という。以下同じ。）における保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
- 二 作業監督者が旅行、疾病その他事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。
- 三 貯留事業等に従事する者に対する保安教育に関すること。
- 四 第七十三条各項に規定する貯留事業者等が講ずべき措置（試掘者にあつては、同条第二項に規定する措置を除く。第八十条第一項第三号において同じ。）について、これを実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項に関すること。
- 五 現況調査で明らかになつた保安を確保するための措置の内容に関すること。
- 六 保安を確保するための措置の評価の方法に関することであつて次に掲げるもの。
 - イ 現況調査を実施する体制に関すること。
 - ロ 措置の実施状況を確認する体制及びその時期に関すること。
- ハ 措置の内容を評価する体制及びその時期に関すること。
- ニ 措置の実施状況の確認結果又は措置の内容の評価結果の記録に関する事項に関すること。
- 七 前号に規定する評価の結果を踏まえた保安を確保するための措置の見直しに関すること。
- 八 災害その他非常の場合にとるべき措置に関すること。
- 九 貯留事業場等における保安についての記録（第六号二に規定するものを除く。）に関すること。
- 十 その他貯留事業場等における保安に関し必要な事項に関すること。

作業の区分		作業監督者の要件	
一 掘削用機械の操作その他の土地の掘削に関する作業	一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において、鉱業に関する理学又は工学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）以下この表において同じ。）であつて、貯留事業場等又は石油鉱山（第一号第二項第二号に規定する石油鉱山をいう。以下この表において同じ。）の保安に関する業務に通算して三年以上従事したもの	一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において、鉱業に関する理学又は工学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）以下この表において同じ。）であつて、貯留事業場等又は石油鉱山（第一号第二項第二号に規定する石油鉱山をいう。以下この表において同じ。）の保安に関する業務に通算して三年以上従事したもの	二 前号に掲げる者のほか、貯留事業場等又は石油鉱山その他これらに類する事業場における土地の掘削に関する作業の保安に関する実務に通算して五年以上従事した者
	二 貯留層への二酸化炭素の注入に関する作業	一 学校教育法による大学又は高等専門学校において、鉱業に関する理学又は工学の課程を修めて卒業した者であつて、貯留事業場における二酸化炭素の注入に関する作業又は石油鉱山における生産管理その他これらに類する作業に関する実務に通算して三年以上従事したもの	二 前号に掲げる者のほか、貯留事業場における二酸化炭素の注入に関する作業又は石油鉱山における生産管理その他これらに類する作業に関する実務に通算して五年以上従事した者
三 圧送機の操作その他の二酸化炭素（常用の圧力が一メガパスカル以上のものに限る。）の圧送に関する作業		製造保安責任者免状（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十九条第一項の製造保安責任者免状をいい、丙種化学責任者免状、第一種冷凍機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状を除く。第二百四条第一項の表及び第九十九条第四号において同じ。）の交付を受けている者	一 前号に掲げる者のほか、貯留事業場等における二酸化炭素の注
四 火薬類の存置、受渡し、運搬及び使用に関する作業		一 一箇月に一トン以上の火薬類を取り扱う作業については、火薬類取縮法（昭和二十五年法律第四十九号）第三十一条第二項の甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者	二 一箇月に一トン未満の火薬類を取り扱う作業については、火薬類取縮法第三十一条第二項の甲種火薬類取扱保安責任者免状又は乙種火薬類取扱保安責任者免状を有する者

2 貯留事業者等は、前項の表の上欄の各号に定める作業（火薬類の受渡し場所又は使用場所において一時存置する場合を除く。）をする作業監督者を選任するときは、前項の規定によるほか、当該各号の下欄に掲げる要件と同等以上の能力を有すると経済産業大臣（その事業の用に供する貯留等工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その貯留等工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長。以下この節（第九十条第一項及び第九十二条第二項を除く。）において同じ。）が認めた者から選任することができる。

(作業監督者の選解任の届出)

第七十八條 法第七十一条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第五十五による届出書を提出しなければならない。

(現況調査の時期)

第七十九條 法第七十四条第一項の経済産業省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 旧貯留開始貯留事業者が法第二十二條第三項の規定により特定閉鎖措置計画を定め、又は同条第五項の規定によりこれを変更(軽微な変更を除く。)しようとするとき。

二 試掘の許可の有効期間が満了しようとするとき。

三 貯留事業者等が法第三十七條第五項(法第五十八條第三項において準用する場合を含む。)の認可を受けて休止した貯留事業等を再開しようとするとき。

四 貯留事業者が法第三十九條第一項の規定により貯留事業実施計画を変更しようとするとき。

五 貯留開始貯留事業者が法第五十三條第二項の規定により閉鎖措置計画を定め、又は同条第三項において準用する法第二十二條第五項の規定によりこれを変更(軽微な変更を除く。)しようとするとき。

六 貯留事業者等が法第五十七條第一項(法第六十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定により貯留事業等の廃止の届出をしようとするとき。

七 試掘者が法第六十條第一項の規定により試掘実施計画を変更しようとするとき。

(現況調査の項目)

第八十條 法第七十四条第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 掘削箇所及び貯留層並びにこれらの周辺の地質状況(試掘者にあつては、掘削箇所及びその周辺の地質状況)

二 貯留事業場等の周辺の状況

三 第七十三條各項に規定する貯留事業者等が講ずべき措置に係る事項(貯留等工作物に係る調査にあつては、これらが故障、破損その他の事由により通常の使用ができない場合を含む。)

四 前三号に掲げるもののほか、貯留事業場等における保安を害する事項

2 法第七十四條第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第六十八條第一項の規定による報告に係る災害の原因

二 前号の災害とその原因との関係

三 第一号の災害の発生前に講じていた保安を確保するための措置に対する評価

(現況調査の結果の記録)

第八十一條 法第七十四條第一項から第三項までの規定による調査の結果の記録は、次の各号に掲げる事項ごとに、それぞれ当該各号に定める期間保存するものとする。

一 法第七十四條第一項(試掘者に係るものに限る。)の規定による調査の結果 十年間

二 法第七十四條第一項(貯留事業者に係るものに限る。)の規定による調査の結果 廃止の届出(法第五十七條第一項の規定による届出をいう。)が受理されるまでの期間(貯留開始貯留事業にあつては、廃止の許可(法第五十三條第五項の許可をいう。)を受けるまでの期間)

三 法第七十四條第二項及び第三項の規定による調査の結果 十年間

第三款 工事計画及び検査

(工事計画)

第八十二條 法第七十五條第一項の経済産業省令で定める貯留等工作物の設置又は変更の工事は、別表第一の上欄に掲げる工事の種類の他に、それぞれ同表の中欄に掲げるものとする。

2 法第七十五條第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、別表第一の中欄に掲げる変更の工事を伴う変更以外のものとする。

3 法第七十五條第八項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次条第一項第一号の工事計画書の記載事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

(工事計画の届出)

第八十三條 法第七十五條第一項又は第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第五十六による届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、その届出が廃止の工事に係る場合は、第二号及び第三号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 工事計画書

二 貯留等工作物の属する別表第二の上欄に掲げる種類に並び、同表の下欄に掲げる書類

三 工事工程表

四 変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類

2 前項第一号の工事計画書には、届出に係る貯留等工作物の種類に並び、別表第二の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事(廃止の工事を除く。)又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

3 法第七十五條第八項の規定による届出をしようとする者は、様式第五十七による届出書に、変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(添付書類の省略)

第八十四條 前条第一項の規定にかかわらず、法第七十五條第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、その届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣がその届出に係る貯留等工作物の型式、設計等からみて添付することを要しない旨の指示をしたものについては、これを添付することを要しない。

(使用前自主検査の対象)

第八十五條 法第七十五條第一項又は第二項の規定による届出をして設置又は変更の工事をする貯留等工作物であつて、法第七十六條第一項の経済産業省令で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる工事の種類の他に、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

(使用前自主検査の方法)

第八十六條 法第七十六條第一項の使用前自主検査は、貯留等工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、同条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法で行うものとする。

(使用前自主検査の記録の作成及び保存)

第八十七條 法第七十六條第一項の規定により使用前自主検査の記録に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

一 使用前自主検査年月日

二 使用前自主検査の対象

三 使用前自主検査の方法

四 使用前自主検査の結果

五 使用前自主検査を実施した者の氏名(使用前自主検査において協力した事業者がある場合にあつては、当該事業者の名称及び使用前自主検査を実施した者の氏名)

六 使用前自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

2 使用前自主検査の結果の記録は、当該使用前自主検査の対象である貯留等工作物を廃止するまでの期間又は当該使用前自主検査を行った日から起算して五年を経過するまでの期間のいずれか長い期間保存するものとする。

(定期自主検査の対象)

第八十八條 法第七十七條の経済産業省令で定める貯留等工作物は、次に掲げるものとする。

一 坑井及びその附属設備

二 掘削用機械

三 圧送機

四 高圧ガス製造設備

五 火薬類取扱所

（定期自主検査の方法）

第八十九条 法第七十七条の定期自主検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

- 一 開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法
- 二 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

（定期自主検査の実施時期）

第九十条 法第七十七条の定期自主検査は、次の各号に掲げる工作物の区分に応じ、当該各号に掲げる期間ごとに一回以上行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で定期自主検査を行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回行わなければならない。

- 一 坑井及びその附属設備 二年
- 二 掘削用機械 二年
- 三 圧送機 二年
- 四 高圧ガス製造設備 一年

五 火薬類取扱所 二年

2 前項の規定にかかわらず、使用を休止した貯留等工作物であつて、様式第五十八による届出書に次に掲げる書類を添えて経済産業大臣に届け出たものであり、かつ、前回の定期自主検査（定期自主検査を行ったことのない工作物にあつては、使用前自主検査。次項において同じ。）の日から当該工作物を再び使用しようとする日までの期間が二年以上（前項第四号に掲げる工作物にあつては、一年以上）であるもの（第四項において「休止貯留等工作物」という。）にあつては、当該工作物を再び使用しようとする日までに行えば足りるものとする。

- 一 使用を休止した貯留等工作物の位置及び範囲等を明示した図面
- 二 使用を休止した貯留等工作物について講じた措置を記載した書面

3 法第七十七条の規定により、第一項の定期自主検査を前回の定期自主検査の日から二年を経過した日（第一項第四号に掲げる工作物にあつては、一年を経過した日。以下この項及び次条第一項第一号において「基準日」という。）の前後一月以内に行った場合にあつては、基準日において当該検査を行ったものとみなす。

4 休止貯留等工作物にあつては、当該工作物を再び使用しようとする日の三十日前までに、様式第五十九による届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

（定期自主検査の記録の作成及び保存）

第九十一条 法第七十七条の規定により定期自主検査の記録に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

- 一 定期自主検査年月日（基準日と異なる場合にあつては、定期自主検査年月日に加え、当該基準日）
- 二 定期自主検査の対象
- 三 定期自主検査の方法
- 四 定期自主検査の結果
- 五 定期自主検査を実施した者の氏名（定期自主検査において協力した事業者がある場合にあつては、当該事業者の名称及び定期自主検査を実施した者の氏名）
- 六 定期自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

2 定期自主検査の結果の記録は、定期自主検査を行った日から起算して五年間保存するものとする。

（電磁的方法による保存）

第九十二条 第八十七条第一項各号及び前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第七十六条第一項及び第七十七条に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合にあつては、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第三章 導管輸送事業

第一節 導管輸送事業の届出等

（導管輸送事業の届出）

第九十三条 法第七十八条第一項の規定による導管輸送事業の届出をしようとする者は、様式第六十による届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第七十八条第一項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 導管の設置の場所
- 二 導管の内径
- 三 導管の総延長
- 四 圧送機を設置する場合にあつては、圧送機の設置の場所及び能力別の数

3 法第七十八条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 導管内における二酸化炭素の圧力
- 二 二酸化炭素の輸送量
- 三 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- 四 その行う導管輸送事業に関連して行うものの概要

4 法第七十八条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 導管輸送工作物の概要を記載した書類
- 二 二酸化炭素を受け入れる場所及び引き渡す場所並びに導管輸送工作物の位置を明示した地形図
- 三 二酸化炭素を受け入れる場所ごとの輸送量及び引き渡す場所の輸送量を記載した書類
- 四 主たる技術者の履歴書
- 五 法第七十八条第三項の規定により届出をしようとする者は、様式第六十一による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（導管輸送事業者の地位の承継の届出）

第九十四条 法第七十九条第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第六十二による届出書に導管輸送事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは分割があつたことを証する書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（導管輸送事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出）

第九十五条 法第八十条第一項の規定による導管輸送事業の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第六十三による届出書に休止し、又は廃止した理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第八十条第二項の規定による導管輸送事業者（法第七十八条第三項に規定する導管輸送事業者をいう。以下同じ。）たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第六十四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（流量等の測定方法）

第九十六条 法第八十一条の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 輸送する法第二条第一項に規定する二酸化炭素の温度
- 二 輸送する法第二条第一項に規定する二酸化炭素における二酸化炭素の濃度

2 法第八十一条の規定による流量等の測定は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。

- 一 流量にあつては、常時、法第二条第一項に規定する二酸化炭素を受け入れる場所及び引き渡す場所において、流量を自動的に記録する流量計により測定すること。
- 二 圧力にあつては、常時、法第二条第一項に規定する二酸化炭素を受け入れる場所及び引き渡す場所において、圧力値を自動的に記録する圧力計により測定すること。
- 三 温度にあつては、常時、法第二条第一項に規定する二酸化炭素を受け入れる場所及び引き渡す場所において、温度を自動的に記録する温度計により測定すること。

四 二酸化炭素の濃度にあつては、一年に一回以上、法第二条第一項に規定する二酸化炭素を受け入れる場所及び引き渡す場所において、次のとおり測定すること。

(1) 測定の方法は、次のいずれかの方法とする。

イ 測定しようとする法第二条第一項に規定する二酸化炭素における不純物（水素、窒素、酸素、炭化水素、一酸化炭素及び特定不純物（水素、窒素、酸素、炭化水素及び一酸化炭素以外の物質であつて、同項に規定する二酸化炭素における二酸化炭素の濃度の算定のために測定が必要なものをいう。以下この(1)において同じ。）をいう。以下この(1)において同じ。）の濃度を次の(i)から(iii)までに適合するように測定した上で、当該法第二条第一項に規定する二酸化炭素における二酸化炭素の濃度を次の式により算定する方法

$$C = 100 - (Ah + An + Ao + Ac + Am + Aq)$$

（この式において、C、Ah、An、Ao、Ac、Am及びAqは、それぞれ次の値を表すものとする。）

C 二酸化炭素の濃度（単位 体積百分率）
Ah 測定された水素の濃度（単位 体積百分率）
An 測定された窒素の濃度（単位 体積百分率）
Ao 測定された酸素の濃度（単位 体積百分率）
Ac 測定された炭化水素の濃度（単位 体積百分率）
Am 測定された一酸化炭素の濃度（単位 体積百分率）
Aq 測定された特定不純物の濃度（単位 体積百分率）

なお、算定する二酸化炭素の濃度は、乾きガス中の濃度とし、その算定に当たっては、日本産業規格K〇二二五の十一に定める方法又はこれと同等の精度を有する方法により測定した水分の値を用いることとする。

(i) 不純物の濃度の測定は、日本産業規格K〇一一四の四に定めるガスクロマトグラフ分析法により行う。

(ii) (i)の測定を行うに当たっては、次表の上欄に掲げる不純物の区分ごとに、同表下欄に掲げる装置及びその操作の方法並びに定量法を用いることとする。

区 分	装置及びその操作の方法並びに定量法
炭化水素及び一酸化炭素以外の不純物	1 日本産業規格K一一〇六の四・三・一(4)及び(6)(a)に定める装置並びに日本産業規格K〇一一四の九・三に定める操作の方法（ただし、分析条件については日本産業規格K一一〇六の四・三・一(6)(b)に定める分析条件を用いることとする。） 2 日本産業規格K〇一一四に適合するものであつて、1に掲げるものと同等の精度を有するもの
炭化水素	1 日本産業規格K〇二二五の九に定める装置及びその操作の方法並びに定量法 2 日本産業規格K〇一一四に適合するものであつて、1に掲げるものと同等の精度を有するもの
一酸化炭素	1 日本産業規格K〇二二五の七・一に定める装置及びその操作の方法並びに定量法 2 日本産業規格K〇一一四に適合するものであつて、1に掲げるものと同等の精度を有するもの

(iii) (i)の測定に用いる校正用ガスは、ヘリウムの濃度が体積百分率九十九・九九九パーセント以上のガス、日本産業規格K〇五一二に定める酸素標準ガス、日本産業規格K一一〇一に定める酸素標準ガス、日本産業規格K一一〇七の表に規定する窒素、高純度炭化水素、高純度一酸化炭素及び高純度特定不純物を質量比混合法により調製したものとする。

(2) (1)に掲げる方法と同等の精度を有する方法

ロ イに掲げる方法に関する事項で、この省令に定めのないものについては、日本産業規格K〇一一四の定めるところによる。

3 法第八十一条の規定による流量等の測定の結果の記録は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。

- 一 流量の測定の結果については、流量計の記録方法によること。
- 二 圧力の測定の結果については、圧力計の記録方法によること。
- 三 温度の測定の結果については、温度計の記録方法によること。
- 四 二酸化炭素の濃度の測定の結果については、様式第六十五によること。

4 前項の測定の結果の記録は、一年間保存しなければならない。

(特定導管輸送事業約款において定めるべき事項)

第九十七条 法第八十二条第一項の特定導管輸送事業約款においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 適用範囲

二 料金の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目についての内容の説明

三 導管輸送工作物その他の設備に関する費用の負担に関する事項

四 前二号に掲げるもののほか、二酸化炭素の輸送の役務の提供を受ける者が負担すべきものがある場合にあつては、その内容

五 二酸化炭素の受入量の計測方法及び料金その他の二酸化炭素の輸送の役務の提供を受ける者が負担すべきものの徴収の方法

六 輸送を行うことができる二酸化炭素の特性その他の二酸化炭素の輸送に係る受入条件に関する事項

七 導管輸送工作物その他の設備に関する特定導管輸送事業者（法第八十二条第一項に規定する特定導管輸送事業者をいう。第十号において同じ。）及び二酸化炭素の輸送の役務の提供を受ける者の保安上の責任に関する事項

八 二酸化炭素の輸送に係る受入れの制限又は停止並びに解除に関する事項

九 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、二酸化炭素の輸送に係る条件又は特定導管輸送事業者及び二酸化炭素の輸送の役務の提供を受ける者の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容

十一 有効期間を定める場合にあつては、その期間

十二 実施期日

(特定導管輸送事業約款の届出等)

第九十八条 法第八十二条第一項の規定による特定導管輸送事業約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第六十六による届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 料金の算定方法及び算定の基礎となる項目に関する説明書

二 二酸化炭素の輸送の役務の提供を受ける者の負担となるもの（料金を除く）の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

2 法第八十二条第一項の規定による特定導管輸送事業約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第六十七による届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の特定導管輸送事業約款及び変更後の特定導管輸送事業約款

三 前条第二号に掲げる事項を変更しようとする場合にあつては、料金の算定方法及び算定の基礎となる項目に関する説明書

四 前条第三号及び第四号に掲げる事項を変更しようとする場合にあつては、二酸化炭素の輸送の役務の提供を受ける者の負担となるもの（料金を除く）の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

3 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、第一項又は前項の者に対し、前条第二号から第四号までの事項について必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

第九十九条 法第八十二条第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第六十八による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 特定導管輸送事業約款以外の条件による法第八十二条第一項に規定する特定導管輸送事業を行う理由を記載した書類

二 料金その他の二酸化炭素の輸送の役務の提供を受ける者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあつては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

（特定導管輸送事業約款の公表）

第一百条 法第八十二条第四項の規定による特定導管輸送事業約款の公表は、その実施の日の十日前までに、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合には、インターネットを利用することを要しない。

第二節 保安

第一款 災害時の報告

第一百一条 導管輸送事業者は、次の表の災害の欄に掲げる災害が発生したときは、それぞれ同表の報告の方式、報告期限及び報告先の欄に掲げるところにより、報告しなければならない。

災 害	報告の方式	報 告 期 限		報 告 先
		速 報	詳 報	
一 導管輸送工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又は導管輸送工作物の操作により人が死亡した災害（次号に掲げるものを除く。）	速報及び詳報	災害が発生した時から二十分以内	災害が発生した日から起算し、三十日以内	経済産業大臣及び所轄産業保安監督部長
二 工事中の導管輸送工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又は工事人が死亡した災害	速報及び詳報	災害が発生した時から二十分以内	災害が発生した日から起算し、三十日以内	所轄産業保安監督部長
三 導管輸送工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又は導管輸送工作物の操作することにより人が負傷し、中毒し、又は酸素欠乏症となった災害（前二号、次号及び第七号に掲げるものを除く。）	速報及び詳報	災害が発生した時から二十分以内	災害が発生した日から起算し、三十日以内	所轄産業保安監督部長
四 工事中の導管輸送工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又は工事中の導管輸送工作物を操作すること	速報及び詳報	災害が発生した時から二十分以内	災害が発生した日から起算し、三十日以内	所轄産業保安監督部長

により人が負傷し、中毒し、又は酸素欠乏症となった災害（第二号及び第七号に掲げるものを除く。）

五 導管輸送工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又は導管輸送工作物の操作することにより一般公衆の対し、避難、家屋の破壊、交通の困難等を招来した災害（第一号から前号まで及び第七号に掲げるものを除く。）

六 所有し、又は占有する二酸化炭素又は高圧ガスによる災害（第一号から前号まで及び次号に掲げるものを除く。）

七 台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害又は火災による導管輸送工作物の損傷又は破壊による災害（第一号及び第二号に掲げるものを除く。）

八 主要な導管輸送工作物の欠陥、損傷又は破壊による災害（第一号から前号までに掲げるものを除く。）

2 前項の規定による速報は、次に掲げる事項について、電話その他適当な方法により行わなければならない。

一 災害の発生の日時及び場所

二 災害の概要

三 災害の原因

四 応急措置

3 第二項の規定による詳報は、様式第六十九による報告書を提出して行わなければならない。

第二款 自主的な保安

（保安規程）

第一百二条 法第八十八条第一項の保安規程は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 導管輸送工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。

二 作業監督者が旅行、疾病その他事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。

三 導管輸送工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。

四 導管輸送工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること（第八号に掲げるものを除く。）。

五 導管輸送工作物の運転又は操作に関すること。

速報及び詳報	災害が発生した時から二十分以内	災害が発生した日から起算し、三十日以内	経済産業大臣及び所轄産業保安監督部長
速報及び詳報	災害が発生した時から二十分以内	災害が発生した日から起算し、三十日以内	所轄産業保安監督部長

六 導管の工事の方法に関すること。

七 導管の工事現場の責任者の条件その他導管の工事現場における保安監督体制に関すること。

八 導管の周囲において導管輸送工作物の工事以外の工事が行われる場合における当該導管の維持及び運用に関する保安に関すること。

九 災害その他非常の場合にとるべき措置に関すること

十 導管輸送工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関する記録に関すること。

十一 導管輸送工作物の工事、維持又は運用に従事する者であつて保安規程に違反した者に対する措置に關すること。

十二 その他導管輸送工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項に関すること
(保安規程の届出)

出しなければならぬ。

2 法第八十八條第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第七十一による届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

第四百四条 法第八十九条において準用する法第七十一条第一項の規定による作業監督者の選任は、次の表の上欄に定める作業の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を有する者のうちから行うものとする。

作業の区分	作業監督者の要件
一 導管の工事、維持及び運用に関する作業	一 甲種ガス主任技術者免状（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十六条第一項の甲種ガス主任技術者免状をいう。）以下この表及び第百十九条第四号において同じ。）の交付を受けることができる者であり、かつ、二酸化炭素の特性に関する知識を習得する導管の工事、維持及び運用に関する実務その他これに類する実務に通算して三年以上従事したもの。
二 圧送機の操作その他の二酸化炭素（常用の圧力のものに限る。）の輸送に関する作業	二 製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、導管輸送事業に係る導管の工事、維持及び運用に関する実務その他これに類する実務に通算して三年以上従事したもの。
二 送工物件の維持及び運用に関する実務その他これに類する実務	一 甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者であり、かつ、二酸化炭素の特性に関する知識を習得することができ、導管輸送事業に係る導管の工事、維持及び運用に関する実務その他これに類する実務に通算して三年以上従事したもの。

2 導管輸送事業者は、前項の表の上欄の各号に定める作業以上の作業監督者を選任するときは、前項の規定によるほか、当該各号の下欄に掲げる要件と同等以上の能力を有すると経済産業大臣（その事業の用に供する導管輸送工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その導管輸送工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長。以下この節（第百十五条第一項及び第百十七条第二項を除く。）において同じ。）が認めた者から選任することができる。

は、様式第七十二による届出書を提出しなければならない。

第二款 工事計画及び検査

(工事計画)

第三の上欄に掲げる工事の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げるものとする。

2 法第九十条第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、別表第三の中欄に掲げる変更の工事を伴う変更以外の変更とする。

3 法第九十条第八項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次条第一項第一号の工事計画書の記載事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

（工事計画の届出）
 法第九十条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第七十三による

届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、その届出が廃止の工事に係る場合は、第二号及び第三号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 工事計画書

二 導管輸送工作物の属する別表第四の上欄に掲げる種類に応じ、同表の下欄に掲げる書類

三 工事工程表

四 変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類

2 前項第一号の工事計畫書には、届出に係る導管輸送工作物の種類に応じ、別表第四の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事（廃止の工事を除く。）

又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいうちに記載しなければならぬ。

3 法第九十条第八項の規定による届出をしようとする者は、様式第七十四による届出書に、変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（添付書類の省略）

前条第一項の規定にかかわらず、法第九十条第二項又は第二項の規定による届出をしようとする者は、

とする場合において、その届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣がその届出に係る導管輸送工作物の型式、設計等からみて添付することを要しない旨の指示をしたものについては、これを

添付することを要しない。
(使用前検査の対象)

第九十条 第一項又は第二項の規定による届出をして設置又は変更の工事をする導管輸送工作物であつて、去第九十一条第一項の経済産業省令で定めるものは、別表第三の上欄に掲げる工

2 去第九十一条第一項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 導管輸送工作物を試験のために使用する場合

に、運輸大臣は、貨物の運送の場所の指定に必要と認めるときは、検査を受けるべき貨物の検査を受けるべき旨を指示した場合は、検査を受けることができる旨を指示した場合（自主検査の手法）

第一百十條 第九十一條第一項の自主検査は、導管輸送工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、同条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合していることを確認する。

能乃て作重の持法について、同参第ニ工各異に持ける其差のいへず、亦に通合して、いへずとを、確言するに十分なる方法で行うものとする。

第一百十一条 法第九十一条第一項の登録運管輸送工作物検査機関が行う検査を受けようとする者は、当該登録運管輸送工作物検査機関の一に於て、使用目前検査日證書を当該登録運管輸送工作物検査機関に一提出し、その提出した書類に基づき、同登録運管輸送工作物検査機関より検査を受けることとなる。

当該登録運管輸送工作物検査機関の定めるところにより、使用前検査申請書を当該登録運管輸送工作物検査機関に提出しなければならない。

(自主検査の記録の作成及び保存)
第百十二条 法第九十一条第三項の規定により自主検査の記録に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

- 一 自主検査年月日
 - 二 自主検査の対象
 - 三 自主検査の方法
 - 四 自主検査の結果
 - 五 自主検査を実施した者の氏名（自主検査において協力した事業者がある場合にあっては、当該事業者の名称及び自主検査を実施した者の氏名）
 - 六 自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 2 自主検査の結果の記録は、当該自主検査の対象である導管輸送工作物を廃止するまでの期間又は当該自主検査を行った日から起算して五年を経過するまでの期間のいずれか長い期間保存するものとする。

(定期自主検査の対象)

第百十三条 法第九十二条において準用する法第七十七条の経済産業省令で定める導管輸送工作物は、次に掲げるものとする。

- 一 導管
- 二 圧送機
- 三 高圧ガス製造設備

(定期自主検査の方法)
第百十四条 法第九十二条において準用する法第七十七条の定期自主検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

- 一 開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法
- 二 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

(定期自主検査の実施時期)

第百十五条 法第九十二条において準用する法第七十七条の定期自主検査は、次の各号に掲げる工作物の区分に応じ、当該各号に掲げる期間ごとに一回以上行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で定期自主検査を行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回行わなければならない。

- 一 導管 一年
- 二 圧送機 二年
- 三 高圧ガス製造設備 一年

2 前項の規定にかかわらず、使用を休止した導管輸送工作物であつて、様式第七十五による届出書に次に掲げる書類を添えて経済産業大臣に届け出たものであり、かつ、前回の定期自主検査（定期自主検査を行ったことのない工作物にあっては、法第九十一条第一項の規定による登録導管輸送工作物検査機関が行う検査。次項において同じ。）の日から当該工作物を再び使用しようとする日までの期間が二年以上（前項第一号又は第三号に掲げる工作物にあっては、一年以上）であるもの（第四項において「休止導管輸送工作物」という。）にあっては、当該工作物を再び使用しようとする日までに行えば足りるものとする。

一 使用を休止した導管輸送工作物の位置及び範囲等を明示した図面

二 使用を休止した導管輸送工作物について講じた措置を記載した書面

3 法第九十二条において準用する法第七十七条の規定により、第一項の定期自主検査を、前回の定期自主検査の日から二年を経過した日（同項第一号又は第三号に掲げる工作物にあっては、一年を経過した日。以下この項及び次条第一項第一号において「基準日」という。）の前後一月以内に行つた場合にあっては、基準日においては、当該工作物を再び使用しようとする日の三十日前までに、様式

4 休止導管輸送工作物にあっては、当該工作物を再び使用しようとする日の三十日前までに、様式第七十六による届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

(定期自主検査の記録の作成及び保存)
第百十六条 法第九十二条において準用する法第七十七条の規定により定期自主検査の記録に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

- 一 定期自主検査年月日（基準日と異なる場合にあっては、定期自主検査年月日に加え、当該基準日）
 - 二 定期自主検査の対象
 - 三 定期自主検査の方法
 - 四 定期自主検査の結果
 - 五 定期自主検査を実施した者の氏名（定期自主検査において協力した事業者がある場合にあっては、当該事業者の名称及び定期自主検査を実施した者の氏名）
 - 六 定期自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 2 定期自主検査の結果の記録は、定期自主検査を行った日から起算して五年間保存するものとする。

(電磁的方法による保存)

第百十七条 第百十二条第一項各号及び前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第九十一条第三項及び法第九十二条において準用する法第七十七条に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合にあっては、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第三節 登録導管輸送工作物検査機関

(登録の申請)

第百十八条 法第九十三条の規定により登録の申請をしようとする者又は法第九十五条第二項において準用する法第九十三条の規定により登録の更新の申請をしようとする者は、様式第七十七による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
 - 二 検査の業務を行う者が法第九十四条第一項第一号に掲げる要件に適合することを説明した書類
 - 三 登録申請者（法第九十四条第一項本文の「登録申請者」という。）が同項第二号及び第三号に掲げる要件に適合することを説明した書類
- (検査実施者の要件)

第百十九条 法第九十四条第一項第一号の経済産業省令で定める資格を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において化学、機械工学若しくは土木工学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（これらの課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、法における導管輸送事業に関する実務又はガス工作物（ガス事業法第二条第十三項に規定する「ガス工作物」とい。同法第二百二十三条第一号に規定する特定ガス工作物を除く。以下次号及び第三号において同じ。）若しくは高圧ガス製造設備の工事、維持及び運用若しくは検査に関する実務に通算して一年以上従事した経験を有するもの
- 二 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において化学、機械工学若しくは土木工学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、法における導管輸送事業に関する実務又はガス工作物若しくは高圧ガス製造設備の工事、維持及び運用若しくは検査に関する実務に通算して一年以上従事した経験を有するもの
- 三 法における導管輸送事業に関する実務又はガス工作物若しくは高圧ガス製造設備の工事、維持及び運用若しくは検査に関する実務に通算して三年以上従事した経験を有する者
- 四 甲種ガス主任技術者免状又は製造保安責任者免状の交付を受けている者

(検査の基準)

第百二十条 法第九十六条第二項の経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 法第九十一条第一項に規定する導管輸送工作物の工事が法第九十条第一項又は第二項の規定による届出をして工事の計画（同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従って行われたものであることを確認できるもの

二 法第九十一条第一項に規定する導管輸送工作物が法第八十六条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであることを確認できるもの
（変更の届出）

第百二十一条 登録導管輸送工作物検査機関は、法第九十七条第一項の規定によりその氏名若しくは名称、住所又は検査を行う事業所の名称若しくは所在地の変更の届出をするときは、様式第七十八による届出書を提出しなければならない。

(業務規程)

第百二十二条 登録導管輸送工作物検査機関は、法第九十八条第一項の規定により業務規程の届出をするときは、検査の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第七十九による届出書に業務規程を添えて提出しなければならない。

2 法第九十八条第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 検査の業務を行う時間及び休日に関する事項

二 検査の業務を行う場所に関する事項

三 検査員の配置に関する事項

四 検査に関する料金の算定に関する事項

五 検査に関する証明書の交付に関する事項

六 検査員の選任及び解任に関する事項

七 検査の申請書の保存に関する事項

八 検査の実施方法に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、検査の業務に関し必要な事項
（業務の休廃止）

第百二十三条 登録導管輸送工作物検査機関は、法第九十九条第一項の規定により検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第八十による届出書を提出しなければならない。

2 法第九十九条第一項の経済産業省令で定める日は、六月前とする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第百二十四条 法第百条第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第百条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録導管輸送工作物検査機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
（帳簿）

第百二十五条 法第百五条の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 検査の申請をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 検査の申請を受けた年月日

三 検査対象導管輸送工作物の名称及び所在地

四 検査を行った年月日

五 検査を行った年月日

六 検査を実施した検査員の氏名

七 検査の概要及び結果

2 登録導管輸送工作物検査機関は、法第百五条の規定により帳簿を保存するときは、記載の日から三年間保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第百二十六条 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第百五条に規定する当該事項が記載されたものの保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合にあっては、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(業務の引継ぎ)

第百二十七条 法第百六条第一項の規定により経済産業大臣が登録導管輸送工作物検査機関の検査の業務の全部又は一部を行う場合には、当該登録導管輸送工作物検査機関は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 引き継ぐべき検査の業務を経済産業大臣に引き継ぐこと。

二 引き継ぐべき検査の業務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き渡すこと。

三 その他経済産業大臣が検査の業務の引継ぎに関し必要と認める事項を行うこと。

第四章 貯留層の探査

（法第百七条第一項の経済産業省令で定める方法等）

第百二十八条 法第百七条第一項に規定する地震探査法は、人工的に振動を起こすことで地震波を生させ、その反射波を検知する方法をいうものとする。

2 法第百七条第一項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電磁法（電磁波を地表又は水底近くで発生させ、生じた電磁場の変化を検知する方法をいう。）
二 集中的サンプリング探査法（地表又は水底の岩石を収集する機器を用いて、当該岩石を集中的に収集する方法をいう。）
（探査の許可の申請）

第百二十九条 法第百七条第二項の申請をしようとする者は、様式第八十一による申請書に、様式第八十二により次に掲げる事項を明示した探査を行うおとする区域を表示する図面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 申請の区域の所在地

二 申請の区域の面積

三 縮尺

四 申請の区域の形状を示す多角形の頂点となる地点（次号において「申請の区域の頂点」という。）及び右回りに付したその番号

五 平面直角座標系（平成十四年国土交通省告示第九号で定めるものをいう。）による申請の区域の頂点の座標値

六 申請の区域の境界線

七 申請の区域及びその付近の地形

八 その他回頭区域、予備調整区域、探査測線又は探査測点その他の探査を行う位置を把握するために必要な事項

2 前項の申請書には、申請者が法第百八条第二号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面を添えなければならない。

(探査の方法等)

第百三十条 法第百七条第二項の申請をしようとする者が、同項第四号に掲げる事項を申請書に記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 海域において探査を行おうとする場合にあっては、当該探査の用に供する船舶（当該探査に使用する警戒船等の船舶を含む。）の詳細

二 探査の用に供する装置及び機器の詳細

2 法第百七条第二項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 調査の実施計画
- 二 寄港予定地及び寄港予定日
- 三 調査が他人の許可貯留区域等の直上の区域で行われるものである場合にあっては、当該許可貯留区域等において貯留事業等を行う貯留事業者等との調整に関する事項
- 四 調査が他人の鉱区で行われるものである場合にあっては、当該鉱区の鉱業権者との調整に関する事項
- 五 農業、漁業その他の産業との調整に関する事項
- 六 調査の結果の取扱いに関する事項

第百三十一条 法第百七条第三項の許可証は、様式第八十三によるものとする。

第百三十二条 (許可証の再交付及び返納)

一 法第百七条第三項の規定により許可証の交付を受けた者が、その許可証を汚損し、又は失つたため、許可証の再交付を受けようとするときは、様式第八十四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、その申請の理由がその許可証の汚損であるときは、当該許可証を経済産業大臣に返納しなければならない。

二 法第百七条第一項の許可を受けた者（ハの場合にあっては、その相続人消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人）は、次に掲げるときは、直ちにその許可証（二の場合にあっては、発見した許可証）を経済産業大臣に返納しなければならない。

イ 調査の期間内に調査により法第百七条第一項の許可を取り消されたとき。

ロ 法第百十条の規定により法第百七条第一項の許可を受けた者の地位がこれらにより承継されなかった場合に限り、又は解散したとき。

ハ 許可を受けた者が死亡し、合併し、若しくは分割（その許可を受けた者の地位がこれらにより承継されなかった場合に限り）し、又は解散したとき。

二 前号に規定する許可証の再交付を受けた後、失われた許可証を発見したとき。

（調査の方法に関する基準）

第百三十三条 法第百八条第一号（法第百九条第二項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 水管、下水道管、ガス管若しくは石油管（以下この号において「水管等」という。）が地下に設けられていてと認められる場所又はその付近において調査を行う場合にあっては、当該調査によつて水管等を損傷することがないよう適切な措置を講ずること。
- 二 調査を行おうとする区域における危険を防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 当該調査を適確に遂行するために必要な体制が整備され、その体制の下で行われるものであること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該調査を適確に遂行するために適切な実施計画を作成し、当該計画に基づいて行われるものであること。

（調査の変更の許可の申請）

第百三十四条 法第百九条第一項の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第八十五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 許可の年月日及び許可番号
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由

2 第百二十九条第一項各号に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては、前項の申請書に当該変更後の同条第一項の図面を添えなければならない。

3 法第百九条第一項の変更の許可を受けようとする者は、当該申請に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合には、当該申請の際に、許可証を経済産業大臣に提出し、当該変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。

（許可を要しない調査の軽微な変更）

第百三十五条 法第百九条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 調査の用に供する装置等の変更であつて、当該装置等が同種類のものであり、かつ、データの取得範囲に大幅な変更がないもの
- 二 調査の期間の短縮
- 三 調査を行う区域の面積の減少又は十パーセント未満の増加

（調査の軽微な変更等の届出）

第百三十六条 法第百九条第三項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第八十六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 許可の年月日及び許可番号
- 三 変更の年月日
- 四 変更の内容
- 五 変更の理由

2 前条第三号に掲げる事項に変更があつた場合には、前項の届出書に当該変更後の第百二十九条第一項の図面を添えなければならない。

3 法第百九条第三項の規定により届出をしようとする者は、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合には、当該届出の際に、許可証を経済産業大臣に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。

（調査の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請）

第百三十七条 法第百十二条第一項の承認を受けようとする者は、様式第八十七による合併承認申請書又は様式第八十八による分割承認申請書に、次に掲げる書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 二 申請者が法第百八条第二号（ハ及びホを除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 2 法第百十二条第一項の承認を受けようとする者は、その申請の際に、許可証を経済産業大臣に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。

（調査の許可を受けた者の相続の承認の申請）

第百三十八条 法第百十三条第一項の規定による相続の承認を受けようとする者は、様式第八十九による申請書に、次に掲げる書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 戸籍謄本
- 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により調査の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 三 申請者が法第百八条第二号イからハまで又はホのいずれにも該当しないことを誓約する書面

2 法第百十三条第一項の規定による相続の承認を受けようとする者は、その申請の際に、許可証を経済産業大臣に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。

（調査の結果の報告）

第百三十九条 法第百十五条に規定する報告は、様式第九十に次に掲げる事項を記載した書面並びに調査によつて得られた地質構造の調査の結果（解析結果を含む。）及びその記録を記録した電磁的記録媒体を添えて行うこととする。

- 一 調査の信頼性に影響を及ぼす可能性のある事項
- 二 その他調査が適正に行われたことを説明するために必要な事項

第五章 土地の使用及び収用

(土地の立入りの許可の申請)

第四百十條 法第六十六條第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第九十一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 土地の所在地及び地目

三 土地の所有者及び占有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

四 土地の立入りの予定期間及び目的

(収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第四百十一條 二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令第七条の経済産業省令で定める様式は、様式第九十二によるものとする。

(土地の使用又は収用の許可の申請)

第四百十二條 法第二百十條第一項の規定により他人の土地の使用又は収用の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第九十三による申請書に、土地の登記事項証明書、関係地の実測図及び工事設計書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 土地の所在地及び地目

三 土地の面積

四 土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

五 土地の使用又は収用の目的及び理由

六 土地の使用又は収用の予定期日及び期間

(関係地の実測図)

第四百十三條 前条の関係地の実測図は、次の各号に定めるところによつて作成し、符号は、国土地理院発行の五万分の一地形図の図式により、これにないものは適宜のものによるものとする。

一 縮尺二万五千分の一(二万五千分の一がない場合は五万分の一)の一般図によつて関係地の位置を示すこと。

二 縮尺百分の一から三千分の一程度までの間で、関係地を表示するに便利な適宜の縮尺の地形図によつて関係地を使用の部分の部分は薄い緑色で、収用の部分は薄い黄色で図示するとともに、関係地内に物件があるときは、その主要なものを図示すること。

2 前条の工事設計書に図示する施設の位置及び内容の図面は、縮尺百分の一から三千分の一程度までのものとする。

(市町村の長に送付する図面)

第四百十四條 経済産業大臣が法第二百十條第六項の規定により市町村の長に送付する図面は、第四百十二條の関係地の実測図とする。

(使用又は収用の手続の保留)

第四百十五條 法第二百十一條第二項の規定により使用又は収用の手続の保留の申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第九十四による申立書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、第四百十二條の関係地の実測図に、使用又は収用の手続を保留する土地の範囲を黒色の斜線をもつて表示するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 使用し、又は収用しようとする土地の所在地及び面積

三 使用又は収用の手続を保留する土地の所在地及び面積

四 使用又は収用の手続を保留する理由

五 使用又は収用の手続開始の予定期日

(水の使用)

第四百十六條 第四百十二條から前条までの規定は、水の使用に関する権利に準用する。

(使用等の届出)

第四百十七條 貯留事業者等又は導管輸送事業者は、法第二百二十二條第一項(法第二百二十三條において準用する場合を含む。)の規定により適用される土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の規定により土地に関する権利若しくは水の使用に関する権利を取得したとき、使用を始めたとき、使用を終つたとき、又は使用しなくなったときは、遅滞なく様式第九十五による届出書にその旨を記載し、経済産業大臣に届け出なければならない。

第六章 雑則

(立入検査の証明書)

第四百十八條 法第三百三十二條第五項の証明書は、様式第九十六によるものとする。

(火薬類取締法の適用除外)

第四百十九條 法第三百三十四條第一項の経済産業省令で定める数量は、火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)第三十七条に規定する火薬類の数量とする。

(権限の委任)

第四百五十條 法第三百三十二條第一項及び第二項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、貯留事業場等における保安並びに導管輸送工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関するものは、その事業場に係る貯留等工作物又はその導管輸送工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長(以下この条において「所轄産業保安監督部長」という。)が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める所轄産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第一号、第二号、第七号及び第八号に掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第六十七條第二項及び第三項の規定に基づく権限であつて、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある貯留等工作物に関するもの	所轄産業保安監督部長
二 法第六十八條第一項及び第二項の規定に基づく権限であつて、貯留等工作物を設置する貯留事業者等に関するもの	所轄産業保安監督部長
三 法第六十九條第一項、第二項及び第四項並びに第七十四條第三項の規定に基づく権限であつて、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある貯留等工作物を設置する貯留事業場等に関するもの	所轄産業保安監督部長
四 法第七十條第二項の規定に基づく権限であつて、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある貯留等工作物を設置する貯留事業者等に関するもの	所轄産業保安監督部長
五 法第七十一條第二項及び第七十三條の規定に基づく権限であつて、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある貯留等工作物を設置する貯留事業場等における作業監督者の選任及び解任に関するもの	所轄産業保安監督部長
六 法第七十五條第一項、第二項及び第四項から第八項までの規定に基づく権限であつて、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある貯留等工作物の工事に関するもの	所轄産業保安監督部長
七 法第八十六條第二項及び第三項の規定に基づく権限であつて、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある導管輸送工作物に関するもの	所轄産業保安監督部長
八 法第八十七條において準用する法第六十八條第一項及び第二項の規定に基づく権限であつて、導管輸送工作物を設置する導管輸送事業者に関するもの	所轄産業保安監督部長

九 法第八十八条第一項から第三項までの規定に基づく権限であつて、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある導管輸送工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保に關するもの		所轄産業保安監督部長	
十 法第八十九条において準用する法第七十条第二項の規定に基づく権限であつて、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある導管輸送工作物を設置する導管輸送事業者に關するもの		所轄産業保安監督部長	
十一 法第八十九条において準用する法第七十一条第二項及び第七十三条の規定に基づく権限であつて、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある導管輸送工作物の工事、保安維持及び運用に関する保安における作業監督者の選任及び解任に関するもの		所轄産業保安監督部長	
十二 法第九十条第一項、第二項及び第四項から第八項までの規定に基づく権限であつて、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある導管輸送工作物の工事に関するもの		所轄産業保安監督部長	
附 則			
(施行期日)			
第一条 この省令は、法の施行の日（令和八年五月二十二日）から施行する。			
(貯留事業を行つてゐる区域内の貯留層における貯留事業の許可の申請)			
第二条 法附則第三条第三項の申請をしようとする者は、様式第九十七による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。			
2 第六条の規定は前項の申請書及び当該申請書に係る貯留事業、二酸化炭素の貯蔵及び申請貯留区域（法附則第三条第三項第二号に規定する申請貯留区域をいう。以下この項において同じ。）について、第七十条の規定は法附則第三条第二項の許可をしようとするときについて、第二十七条の規定は同項の許可（当該許可の日において既に申請貯留区域内の貯留層に二酸化炭素を貯蔵している法附則第三条第六項に規定する既存貯留事業者に係るものに限る。）をしたときについて、それぞれ準用する。			
(経過措置)			
第三条 この省令による改正前の二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則の規定により交付され、発行され、又は作成された様式による書面は、この省令による改正後のそれぞれ対応する様式により交付され、発行され、又は作成された書面とみなす。			
別表第一（第八十二条及び第八十五条関係）			
工事の種類	工事計画届出対象	使用前自主検査対象	
一 貯留事業場等の設置の工事	設置	設置（二）から（六）までの上欄に掲げる工事の種類に於いて、それぞれ下欄に該当する設置の工事に限る。）	
二 貯留事業場等の変更の工事 （一） 坑井の設置 又は変更の工事	1 設置 2 位置の変更 3 改造であつて、ガス等の噴出を防止するための措置として設置される設備（噴出防止設備を除く。）の材料又は耐圧能力の変更を伴うもの 4 既設のものと同じ場所において、同一の材料及び構造のものを取り替へて設置するもの（以	1 設置 2 改造であつて、ガス等の噴出を防止するための措置として設置される設備（噴出防止設備を除く。）の材料又は耐圧能力の変更を伴うもの 3 取替え（ガス等の噴出を防止するための措置として設置される装置（噴出防止設備を除く。）に限る。）	

2 巻揚機		1 やぐら	
		(二) 全出力五五キロワット以上の原動機を使用するもの又は、機を限る。の設置又は、は変更の工事であつて、次の設備に係るもの	
		5 廃止	
		下「取替へ」という。(ガス等)の噴出を防止するための措置として設置される装置（噴出防止設備を除く。）に限る。）	
		1 設置	
		2 位置の変更	
		3 改造であつて、次に掲げるもの	
		(1) 構造又は型式の変更を伴うもの	
		(2) やぐらの基礎の支持力に影響を及ぼすもの	
		(3) やぐらの脚の強度に影響を及ぼすもの	
		4 取替へ	
		5 廃止	
		1 設置	
		2 位置の変更	
		3 改造であつて、次に掲げるもの	
		(1) 構造又は型式の変更を伴うもの	
		(2) やぐらの基礎の支持力に影響を及ぼすもの	
		(3) やぐらの脚の強度に影響を及ぼすもの	
		3 取替へ	
		1 設置	
		2 改造であつて、次に掲げるもの	
		(1) 構造又は型式の変更を伴うもの	
		(2) 種類又は型式の変更を伴うもの	
		(3) 巻揚機用ロープの強度に影響を及ぼすもの	
		(4) 巻揚機のブレーキに係るもの	
		(5) 巻揚機の動力の非常遮断装置に係るもの	
		3 取替へ	
		5 廃止	
		4 取替へ	
		(5) 巻揚機の動力の非常遮断装置に係るもの	
		3 取替へ	
		5 廃止	

[illegible]

[illegible]

三 圧送機	（五） 止設備 噴出防	（四） 環設備 泥水循	1 ポンプの種類及び能力 主要寸法及び材料	2 主要寸法及び材料 ポンプの安全弁の種類、 主要寸法、材料、個数及び 取付箇所	3 高圧ガス製造設備の型 式、能力、出口の圧力及び 常用の圧力	4 高圧ガス製造設備の型 式、能力、出口の圧力及び 常用の圧力	5 高圧ガス製造設備の安全 弁又は逃し弁の種類、主要 寸法、材料、個数及び取付 箇所	6 ロータリーホースの材料 個数及び取付箇所	7 タンクの主要寸法、材料、 個数及び取付箇所	8 タンクの構造図	9 タンク内の泥水量の異 常な増減を知ることがで きる措置に関する説明書	1 噴出防止設備の構造図 （これらの配置の状況が 明らかとなるように図示 すること）	2 高圧ガス製造設備の構 造図	3 高圧ガス製造設備の強 度計算書	4 高圧ガス製造設備の安 全弁の吹出量計算書及び 安全弁又は逃し弁の構造 図	5 非常用泥水等の材料の 具備状況に関する説明書	1 圧送機に使用する材料 が安全な化学的成分及び 機械的性質を有するもの であることを説明書																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
			2 強度計算書	3 トラベリングブロック の保護設備に関する説明 書	4 フックの安全装置に関 する説明書	5 設備をつり下げた状態 における安定性を確保す るためのおもりの位置及 び保護設備に関する説明 書	1 泥水循環設備の構造図 （これらの配置の状況が 明らかとなるように図示 すること）	2 ポンプの安全弁の構造 図	3 高圧ガス製造設備の構 造図	4 高圧ガス製造設備の強 度計算書	5 高圧ガス製造設備の安 全弁の吹出量計算書及び 安全弁又は逃し弁の構造 図	6 ロータリーホースの強 度計算書	7 ロータリーホースの落 下防止に関する説明書	8 タンクの構造図	9 タンク内の泥水量の異 常な増減を知ることがで きる措置に関する説明書	1 噴出防止設備の構造図 （これらの配置の状況が 明らかとなるように図示 すること）	2 高圧ガス製造設備の構 造図	3 高圧ガス製造設備の強 度計算書	4 高圧ガス製造設備の安 全弁の吹出量計算書及び 安全弁又は逃し弁の構造 図	5 非常用泥水等の材料の 具備状況に関する説明書	1 圧送機に使用する材料 が安全な化学的成分及び 機械的性質を有するもの であることを説明書																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
四 配管	五 止設備 （泥水製造 設備又は泥水循環 設備に係るもの を除く）	1 二酸化炭素の性状、常用 の圧力及び温度	2 主要寸法及び材料	3 安全装置、計測装置及び 警報装置の型式又は種類	4 ベントスタックの種類、 主要寸法及び材料	1 製造する高圧ガスの種類 一日に圧縮、液化その他 の方法で処理することがで きるガスの容積（冷凍のた めのものにあつては、一日 の冷凍能力）	2 材料、型式、主要寸法、 能力及び配置	3 可燃性ガスの発生又は精 製のための設備等における 換気方法	4 圧縮機と高圧ガスを容器 に充填する場所又は容器置 場との間の構造	5 バルブ類の開閉状態等の 明示方法	6 安全装置の種類、型式又 は取付箇所	7 基礎の状況	1 強度計算（冷凍設備に 用いる機器については、 耐圧及び気密に関する性 能）又は使用方法	2 安全装置の説明書	3 圧送機の基礎の状況	4 圧力計、安全装置、計測 装置及び警報装置の型式 又は種類	5 安全装置の取付箇所	6 外部強制潤滑油装置の種 類	7 フローシート	8 強度計算	9 支持物及び基礎の構造 図	10 ベントスタックの構造 図	11 別表第四の一の項第三 欄に掲げる1から10まで （3及び4を除く）及び 同第四欄に掲げる1から 13まで（3及び10を除 く）（投省令第三十一 に規定する配管に限る） の構造図	12 高圧ガス製造設備（冷 凍設備を除く）を設置す る室及び容器置場の位置 並びに付近の状況を示す 図面	13 高圧ガス製造設備の構 造、設計図、配置図及び 構造図	14 タワー（反応、分離、精製、 蒸留等を行う高圧ガス製 造設備）（貯槽を除く）が あつて、当該設備の最高 位置の正接線から最低位 の正接線までの長さが五 メートル以上のものをい う（胴部の長さが五メー トル以上のものをい う）（貯槽（貯蔵能力が 三百立方メートル又は三 トン以上のものに限る） 及び受液器（内容積が五 トン以上のものに限る） を併せてこれらに五 限る）並びにこれらに五 限る構造物及び基礎の構 造図	15 安全装置の説明書	16 圧送機の強度計算書	17 圧送機の気密な構造を 確認する書類及び耐圧・ 気密性能試験成績書	18 安全装置の説明書	19 外部強制潤滑油装置の 作動に関する説明書	20 フローシート	21 強度計算	22 支持物及び基礎の構造 図	23 ベントスタックの構造 図	24 別表第四の一の項第三 欄に掲げる1から10まで （3及び4を除く）及び 同第四欄に掲げる1から 13まで（3及び10を除 く）（投省令第三十一 に規定する配管に限る） の構造図	25 高圧ガス製造設備（冷 凍設備を除く）を設置す る室及び容器置場の位置 並びに付近の状況を示す 図面	26 高圧ガス製造設備の構 造、設計図、配置図及び 構造図	27 タワー（反応、分離、精製、 蒸留等を行う高圧ガス製 造設備）（貯槽を除く）が あつて、当該設備の最高 位置の正接線から最低位 の正接線までの長さが五 メートル以上のものをい う（胴部の長さが五メー トル以上のものをい う）（貯槽（貯蔵能力が 三百立方メートル又は三 トン以上のものに限る） 及び受液器（内容積が五 トン以上のものに限る） を併せてこれらに五 限る）並びにこれらに五 限る構造物及び基礎の構 造図	28 安全装置の説明書	29 圧送機の強度計算書	30 圧送機の気密な構造を 確認する書類及び耐圧・ 気密性能試験成績書	31 安全装置の説明書	32 外部強制潤滑油装置の 作動に関する説明書	33 フローシート	34 強度計算	35 支持物及び基礎の構造 図	36 ベントスタックの構造 図	37 別表第四の一の項第三 欄に掲げる1から10まで （3及び4を除く）及び 同第四欄に掲げる1から 13まで（3及び10を除 く）（投省令第三十一 に規定する配管に限る） の構造図	38 高圧ガス製造設備（冷 凍設備を除く）を設置す る室及び容器置場の位置 並びに付近の状況を示す 図面	39 高圧ガス製造設備の構 造、設計図、配置図及び 構造図	40 タワー（反応、分離、精製、 蒸留等を行う高圧ガス製 造設備）（貯槽を除く）が あつて、当該設備の最高 位置の正接線から最低位 の正接線までの長さが五 メートル以上のものをい う（胴部の長さが五メー トル以上のものをい う）（貯槽（貯蔵能力が 三百立方メートル又は三 トン以上のものに限る） 及び受液器（内容積が五 トン以上のものに限る） を併せてこれらに五 限る）並びにこれらに五 限る構造物及び基礎の構 造図	41 安全装置の説明書	42 圧送機の強度計算書	43 圧送機の気密な構造を 確認する書類及び耐圧・ 気密性能試験成績書	44 安全装置の説明書	45 外部強制潤滑油装置の 作動に関する説明書	46 フローシート	47 強度計算	48 支持物及び基礎の構造 図	49 ベントスタックの構造 図	50 別表第四の一の項第三 欄に掲げる1から10まで （3及び4を除く）及び 同第四欄に掲げる1から 13まで（3及び10を除 く）（投省令第三十一 に規定する配管に限る） の構造図	51 高圧ガス製造設備（冷 凍設備を除く）を設置す る室及び容器置場の位置 並びに付近の状況を示す 図面	52 高圧ガス製造設備の構 造、設計図、配置図及び 構造図	53 タワー（反応、分離、精製、 蒸留等を行う高圧ガス製 造設備）（貯槽を除く）が あつて、当該設備の最高 位置の正接線から最低位 の正接線までの長さが五 メートル以上のものをい う（胴部の長さが五メー トル以上のものをい う）（貯槽（貯蔵能力が 三百立方メートル又は三 トン以上のものに限る） 及び受液器（内容積が五 トン以上のものに限る） を併せてこれらに五 限る）並びにこれらに五 限る構造物及び基礎の構 造図	54 安全装置の説明書	55 圧送機の強度計算書	56 圧送機の気密な構造を 確認する書類及び耐圧・ 気密性能試験成績書	57 安全装置の説明書	58 外部強制潤滑油装置の 作動に関する説明書	59 フローシート	60 強度計算	61 支持物及び基礎の構造 図	62 ベントスタックの構造 図	63 別表第四の一の項第三 欄に掲げる1から10まで （3及び4を除く）及び 同第四欄に掲げる1から 13まで（3及び10を除 く）（投省令第三十一 に規定する配管に限る） の構造図	64 高圧ガス製造設備（冷 凍設備を除く）を設置す る室及び容器置場の位置 並びに付近の状況を示す 図面	65 高圧ガス製造設備の構 造、設計図、配置図及び 構造図	66 タワー（反応、分離、精製、 蒸留等を行う高圧ガス製 造設備）（貯槽を除く）が あつて、当該設備の最高 位置の正接線から最低位 の正接線までの長さが五 メートル以上のものをい う（胴部の長さが五メー トル以上のものをい う）（貯槽（貯蔵能力が 三百立方メートル又は三 トン以上のものに限る） 及び受液器（内容積が五 トン以上のものに限る） を併せてこれらに五 限る）並びにこれらに五 限る構造物及び基礎の構 造図	67 安全装置の説明書	68 圧送機の強度計算書	69 圧送機の気密な構造を 確認する書類及び耐圧・ 気密性能試験成績書	70 安全装置の説明書	71 外部強制潤滑油装置の 作動に関する説明書	72 フローシート	73 強度計算	74 支持物及び基礎の構造 図	75 ベントスタックの構造 図	76 別表第四の一の項第三 欄に掲げる1から10まで （3及び4を除く）及び 同第四欄に掲げる1から 13まで（3及び10を除 く）（投省令第三十一 に規定する配管に限る） の構造図	77 高圧ガス製造設備（冷 凍設備を除く）を設置す る室及び容器置場の位置 並びに付近の状況を示す 図面	78 高圧ガス製造設備の構 造、設計図、配置図及び 構造図	79 タワー（反応、分離、精製、 蒸留等を行う高圧ガス製 造設備）（貯槽を除く）が あつて、当該設備の最高 位置の正接線から最低位 の正接線までの長さが五 メートル以上のものをい う（胴部の長さが五メー トル以上のものをい う）（貯槽（貯蔵能力が 三百立方メートル又は三 トン以上のものに限る） 及び受液器（内容積が五 トン以上のものに限る） を併せてこれらに五 限る）並びにこれらに五 限る構造物及び基礎の構 造図	80 安全装置の説明書	81 圧送機の強度計算書	82 圧送機の気密な構造を 確認する書類及び耐圧・ 気密性能試験成績書	83 安全装置の説明書	84 外部強制潤滑油装置の 作動に関する説明書	85 フローシート	86 強度計算	87 支持物及び基礎の構造 図	88 ベントスタックの構造 図	89 別表第四の一の項第三 欄に掲げる1から10まで （3及び4を除く）及び 同第四欄に掲げる1から 13まで（3及び10を除 く）（投省令第三十一 に規定する配管に限る） の構造図	90 高圧ガス製造設備（冷 凍設備を除く）を設置す る室及び容器置場の位置 並びに付近の状況を示す 図面	91 高圧ガス製造設備の構 造、設計図、配置図及び 構造図	92 タワー（反応、分離、精製、 蒸留等を行う高圧ガス製 造設備）（貯槽を除く）が あつて、当該設備の最高 位置の正接線から最低位 の正接線までの長さが五 メートル以上のものをい う（胴部の長さが五メー トル以上のものをい う）（貯槽（貯蔵能力が 三百立方メートル又は三 トン以上のものに限る） 及び受液器（内容積が五 トン以上のものに限る） を併せてこれらに五 限る）並びにこれらに五 限る構造物及び基礎の構 造図	93 安全装置の説明書	94 圧送機の強度計算書	95 圧送機の気密な構造を 確認する書類及び耐圧・ 気密性能試験成績書	96 安全装置の説明書	97 外部強制潤滑油装置の 作動に関する説明書	98 フローシート	99 強度計算	100 支持物及び基礎の構造 図	101 ベントスタックの構造 図	102 別表第四の一の項第三 欄に掲げる1から10まで （3及び4を除く）及び 同第四欄に掲げる1から 13まで（3及び10を除 く）（投省令第三十一 に規定する配管に限る） の構造図	103 高圧ガス製造設備（冷 凍設備を除く）を設置す る室及び容器置場の位置 並びに付近の状況を示す 図面	104 高圧ガス製造設備の構 造、設計図、配置図及び 構造図	105 タワー（反応、分離、精製、 蒸留等を行う高圧ガス製 造設備）（貯槽を除く）が あつて、当該設備の最高 位置の正接線から最低位 の正接線までの長さが五 メートル以上のものをい う（胴部の長さが五メー トル以上のものをい う）（貯槽（貯蔵能力が 三百立方メートル又は三 トン以上のものに限る） 及び受液器（内容積が五 トン以上のものに限る） を併せてこれらに五 限る）並びにこれらに五 限る構造物及び基礎の構 造図	106 安全装置の説明書	107 圧送機の強度計算書	108 圧送機の気密な構造を 確認する書類及び耐圧・ 気密性能試験成績書	109 安全装置の説明書	110 外部強制潤滑油装置の 作動に関する説明書	111 フローシート	112 強度計算	113 支持物及び基礎の構造 図	114 ベントスタックの構造 図	115 別表第四の一の項第三 欄に掲げる1から10まで （3及び4を除く）及び 同第四欄に掲げる1から 13まで（3及び10を除 く）（投省令第三十一 に規定する配管に限る） の構造図	116 高圧ガス製造設備（冷 凍設備を除く）を設置す る室及び容器置場の位置 並びに付近の状況を示す 図面	117 高圧ガス製造設備の構 造、設計図、配置図及び 構造図	118 タワー（反応、分離、精製、 蒸留等を行う高圧ガス製 造設備）（貯槽を除く）が あつて、当該設備の最高 位置の正接線から最低位 の正接線までの長さが五 メートル以上のものをい う（胴部の長さが五メー トル以上のものをい う）（貯槽（貯蔵能力が 三百立方メートル又は三 トン以上のものに限る） 及び受液器（内容積が五 トン以上のものに限る） を併せてこれらに五 限る）並びにこれらに五 限る構造物及び基礎の構 造図	119 安全装置の説明書	120 圧送機の強度計算書	121 圧送機の気密な構造を 確認する書類及び耐圧・ 気密性能試験成績書	122 安全装置の説明書	123 外部強制潤滑油装置の 作動に関する説明書	124 フローシート	125 強度計算	126 支持物及び基礎の構造 図	127 ベントスタックの構造 図	128 別表第四の一の項第三 欄に掲げる1から10まで （3及び4を除く）及び 同第四欄に掲げる1から 13まで（3及び10を除 く）（投省令第三十一 に規定する配管に限る） の構造図	129 高圧ガス製造設備（冷 凍設備を除く）を設置す る室及び容器置場の位置 並びに付近の状況を示す 図面	130 高圧ガス製造設備の構 造、設計図、配置図及び 構造図	131 タワー（反応、分離、精製、 蒸留等を行う高圧ガス製 造設備）（貯槽を除く）が あつて、当該設備の最高 位置の正接線から最低位 の正接線までの長さが五 メートル以上のものをい う（胴部の長さが五メー トル以上のものをい う）（貯槽（貯蔵能力が 三百立方メートル又は三 トン以上のものに限る） 及び受液器（内容積が五 トン以上のものに限る） を併せてこれらに五 限る）並びにこれらに五 限る構造物及び基礎の構 造図	132 安全装置の説明書	133 圧送機の強度計算書	134 圧送機の気密な構造を 確認する書類及び耐圧・ 気密性能試験成績書	135 安全装置の説明書	136 外部強制潤滑油装置の 作動に関する説明書	137 フローシート	138 強度計算	139 支持物及び基礎の構造 図	140 ベントスタックの構造 図	141 別表第四の一の項第三 欄に掲げる1から10まで （3及び4を除く）及び 同第四欄に掲げる1から 13まで（3及び10を除 く）（投省令第三十一 に規定する配管に限る） の構造図	142 高圧ガス製造設備（冷 凍設備を除く）を設置す る室及び容器置場の位置 並びに付近の状況を示す 図面	143 高圧ガス製造設備の構 造、設計図、配置図及び 構造図	144 タワー（反応、分離、精製、 蒸留等を行う高圧ガス製 造設備）（貯槽を除く）が あつて、当該設備の最高 位置の正接線から最低位 の正接線までの長さが五 メートル以上のものをい う（胴部の長さが五メー トル以上のものをい う）（貯槽（貯蔵能力が 三百立方メートル又は三 トン以上のものに限る） 及び受液器（内容積が五 トン以上のものに限る） を併せてこれらに五 限る）並びにこれらに五 限る構造物及び基礎の構 造図	145 安全装置の説明書	146 圧送機の強度計算書	147 圧送機の気密な構造を 確認する書類及び耐圧・ 気密性能試験成績書	148 安全装置の説明書	149 外部強制潤滑油装置の 作動に関する説明書	150 フローシート	151 強度計算	152 支持物及び基礎の構造 図	153 ベントスタックの構造 図	154 別表第四の一の項第三 欄に掲げる1から10まで （3及び4を除く）及び 同第四欄に掲げる1から 13まで（3及び10を除 く）（投省令第三十一 に規定する配管に限る） の構造図	155 高圧ガス製造設備（冷 凍設備を除く）を設置す る室及び容器置場の位置 並びに付近の状況を示す 図面	156 高圧ガス製造設備の構 造、設計図、配置図及び 構造図	157 タワー（反応、分離、精製、 蒸留等を行う高圧ガス製 造設備）（貯槽を除く）が あつて、当該設備の最高 位置の正接線から最低位 の正接線までの長さが五 メートル以上のものをい う（胴部の長さが五メー トル以上のものをい う）（貯槽（貯蔵能力が 三百立方メートル又は三 トン以上のものに限る） 及び受液器（内容積が五 トン以上のものに限る） を併せてこれらに五 限る）並びにこれらに五 限る構造物及び基礎の構 造図	158 安全装置の説明書	159 圧送機の強度計算書	160 圧送機の気密な構造を 確認する書類及び耐圧・ 気密性能試験成績書	161 安全装置の説明書	162 外部強制潤滑油装置の 作動に関する説明書	163 フローシート	164 強度計算	165 支持物及び基礎の構造 図	166 ベントスタックの構造 図	167 別表第四の一の項第三 欄に掲げる1から10まで （3及び4を除く）及び 同第四欄に掲げる1から 13まで（3及び10を除 く）（投省令第三十一 に規定する配管に限る） の構造図	168 高圧ガス製造設備（冷 凍設備を除く）を設置す る室及び容器置場の位置 並びに付近の状況を示す 図面	169 高圧ガス製造設備の構 造、設計図、配置図及び 構造図	170 タワー（反応、分離、精製、 蒸留等を行う高圧ガス製 造設備）（貯槽を除く）が あつて、当該設備の最高 位置の正接線から最低位 の正接線までの長さが五 メートル以上のものをい う（胴部の長さが五メー トル以上のものをい う）（貯槽（貯蔵能力が 三百立方メートル又は三 トン以上のものに限る） 及び受液器（内容積が五 トン以上のものに限る） を併せてこれらに五 限る）並びにこれらに五 限る構造物及び基礎の構 造図	171 安全装置の説明書	172 圧送機の強度計算書	173 圧送機の気密な構造を 確認する書類及び耐圧・ 気密性能試験成績書	174 安全装置の説明書	175 外部強制潤滑油装置の 作動に関する説明書	176 フローシート	177 強度計算	178 支持物及び基礎の構造 図	179 ベントスタックの構造 図	180 別表第四の一の項第三 欄に掲げる1から10まで （3及び4を除く）及び 同第四欄に掲げる1から 13まで（3及び10を除 く）（投省令第三十一 に規定する配管に限る） の構造図	181 高圧ガス製造設備（冷 凍設備を除く）を設置す る室及び容器置場の位置 並びに付近の状況を示す 図面	182 高圧ガス製造設備の構 造、設計図、配置図及び 構造図	183 タワー（反応、分離、精製、 蒸留等を行う高圧ガス製 造設備）（貯槽を除く）が あつて、当該設備の最高 位置の正接線から最低位 の正接線までの長さが五 メートル以上のものをい う（胴部の長さが五メー トル以上のものをい う）（貯槽（貯蔵能力が 三百立方メートル又は三 トン以上のものに限る） 及び受液器（内容積が五 トン以上のものに限る） を併せてこれらに五 限る）並びにこれらに五 限る構造物及び基礎の構 造図	184 安全装置の説明書	185 圧送機の強度計算書	186 圧送機の気密な構造を 確認する書類及び耐圧・ 気密性能試験成績書	187 安全装置の説明書	188 外部強制潤滑油装置の 作動に関する説明書	189 フローシート	190 強度計算	191 支持物及び基礎の構造 図	192 ベントスタックの構造 図	193 別表第四の一の項第三 欄に掲げる1から10まで （3及び4を除く）及び 同第四欄に掲げる1から 13まで（3及び10を除 く）（投省令第三十一 に規定する配管に限る） の構造図	194 高圧ガス製造設備（冷 凍設備を除く）を設置す る室及び容器置場の位置 並びに付近の状況を示す 図面	195 高圧ガス製造設備の構 造、設計図、配置図及び 構造図	196 タワー（反応、分離、精製、 蒸留等を行う高圧ガス製 造設備）（貯槽を除く）が あつて、当該設備の最高 位置の正接線から最低位 の正接線までの長さが五 メートル以上のものをい う（胴部の長さが五メー トル以上のものをい う）（貯槽（貯蔵能力が 三百立方メートル又は三 トン以上のものに限る） 及び受液器（内容積が五 トン以上のものに限る） を併せてこれらに五 限る）並びにこれらに五 限る構造物及び基礎の構 造図	197 安全装置の説明書	198 圧送機の強度計算書	199 圧送機の気密な構造を 確認する書類及び耐圧・ 気密性能試験成績書	200 安全装置の説明書	201 外部強制潤滑油装置の 作動に関する説明書	202 フローシート	203 強度計算	204 支持物及び基礎の構造 図	205 ベントスタックの構造 図	206 別表第四の一の項第三 欄に掲げる1から10まで （3及び4を除く）及び 同第四欄に掲げる1から 13まで（3及び10を除 く）（投省令第三十一 に規定する配管に限る） の構造図	207 高圧ガス製造設備（冷 凍設備を除く）を設置す る室及び容器置場の位置 並びに付近の状況を示す 図面	208 高圧ガス製造設備の構 造、設計図、配置図及び 構造図	209 タワー（反応、分離、精製、 蒸留等を行う高圧ガス製 造設備）（貯槽を除く）が あつて、当該設備の最高 位置の正接線から最低位 の正接線までの長さが五 メートル以上のものをい う（胴部の長さが五メー トル以上のものをい う）（貯槽（貯蔵能力が 三百立方メートル又は三 トン以上のものに限る） 及び受液器（内容積が五 トン以上のものに限る） を併せてこれらに五 限る）並びにこれらに五 限る構造物及び基礎の構 造図	210 安全装置の説明書	211 圧送機の強度計算書	212 圧送機の気密な構造を 確認する書類及び耐圧・ 気密性能試験成績書	213 安全装置の説明書	214 外部強制潤滑油装置の 作動に関する説明書	215 フローシート	216 強度計算	217 支持物及び基礎の構造 図	218 ベントスタックの構造 図	219 別表第四の一の項第三 欄に掲げる1から10まで （3及び4を除く）及び 同第四欄に掲げる1から 13まで（3及び10を除 く）（投省令第三十一 に規定する配管に限る） の構造図	220 高圧ガス製造設備（冷 凍設備を除く）を設置す る室及び容器置場の位置 並びに付近の状況を示す 図面	221 高圧ガス製造設備の構 造、設計図、配置図及び 構造図	222 タワー（反応、分離、精製、 蒸留等を行う高圧ガス製 造設備）（貯槽を除く）が あつて、当該設備の最高 位置の正接線から最低位 の正接線までの長さが五 メートル以上のものをい う（胴部の長さが五メー トル以上のものをい う）（貯槽（貯蔵能力が 三百立方メートル又は三 トン以上のものに限る） 及び受液器（内容積が五 トン以上のものに限る） を併せてこれらに五 限る）並びにこれらに五 限る構造物及び基礎の構 造図	223 安全装置の説明書	224 圧送機の強度計算書	225 圧送機の気密な構造を 確認する書類及び耐圧・ 気密性能試験成績書	226 安全装置の説明書	227 外部強制潤滑油装置の 作動に関する説明書	228 フローシート	229 強度計算	230 支持物及び基礎の構造 図	231 ベントスタックの構造 図	232 別表第四の一の項第三 欄に掲げる1から10まで （3及び4を除く）及び 同第四欄に掲げる1から 13まで（3及び10を除 く）（投省令第三十一 に規定する配管に限る） の構造図	233 高圧ガス製造設備（冷 凍設備を除く）を設置す る室及び容器置場の位置 並びに付近の状況を示す 図面	234 高圧ガス製造設備の構 造、設計図、配置図及び 構造図	235 タワー（反応、分離、精製、 蒸留等を行う高圧ガス製 造設備）（貯槽を除く）が あつて、当該設備の最高 位置の正接線から最低位 の正接線までの長さが五 メートル以上のものをい う（胴部の長さが五メー トル以上のものをい う）（貯槽（貯蔵能力が 三百立方メートル又は三 トン以上のものに限る） 及び受液器（内容積が五 トン以上のものに限る） を併せてこれらに五 限る）並びにこれらに五 限る構造物及び基礎の構 造図	236 安全装置の説明書	237 圧送機の強度計算書	238 圧送機の気密な構造を 確認する書類及び耐圧・ 気密性能試験成績書	239 安全装置の説明書	240 外部強制潤滑油装置の 作動に関する説明書	241 フローシート	242 強度計算	243 支持物及び基礎の構造 図	244 ベントスタックの構造 図	245 別表第四の一の項第三 欄に掲げる1から10まで （3及び4を除く）及び 同第四欄に掲げる1から 13まで（3及び10を除 く）（投省令第三十一 に規定する配管に限る） の構造図	246 高圧ガス製造設備（冷 凍設備を除く）を設置す る室及び容器置場の位置 並びに付近の状況を示す 図面	247 高圧ガス製造設備の構 造、設計図、配置図及び 構造図	248 タワー（反応、分離、精製、 蒸留等を行う高圧ガス製 造設備）（貯槽を除く）が あつて、当該設備の最高 位置の正接線から最低位 の正接線までの長さが五 メートル以上のものをい う（胴部の長さが五メー トル以上のものをい う）（貯槽（貯蔵能力が 三百立方メートル又は三 トン以上のものに限る） 及び受液器（内容積が五 トン以上のものに限る） を併せてこれらに五 限る）並びにこれらに五 限る構造物及び基礎の構 造図	249 安全装置の説明書	250 圧送機の強度計算書	251 圧送機の気密な構造を 確認する書類及び耐圧・ 気密性能試験成績書	252 安全装置の説明書	253 外部強制潤滑油装置の 作動に関する説明書	254 フローシート	255 強度計算	256 支持物及び基礎の構造 図	257 ベントスタックの構造 図	258 別表第四の一の項第三 欄に掲げる1から10まで （3及び4を除く）及び 同第四欄に掲げる1から 13まで（3及び10を除 く）（投省令第三十一 に規定する配管に限る） の構造図	259 高圧ガス製造設備（冷 凍設備を除く）を設置す る室及び容器置場の位置 並びに付近の状況を示す 図面	260 高圧ガス製造設備の構 造、設計図、配置図及び 構造図	261 タワー（反応、分離、精製、 蒸留等を行う高圧ガス製 造設備）（貯槽を除く）が あつて、当該設備の最高 位置の正接線から最低位 の正接線までの長さが五 メートル以上のものをい う（胴部の長さが五メー トル以上のものをい う）（貯槽（貯蔵能力が 三百立方メートル又は三 トン以上のものに限る） 及び受液器（内容積が五 トン以上のものに限る） を併せてこれらに五 限る）並びにこれらに五 限る構造物及び基礎の構 造図	262 安全装置の説明書	263 圧送機の強度計算書	264 圧送機の気密な構造を 確認する書類及び耐圧・ 気密性能試験成績書	265 安全装置の説明書	266 外部強制潤滑油装置の 作動に関する説明書	267 フローシート	268 強度計算	269 支持物及び基礎の構造 図	270 ベントスタックの構造 図	271 別表第四の一の項第三 欄に掲げる1から10まで （3及び4を除く）及び 同第四欄に掲げる1から 13まで（3及び10を除 く）（投省令第三十一 に規定する配管に限る） の構造図	272 高圧ガス製造設備（冷 凍設備を除く）を設置す る室及び容器置場の位置 並びに付近の状況を示す 図面	273 高圧ガス製造設備の構 造、設計図、配置図及び 構造図	274 タワー（反応、分離、精製、 蒸留等を行う高圧ガス製 造設備）（貯槽を除く）が あつて、当該設備の最高 位置の正接線から最低位 の正接線までの長さが五 メートル以上のものをい う（胴部の長さが五メー トル以上のものをい う）（貯槽（貯蔵能力が 三百立方メートル又は三 トン以上のものに限る） 及び受液器（内容積が五 トン以上のものに限る） を併せてこれらに五 限る）並びにこれらに五 限る構造物及び基礎の構 造図	275 安全装置の説明書	276 圧送機の強度計算書	277 圧送機の気密な構造を 確認する書類及び耐圧・ 気密性能試験成績書	278 安全装置の説明書	279 外部強制潤滑油装置の 作動に関する説明書	280 フローシート	281 強度計算	282 支持物及び基礎の構造 図	283 ベントスタックの構造 図	284 別表第四の一の項第三 欄に掲げる1から10まで （3及び4を除く）及び 同第四欄に掲げる1から 13まで（3及び10を除 く）（投省令第三十一 に規定する配管に限る） の構造図	285 高圧ガス製造設備（冷 凍設備を除く）を設置す る室及び容器置場の位置 並びに付近の状況を示す 図面	286 高圧ガス製造設備の構 造、設計図、配置図及び 構造図	287 タワー（反応、分離、精製、 蒸留等を行う高圧ガス製 造設備）（貯槽を除く）が あつて、当該設備の最高 位置の正接線から最低位 の正接線までの長さが五 メートル以上のものをい う（胴部の長さが五メー トル以上のものをい う）（貯槽（貯蔵能力が 三百立方メートル又は三 トン以上のものに限る） 及び受液器（内容積が五 トン以上のものに限る） を併せてこれらに五 限る）並びにこれらに五 限る構造物及び基礎の構 造図	288 安全装置の説明書	289 圧送機の強度計算書	290 圧送機の気密な構造を 確認する書類及び耐圧・ 気密性能試験成績書	291 安全装置の説明書	292 外部強制潤滑油装置の 作動に関する説明書	293 フローシート	294 強度計算	295 支持物及び基礎の構造 図	296 ベントスタックの構造 図	297 別表第四の一の項第三 欄に掲げる1から10まで （3及び4を除く）及び 同第四欄に掲げる1から 13まで（3及び10を除 く）（投省令第三十一 に規定する配管に限る） の構造図	298 高圧ガス製造設備（冷 凍設備を除く）を設置す る室及び容器置場の位置 並びに付近の状況を示す 図面	299 高圧ガス製造設備の構 造、設計図、配置図及び 構造図	300 タワー（反応、分離、精製、 蒸留等を行う高圧ガス製 造設備）（貯槽を除く）が あつて、当該設備の最高 位置の正接線から最低位 の正接線までの長さが五 メートル以上のものをい う（胴部の長さが五メー トル以上のものをい う）（貯槽（貯蔵能力が

六 火薬類取扱所	- 火薬類取扱所の名称及び位置(都道府県市区町村を記載すること) - 火薬類の使用最大火薬類貯存量及び最大火薬類貯蔵量(火薬、工業雷管、電気雷管、導火線、電氣導線、線、導爆線、御用コールド別記載すること) - 火薬類取扱所の種類及び定員 - 主要寸法及び材料(境界柵の主要寸法及び材料を含む) - 暖房設備の種類及び取付箇所(暖房設備を設置する場合に限る) - 照明設備の種類及び取付箇所(照明設備を設置する場合に限る) - 法規及び注意事項の揭示方法
別表第三(第百六条及び第百九条関係)	- 火薬類取扱所の位置を明示した縮尺二万五千分の地形図 - 火薬類取扱所の建物及び附属設備の構造図(これらの配置の状況が明らかとなるように図示すること) - 火薬類取扱所の建物の設計図面 - 保安距離計算書 - 暖房設備の構造図(暖房設備を設置する場合に限る) - 照明設備の構造図(照明設備を設置する場合に限る) - 盗難及び火災を防止するための措置に関する説明書 - 火薬類の爆発又は発火を防止するための措置に関する説明書 - 定員に関する説明書

工事の種類 一 導管の設置又は変更の工事	工事計画届出対象 - 設置位置の変更 - 改造であつて、次に掲げるもの - 材料の変更を伴うもの - 形状又は寸法の変更を伴うもの - 溶接部分又は溶接方法の変更を伴うもの - 水分除去措置の変更を伴うもの - 二酸化炭素遮断装置の種類又は設置位置の変更を伴うもの - 計測装置又は警報装置の種類の変更を伴うもの - ベントスタックの種類、主要寸法、材料、取付箇所又は放出圧力の変更を伴うもの - 取替え - 廃止	使用前検査対象 - 設置位置の変更 - 改造であつて、次に掲げるもの - 材料の変更を伴うもの - 形状又は寸法の変更を伴うもの - 溶接部分又は溶接方法の変更を伴うもの - 水分除去措置の変更を伴うもの - 二酸化炭素遮断装置の種類又は設置位置の変更を伴うもの - 計測装置又は警報装置の種類の変更を伴うもの - ベントスタックの種類、主要寸法、材料、取付箇所又は放出圧力の変更を伴うもの - 取替え
-------------------------	--	---

二 圧送機設置所の設置 三 圧送機設置所の変更の工事 (一) 圧送機の設置又は変更の工事	- 設置位置の変更 - 改造であつて、次に掲げるもの - 圧送機(二酸化炭素が通る部分に限る)の材料の変更を伴うもの - 圧送機(二酸化炭素が通る部分に限る)の能力又は吐出圧力の変更を伴うもの - 圧送機(二酸化炭素が通る部分に限る)の耐圧部分の強度に影響を及ぼすもの - 安全装置の種類又は取付箇所の変更を伴うもの - 外部強制潤滑油装置の種類の変更を伴うもの - 警報装置の種類の変更を伴うもの - 取替え - 廃止 - 設置位置の変更 - 改造であつて、次に掲げるもの - 型式の変更を伴うもの - 常用の圧力の変更を伴うもの - 耐圧部分の強度の変更を伴うもの - 安全装置の種類又は取付箇所の変更を伴うもの - 取替え - 廃止 - 設置
--	--

四 計器室の設置の工事又は変更の工事 (二) 高圧ガス製造設備の設置又は変更の工事	- 設置位置の変更 - 改造であつて、次に掲げるもの - 型式の変更を伴うもの - 常用の圧力の変更を伴うもの - 耐圧部分の強度の変更を伴うもの - 安全装置の種類又は取付箇所の変更を伴うもの - 取替え - 廃止 - 設置	- 設置位置の変更 - 改造であつて、次に掲げるもの - 型式の変更を伴うもの - 常用の圧力の変更を伴うもの - 耐圧部分の強度の変更を伴うもの - 安全装置の種類又は取付箇所の変更を伴うもの - 取替え - 廃止 - 設置
--	---	---

別表第四（第七七条関係）

導管輸送工作物の種類		一般記載事項	
一 導管		記載すべき事項	添付書類（届出に係る工事の内容に関するものに限る。）
		設備別記載事項（届出に係る工事の内容に関するものに限る。）	添付書類（届出に係る工事の内容に関するものに限る。）
1	導管の始点及び終点の位置（都道府県市区町村字を記載すること。）	1 導管の経路（地中、水底及びその他の経路を明示すること。）	1 導管の経路（地中、水底及びその他の経路を明示すること。）
2	延長（地中、水底及びその他の別に記載すること。）	2 導管の付近の地名、主要な道路、建築物その他の主要な構造物の位置、寸法、形状、主要寸法及び材料	2 導管の付近の地名、主要な道路、建築物その他の主要な構造物の位置、寸法、形状、主要寸法及び材料
3	輸送する二酸化炭素の性状、常用の圧力及び温度	3 輸送する二酸化炭素の性状、常用の圧力及び温度	3 輸送する二酸化炭素の性状、常用の圧力及び温度
4	形状、主要寸法及び材料	4 形状、主要寸法及び材料	4 形状、主要寸法及び材料
5	接合の方法	5 接合の方法	5 接合の方法
6	水分除去措置の方法	6 水分除去措置の方法	6 水分除去措置の方法
7	防護措置の方法	7 防護措置の方法	7 防護措置の方法
8	防食措置の方法	8 防食措置の方法	8 防食措置の方法
9	二酸化炭素遮断装置の型式又は種類	9 二酸化炭素遮断装置の型式又は種類	9 二酸化炭素遮断装置の型式又は種類
10	危険標識の内容	10 危険標識の内容	10 危険標識の内容
11	計測装置及び警報装置の型式又は種類	11 計測装置及び警報装置の型式又は種類	11 計測装置及び警報装置の型式又は種類
12	ベントスタックの種類、主要寸法及び材料	12 ベントスタックの種類、主要寸法及び材料	12 ベントスタックの種類、主要寸法及び材料
13	導管の設置方法に関する説明書	13 導管の設置方法に関する説明書	13 導管の設置方法に関する説明書

二 圧送機設置所		三 計器室	
（一） 圧送機		（二） 高圧ガス製造設備	
1	圧送する二酸化炭素の性状、圧力、温度及び常用の圧力	1	製造する高圧ガスの種類
2	型式、主要寸法、材料、個数、能力及び吐出圧力	2	一日に圧縮、液化その他の方法で処理することができ、その容積（冷凍のためのものにあつては、一日の冷凍能力）
3	圧力計、安全装置、計測装置及び警報装置の型式又は種類	3	材料、型式、主要寸法、能力及び配置
4	安全装置の取付箇所	4	可燃性ガスの発生又は精製のための設備等における換気方法
5	外部強制潤滑油装置の種類	5	圧縮機と高圧ガスを容器に充填する場所又は容器置場の間の構造
6	製造する高圧ガスの種類	6	バルブの開閉状態等の明示方法
7	安全装置の型式、種類又は取付箇所	7	安全装置の型式、種類又は取付箇所
8	基礎の状況	8	基礎の状況
1	圧送機設置所の位置を明示した縮尺二万五千分の地形図	1	高圧ガス製造設備の構造設計図、配置図及び図面
2	圧送機設置所の建物及び附属設備の構造図（この図に示すものに限る。）	2	高圧ガス製造設備の構造設計図、配置図及び図面
3	圧送機の構造図	3	高圧ガス製造設備の構造設計図、配置図及び図面
4	圧送機の強度計算書	4	高圧ガス製造設備の構造設計図、配置図及び図面
5	圧送機の気密な構造を確保する試験成績書	5	高圧ガス製造設備の構造設計図、配置図及び図面
6	安全装置の説明書	6	高圧ガス製造設備の構造設計図、配置図及び図面
7	外部強制潤滑油装置の動作に関する説明書	7	高圧ガス製造設備の構造設計図、配置図及び図面
8	高圧ガス製造設備（冷凍設備を除く）を設置する室及び容器場の位置を示す図面	8	高圧ガス製造設備の構造設計図、配置図及び図面
9	高圧ガス製造設備（冷凍設備を除く）を設置する室及び容器場の位置を示す図面	9	高圧ガス製造設備の構造設計図、配置図及び図面
10	高圧ガス製造設備（冷凍設備を除く）を設置する室及び容器場の位置を示す図面	10	高圧ガス製造設備の構造設計図、配置図及び図面
11	高圧ガス製造設備（冷凍設備を除く）を設置する室及び容器場の位置を示す図面	11	高圧ガス製造設備の構造設計図、配置図及び図面
12	高圧ガス製造設備（冷凍設備を除く）を設置する室及び容器場の位置を示す図面	12	高圧ガス製造設備の構造設計図、配置図及び図面
13	高圧ガス製造設備（冷凍設備を除く）を設置する室及び容器場の位置を示す図面	13	高圧ガス製造設備の構造設計図、配置図及び図面

様式第 1 (第 5 条関係)

貯留事業等の許可申請書

経済産業大臣 殿

年 月 日

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和 6 年法律第 38 号。以下「法」という。)第 4 条第 1 項の規定により、貯留事業等の許可を受けたので、同条第 3 項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

- 1 申請貯留区域等
- 2 貯留事業等の開始の予定年月日
- 3 貯留事業等の概要

備考

- 1 本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること(当該収入印紙には、消印をしないこと。)
- 2 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 3 本申請書に添付する法第 4 条第 3 項第 2 号の図面は、法第 3 条第 1 項の規定により指定された特定区域との位置関係を明示するものとする。
- 4 この申請書に添付する申請者が法第 5 条第 1 項第 2 号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、氏名又は名称及び住所並びに申請者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を記載すること。また、申請者が法人である場合にあっては、当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付し、申請者が個人である場合にあっては、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別及び役職を記した表を添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 2 (第 6 条第 1 号、第 8 条第 3 項、第 9 条第 2 項、第 11 条第 2 項、第 13 条第 3 項及び附則第 2 条第 2 項関係)

事業計画書

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

- 1 貯留事業等に関する計画
- 2 二酸化炭素の貯蔵又は試験の方法に関する事項
- 3 貯留事業等に要する期間
- 4 申請貯留区域等及びその周辺の地質構造の評価
- 5 許可貯留区域等における貯留事業等及び法第 12 条第 1 項の政令で定めるものの開発に係る事業(諸外国においてこれらに相当するものを含む。)の実績
- 6 貯留事業等を行うための資金計画
- 7 貯留事業等を行うための体制
- 8 貯留事業等が他人の許可貯留区域等と隣接する申請貯留区域等で行われるものである場合にあっては、当該許可貯留区域等において貯留事業等を行う貯留事業者等との調整に関する事項
- 9 貯留事業等が他人の鉱区の直下の区域と重複し、又は隣接する申請貯留区域等で行われるものである場合にあっては、当該鉱区の鉱業権者との調整に関する事項
- 10 農業、漁業その他の産業との調整に関する事項
- 11 貯留事業に係る申請にあっては、次に掲げる事項
 - (1) 貯留層及びその周辺の地層を構成する砂岩その他の岩石の性状及びその分布並びに二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵を確保する観点からのこれらの地層の評価に関する事項
 - (2) 法第 4 条第 2 項の申請に係る貯留区域内の坑井の健全性の評価に関する事項
 - (3) (1) 及び(2)の評価に基づく貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することについての予測及び評価に関する事項
 - (4) 二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵その他の貯留事業の安定的な遂行に支障を及ぼすものについての調査、分析及び評価並びにその結果に基づく必要な措置に関する事項
 - (5) 貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する事項
- 12 その他貯留事業等に関する必要な事項

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 3 (第 8 条第 2 項関係)

試験の許可更新申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和 6 年法律第 38 号。以下「法」という。)第 9 条第 2 項(法第 12 条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定により、試験の許可の更新を受けたいので、法第 9 条第 5 項又は第 12 条第 6 項において準用する法第 4 条第 3 項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

- 1 許可試験区域
- 2 試験の許可番号
- 3 試験を開始した年月日
- 4 試験の概要
- 5 試験の許可の更新を必要とする理由

備考

- 1 本申請書を書面により提出する場合にあつては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること(当該収入印紙には、消印をしないこと。)
- 2 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 4 (第 9 条第 1 項関係)

貯留事業の許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和 6 年法律第 38 号。以下「法」という。)第 10 条第 1 項の規定により、貯留事業の許可を受けたいので、同条第 5 項において準用する法 4 条第 3 項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

- 1 申請貯留区域
- 2 貯留事業の開始の予定年月日
- 3 貯留事業の概要

備考

- 1 本申請書を書面により提出する場合にあつては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること(当該収入印紙には、消印をしないこと。)
- 2 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 3 本申請書に添付する法第 10 条第 5 項において準用する法第 4 条第 3 項第 2 号の図面は、許可試験区域との位置関係を明示するものとする。
- 4 この申請書に添付する申請者が法第 5 条第 1 項第 2 号イからイまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、氏名又は名称及び住所並びに申請者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を記載すること。また、申請者が法人である場合にあっては、当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付し、申請者が個人である場合にあっては、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別及び役職を記した表を添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第5（第10条第1項関係）

特定区域の（指定・変更）提案書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和8年経済産業省令第50号）第10条第2項各号に掲げる書類を添えて、特定区域の（指定・変更）を提案いたします。

記

- 1 当該提案に係る区域の所在地
- 2 当該提案に係る区域の面積
- 3 当該提案の理由

備考

- 1 本様式において（指定・変更）とあるところは、いずれか該当するものを丸で囲むこと。また、変更の提案を行う場合にあっては、当該変更の提案に係る法第3条第8項の規定により公示された実施要項も添付すること。
- 2 代表者の氏名の欄は、提案者が法人である場合に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6（第11条第1項関係）

貯留事業等の許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により、貯留事業等の許可を受けたいので、同条第5項において準用する法第4条第3項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

- 1 申請に係る探掘権の鉱区及び鉱物の種類
- 2 申請に係る探掘権の登録番号
- 3 申請貯留区域等
- 4 貯留事業等の開始の予定年月日
- 5 貯留事業等の概要

備考

- 1 本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
- 2 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 3 本申請書に添付する法第12条第5項において準用する法第4条第3項第2号の図面は、申請に係る鉱区との位置関係を明示するものとする。
- 4 この申請書に添付する申請者が法第5条第1項第2号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、氏名又は名称及び住所並びに申請者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を記載すること。また、申請者が法人である場合にあっては、当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付し、申請者が個人である場合にあっては、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別及び役職を記した表を添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 7 (第 13 条第 1 項関係)

許可貯留区域等の増減許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和 6 年法律第 38 号。以下「法」という。)第 14 条第 1 項の規定により、許可貯留区域等の(増加・減少)の許可を受けたいので、許可貯留区域等及び申請貯留区域等との関係を示す図面並びに同条第 3 項において準用する法第 4 条第 3 項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

- 1 申請に係る(増加・減少)をしようとする許可貯留区域等
- 2 貯留事業等の許可番号
- 3 申請貯留区域等
- 4 貯留事業等の概要

備考

- 1 本様式において(増加・減少)とあるところは、いずれか該当するものを丸で囲むこと。
- 2 本申請書を書面により提出する場合にあつては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること(当該収入印紙には、消印をしないこと。)
- 3 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 4 法第 12 条第 1 項の許可を受けた貯留事業者等を除き、本申請書に添付する法第 14 条第 3 項において準用する法第 4 条第 3 項第 2 号の図面は、法第 3 条第 1 項の規定により指定された特定区域との位置関係を明示するものとする。こと。
- 5 許可貯留区域等の減少に係る申請にあつては、法第 14 条第 3 項において準用する法第 4 条第 3 項第 3 号及び第 4 号に掲げる書類は添付しないこと。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 8 (第 14 条第 1 項関係)

分割の許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和 6 年法律第 38 号)第 16 条第 1 項の規定により、許可貯留区域の分割の許可を受けたいので、許可貯留区域及び当該申請に係る分割後の貯留区域との関係を示す図面並びに同法第 16 条第 3 項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

- 1 申請に係る分割をしようとする許可貯留区域
- 2 貯留事業の許可番号
- 3 申請に係る分割後の貯留区域
- 4 許可貯留区域の分割の予定年月日
- 5 貯留事業の概要

備考

- 1 本申請書を書面により提出する場合にあつては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること(当該収入印紙には、消印をしないこと。)
- 2 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 9（第14条第 1 項関係）

合併の許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号）第 16 条第 1 項の規定により、許可貯留区域の合併の許可を受けたいので、許可貯留区域及び当該申請に係る合併後の貯留区域との関係を示す図面並びに同法第 16 条第 3 項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

- 1 申請に係る合併をしようとする許可貯留区域
- 2 貯留事業の許可番号
- 3 申請に係る合併後の貯留区域
- 4 許可貯留区域の合併の予定年月日
- 5 貯留事業の概要

備考

- 1 本申請書を書面により提出する場合にあつては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
- 2 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 10（第14条第 2 項第 1 号関係）

事業計画書

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

- 1 分割後又は合併後の貯留区域に係る貯留事業に関する計画
- 2 二酸化炭素の貯蔵の方法に関する事項
- 3 分割後又は合併後の貯留区域に係る貯留事業に要する期間
- 4 分割後又は合併後の貯留区域及びその周辺の地質構造の評価
- 5 許可貯留区域における貯留事業及び法第 12 条第 1 項の政令で定めるものの開発に係る事業（諸外国においてこれらに相当するものを含む。）の実績
- 6 分割後又は合併後の貯留区域に係る貯留事業を行うための資金計画
- 7 分割後又は合併後の貯留区域に係る貯留事業を行うための体制
- 8 貯留層及びその周辺の地層を構成する砂岩その他の岩石の性状及びその分布並びに二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵を確保する観点からのこれらの地層の評価に関する事項
- 9 分割後又は合併後の貯留区域内の坑井の健全性の評価に関する事項
- 10 8 及び 9 の評価に基づく貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することについての予測及び評価に関する事項
- 11 二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵その他の貯留事業の安定的な遂行に支障を及ぼすものについての調査、分析及び評価並びにその結果に基づく必要な措置に関する事項
- 12 貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する事項
- 13 その他分割後又は合併後の貯留区域に係る貯留事業に関する必要な事項

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第11 (第15条第1項関係)

貯留事業等の譲渡及び譲受け認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

(譲渡人)
氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

(譲受人)
氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和6年法律第38号。以下「法」という。)第17条第1項の規定により、貯留事業等の譲渡及び譲受けの認可を受けたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則(令和8年経済産業省令第50号)第15条第1項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

- 1 譲渡及び譲受けに係る許可貯留区域等
- 2 譲渡及び譲受けに係る貯留事業等の許可番号
- 3 譲渡及び譲受けの予定年月日
- 4 譲渡及び譲受けの理由

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、譲渡人又は譲受人が法人である場合に記載すること。
- 2 この申請書に添付する譲受人が法第5条第1項第2号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、氏名又は名称及び住所並びに譲受人が法人である場合にあつては、その代表者の氏名を記載すること。また、譲受人が法人である場合にあつては、当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付し、譲受人が個人である場合にあつては、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別及び役職を記した表を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第12 (第15条第2項関係)

合併の認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和6年法律第38号。以下「法」という。)第17条第2項の規定により、合併の認可を受けたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則(令和8年経済産業省令第50号)第15条第2項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

- 1 合併により消滅する法人及び合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所
- 2 申請に係る貯留事業等の許可番号
- 3 合併の予定年月日

備考

- 1 この申請書に添付する申請者が法第5条第1項第2号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

分割の認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号。以下「法」という。）第17条第2項の規定により、分割の認可を受けたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和8年経済産業省令第50号）第15条第2項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

- 1 分割前の法人及び分割により一の許可貯留区域等における貯留事業等の全部を承継する法人の名称及び住所
- 2 申請に係る貯留事業等の許可番号
- 3 分割の予定年月日

備考

- 1 この申請書に添付する申請者が法第5条第1項第2号イからエまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、分割により一の許可貯留区域等における貯留事業等の全部を承継する法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

貯留事業等の相続届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏 名
住 所

下記のとおり、貯留事業等の相続がありましたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号。以下「法」という。）第18条第2項の規定により、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和8年経済産業省令第50号）第16条第1項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

- 1 相続人の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
- 2 被相続人の氏名及び住所
- 3 届出に係る貯留事業等の許可番号
- 4 相続開始の年月日

備考

- 1 この届出書に添付する相続人が法第5条第1項第2号イからエまで又はホのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第15（第17条第 1 項関係）

特定閉鎖措置計画の認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号）第 22 条第 3 項の規定により、特定閉鎖措置計画の認可を受けたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和 8 年経済産業省令第 50 号）第 17 条第 2 項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

- 1 特定閉鎖措置に係る許可貯留区域
- 2 貯留事業の許可番号
- 3 特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を終了した年月日
- 4 特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入量の合計及びその期間
- 5 特定閉鎖措置の開始の予定年月日
- 6 特定閉鎖措置に要する期間
- 7 法第 22 条第 3 項に規定する場所についての坑口の閉塞に関する事項
- 8 貯留等工作物その他の特定措置に係る貯留開始貯留事業により設置された当該貯留開始貯留事業に係る工作物の撤去又は廃棄に関する事項
- 9 特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井の健全性の評価に関する事項
- 10 貯蔵された二酸化炭素の漏えいを防止するための措置に関する事項

備考

- 1 本申請書を書面により提出する場合にあつては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
- 2 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第16（第18条第 1 項関係）

特定閉鎖措置計画の変更認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号）第 22 条第 5 項の規定により、特定閉鎖措置計画の変更の認可を受けたので、当該変更後の特定閉鎖措置計画を添えて、申請します。

記

- 1 特定閉鎖措置に係る許可貯留区域
- 2 貯留事業の許可番号
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由

備考

- 1 本申請書を書面により提出する場合にあつては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
- 2 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

特定閉鎖措置計画の軽微変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、特定閉鎖措置計画を変更しましたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第22条第7項の規定により、変更後の特定閉鎖措置計画を添えて、届け出ます。

記

- 1 特定閉鎖措置に係る許可貯留区域
- 2 貯留事業の許可番号
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

貯留権等の放棄届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、貯留権等を放棄しますので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第35条第3項の規定により、届け出ます。

記

- 1 許可貯留区域等
- 2 貯留事業等の許可番号
- 3 届出に係る貯留権等を放棄する理由
- 4 坑口の閉塞その他の措置に関する事項

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 「4 坑口の閉塞その他の措置に関する事項」は、坑口の閉塞その他坑井の取扱いに関する措置について記載すること。また、当該措置の内容を説明する参考書類を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 19 (第 25 条 関係)

貯留事業の着手の延期認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 37 条
第 2 項の規定により、貯留事業の着手の延期の認可を受けたいので、申請します。

記

- 1 許可貯留区域
 - 2 貯留事業の許可番号
 - 3 貯留事業実施計画の認可の年月日
 - 4 貯留事業の着手の延期の期間
年 月 日から 年 月 日まで
 - 5 貯留事業の着手の延期の理由
- 備考
- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 20 (第 26 条 関係)

貯留事業の着手等届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、貯留事業に着手し、又は許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注
入を開始したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号)
第 37 条第 3 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 許可貯留区域
 - 2 貯留事業の許可番号
 - 3 (貯留事業の着手・許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入の開始) の年月
日
- 備考
- 1 本様式において (貯留事業の着手・許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注
入の開始) とあるところは、いずれか該当するものを丸で囲むこと。
 - 2 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

貯留事業の休止の認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第37条第5項の規定により、貯留事業の休止の認可を受けたいので、申請します。

記

- 許可貯留区域
- 貯留事業の許可番号
- 貯留事業実施計画の認可の年月日
- 貯留事業の着手の年月日
- 貯留事業の休止の期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 貯留事業の休止の理由

備考

- 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

貯留事業の再開届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、休止していた貯留事業を再開したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第37条第6項の規定により、届け出ます。

記

- 許可貯留区域
- 貯留事業の許可番号
- 貯留事業実施計画の認可の年月日
- 貯留事業の着手の年月日
- 貯留事業の休止の期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 貯留事業の再開の年月日

備考

- 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第23 (第30条第 1 項関係)

貯留事業実施計画の認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 38 条第 1 項の規定により、次のとおり貯留事業実施計画の認可を受けたいので、申請します。

記

- 1 許可貯留区域
- 2 貯留事業の許可番号
- 3 貯留事業に関する計画
- 4 二酸化炭素の貯蔵の方法に関する事項
- 5 貯留事業場における保安を確保するための措置に関する事項
- 6 貯蔵する二酸化炭素の漏えいを防止するための措置に関する事項
- 7 貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況に関する事項
- 8 貯蔵する二酸化炭素の特性に関する事項
- 9 貯蔵する二酸化炭素の一年当たりの注入量及び注入に係る期間並びに許可貯留区域内の貯留層に貯蔵し得る二酸化炭素の最大量に関する事項
- 10 許可貯留区域内の貯留層に貯蔵された二酸化炭素の漏えいが発生し、大気に漏出した場合における環境に及ぼす影響の評価に関する事項
- 11 二酸化炭素の注入を終了した後の貯留開始貯留事業の実施に必要な費用に充てるための資金の確保に関する事項
- 13 通知貯留区域管理業務の実施に必要な費用の見込みに関する事項

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第24 (第31条第 1 項関係)

貯留事業実施計画の変更認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 39 条第 1 項の規定により、貯留事業実施計画の変更の認可を受けたいので、当該変更後の貯留事業実施計画を添えて、申請します。

記

- 1 許可貯留区域
- 2 貯留事業の許可番号
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第25（第32条関係）

貯留事業実施計画の軽微変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、貯留事業実施計画を変更しましたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第39条第2項の規定により、変更後の貯留事業実施計画を添えて、届け出ます。

記

- 1 許可貯留区域
- 2 貯留事業の許可番号
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 「3 変更の内容」は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和8年経済産業省令第50号）第31条第3項各号のいずれに該当するかを明らかにすること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第26（第37条第1項関係）

届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第45条第3項の規定により、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和8年経済産業省令第50号）第37条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、届け出ます。

記

- 1 許可貯留区域
- 2 貯留事業の許可番号

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 27 (第 38 条 関係)

提出金の額の (変更) 認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 45 条
第 4 項の規定により、提出金の額の (変更の) 認可を受けたので、申請します。

記

- 1 許可貯留区域
- 2 貯留事業の許可番号
- 3 認可を受けようとする提出金の額
- 4 認可を受けようとする提出金の額の算定方法及び算定根拠
- 5 その他提出金の額に関し必要な事項

備考

- 1 本様式において (変更) 及び (変更の) とあるところは、該当する場合は丸で囲むこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 28 (第 39 条 関係)

提出金の額通知書

年 月 日

殿

名 称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 45 条
第 5 項の規定により、経済産業大臣の認可を受けた提出金の額を通知します。

記

- 1 許可貯留区域
- 2 貯留事業の許可番号
- 3 提出金の額

備考

- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

滞納処分認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号）第 47 条
第 3 項の規定により、国税滞納処分例による処分の認可を受けたいので、申請します。

記

- 1 許可貯留区域
- 2 貯留事業の許可番号
- 3 納付義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 4 滞納処分に係る抛出金の額及び納期限並びに延滞金の額及び延納期限
- 5 その他当該処分の執行に関し参考となる事項

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

表

第 号

抛入金滞納者財産差押証

職名及び氏名

年 月 日生

写 真
押 出
スタ
ンプ
年 月 日 発効（1 年間有効）

発行者 印

裏

この証明書を所持する職員は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年
法律第 38 号）の規定による抛出金及び延滞金を滞納している者の財産差押の権
限を有する。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とする。

様式第31（第47条関係）

定期報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第49条の規定により、認可貯留事業実施計画の実施状況を報告します。

記

- 1 許可貯留区域
- 2 貯留事業の許可番号
- 3 認可貯留事業実施計画の実施状況
 - （1）貯留事業に関する事項の進捗
 - （2）二酸化炭素の貯蔵の方法に関する事項の状況
 - （3）貯留事業場における保安を確保するための措置に関する事項の状況
 - （4）貯蔵する二酸化炭素の漏えいを防止するための措置に関する事項の状況
 - （5）貯蔵する二酸化炭素の特性に関する事項の状況
 - （6）貯留事業の安定的な遂行を確保するための資金計画及び体制の状況
 - （7）貯蔵する二酸化炭素の一年当たりの注入量及び注入に係る期間並びに許可貯留区域内の貯留層に貯蔵し得る二酸化炭素の最大量に関する事項の状況
 - （8）二酸化炭素の注入を終了した後の貯留開始貯留事業の実施に必要な費用に充てるための資金の確保に関する事項の状況
 - （9）通知貯留区域管理業務の実施に必要な費用の見込みに関する事項の状況
- 4 その他報告すべき事項

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、報告者が法人である場合に記載すること。
- 2 「3 認可貯留事業実施計画の実施状況」の報告にあつては、その内容を説明する参考書類を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること

様式第32（第49条第1項関係）

特定貯留事業約款届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第50条第1項の規定により、特定貯留事業約款を定めたので、当該特定貯留事業約款及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和8年経済産業省令第50号）第49条第1項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

- 1 許可貯留区域
- 2 貯留事業の許可番号

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

特定貯留事業約款の変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第50条第1項の規定により、特定貯留事業約款を変更したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和8年経済産業省令第50号）第49条第2項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

- 1 許可貯留区域
- 2 貯留事業の許可番号
- 3 変更の内容
- 4 実施期日

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

特定貯留事業の特例承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第50条第2項ただし書の規定により、特定貯留事業約款以外の条件により特定貯留事業を行うことの承認を受けたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和8年経済産業省令第50号）第50条各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

- 1 許可貯留区域
- 2 貯留事業の許可番号
- 3 特定貯留事業約款以外の条件により二酸化炭素の貯蔵の役務の提供を受ける者に
関する事項
（1）氏名又は名称
（2）住所
（3）代表者の氏名
- 4 特定貯留事業約款以外の料金その他の役務の提供の内容
- 5 実施期日及び期間

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第35（第53条第1項関係）

閉鎖措置計画の認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第53条第2項の規定により、閉鎖措置計画の認可を受けたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和8年経済産業省令第50号）第53条第2項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

- 1 閉鎖措置に係る許可貯留区域
- 2 貯留事業の許可番号
- 3 閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を終了した年月日
- 4 閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入量の合計及びその期間
- 5 閉鎖措置の開始の予定年月日
- 6 閉鎖措置に要する期間
- 7 閉鎖措置に係る許可貯留区域に係る貯留事業場についての坑口の閉塞に関する事項
- 8 貯留等工作物その他の閉鎖措置を講じようとする貯留開始貯留事業により設置された当該貯留開始貯留事業に係る工作物の撤去又は廃棄に関する事項
- 9 閉鎖措置に係る許可貯留区域内の坑井の健全性の評価に関する事項
- 10 貯蔵された二酸化炭素の漏えいを防止するための措置に関する事項

備考

- 1 本申請書を書面により提出する場合にあつては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
- 2 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第36（第54条第2項関係）

閉鎖措置計画の変更認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第53条第3項において準用する同法第22条第5項の規定により、閉鎖措置計画の変更の認可を受けたいので、当該変更後の閉鎖措置計画を添えて、申請します。

記

- 1 閉鎖措置に係る許可貯留区域
- 2 貯留事業の許可番号
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由

備考

- 1 本申請書を書面により提出する場合にあつては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
- 2 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

閉鎖措置計画の整備変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、閉鎖措置計画を変更しましたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第53条第3項において準用する同法第22条第7項の規定により、変更後の閉鎖措置計画を添えて、届け出ます。

記

- 1 閉鎖措置に係る許可貯留区域
- 2 貯留事業の許可番号
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

閉鎖措置の終了確認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第53条第4項の規定により、閉鎖措置の終了の確認を受けたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和8年経済産業省令第50号）第55条第2項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

- 1 終了の確認を受けようとする閉鎖措置に係る許可貯留区域
- 2 貯留事業の許可番号
- 3 終了の確認を受けようとする閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を終了した年月日
- 4 閉鎖措置の実施状況

備考

- 1 本申請書を書面により提出する場合にあつては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
- 2 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 39 (第 55 条第 1 項関係)

特定閉鎖措置の終了確認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和 6 年法律第 38 号。以下「法」という。) 第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 53 条第 4 項の規定により、特定閉鎖措置の終了の確認を受けたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則(令和 8 年経済産業省令第 50 号) 第 55 条第 2 項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

- 1 終了の確認を受けようとする特定閉鎖措置に係る許可貯留区域
- 2 貯留事業の許可番号
- 3 終了の確認を受けようとする特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を終了した年月日
- 4 特定閉鎖措置の実施状況

備考

- 1 本申請書を書面により提出する場合にあつては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること(当該収入印紙には、消印をしないこと。)
- 2 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 40 (第 58 条第 1 項関係)

貯留開始貯留事業の廃止許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和 6 年法律第 38 号) 第 53 条第 5 項の規定により、貯留開始貯留事業の廃止の許可を受けたいので、同条第 7 項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

- 1 廃止しようとする貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域
- 2 貯留事業の許可番号
- 3 許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を終了した年月日
- 4 貯留開始貯留事業を廃止する予定年月日
- 5 貯留開始貯留事業の廃止の理由

備考

- 1 本申請書を書面により提出する場合にあつては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること(当該収入印紙には、消印をしないこと。)
- 2 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

通知貯留区域管理業務届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号）第 54 条第 1 項に規定する通知貯留区域管理業務を行うので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和 8 年経済産業省令第 50 号）第 62 条の規定により、届け出ます。

記

- 1 通知貯留区域
- 2 通知貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する事項
- 3 法第 56 条に規定する応急の措置に関する事項
- 4 その他二酸化炭素が安定的に貯蔵されていることを確認するために必要な事項

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

貯留事業の廃止届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、貯留事業を廃止したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号。以下「法」という。）第 57 条第 1 項の規定により、抵当権者の承諾書を添えて、届け出ます。

記

- 1 許可貯留区域
- 2 貯留事業の許可番号
- 3 廃止した年月日
- 4 廃止した理由
- 5 坑口の閉塞その他の措置に関する事項

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 「5 坑口の閉塞その他の措置に関する事項」は、法第 57 条第 5 項において準用する法第 23 条第 1 項の規定に基づく措置について記載すること。また、当該措置の内容を説明する参考書類を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 43 (第 66 条関係)

試掘の事業の着手届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、試掘の事業に着手しましたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律
(令和 6 年法律第 38 号) 第 58 条第 2 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 許可試掘区域
- 2 試掘の許可番号
- 3 試掘の事業の着手の年月日

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 44 (第 67 条第 1 項関係)

試掘の事業の着手の延期認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 58 条
第 3 項において準用する同法第 37 条第 2 項の規定により、試掘の事業の着手の延期の
認可を受けたいので、申請します。

記

- 1 許可試掘区域
- 2 試掘の許可番号
- 3 試掘実施計画の認可の年月日
- 4 試掘の事業の着手の延期の期間
年 月 日から 年 月 月間
- 5 試掘の事業の着手の延期の理由
年 月 日まで

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

試掘の事業の休止認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第58条第3項において準用する同法第37条第5項の規定により、試掘の事業の休止の認可を受けたので、申請します。

記

- 1 許可試掘区域
- 2 試掘の許可番号
- 3 試掘実施計画の認可の年月日
- 4 試掘の事業の着手の年月日
- 5 試掘の事業の休止の期間
年 月 日から
- 6 試掘の事業の休止の理由
年 月 日まで

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

試掘の事業の再開届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、休止していた試掘の事業を再開したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第58条第3項において準用する同法第37条第6項の規定により、届け出ます。

記

- 1 許可試掘区域
- 2 試掘の許可番号
- 3 試掘実施計画の認可の年月日
- 4 試掘の事業の着手の年月日
- 5 試掘の事業の休止の期間
年 月 日から
- 6 試掘の事業の再開の年月日
年 月 日まで

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 47 (第 68 条第 1 項関係)

試掘実施計画の認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 59 条
第 1 項の規定により、次のとおり試掘実施計画の認可を受けたいので、申請します。

記

- 1 許可試掘区域
- 2 試掘の許可番号
- 3 許可試掘区域の地質構造の評価及び過去の調査開発の経緯
- 4 試掘に関する計画
- 5 試掘の方法に関する事項
- 6 試掘に要する期間
- 7 試掘場における保安を確保するための措置に関する事項
- 8 坑口の閉塞その他の措置に関する事項
- 9 (1) 試掘を行うための資金計画
(2) 試掘を行うための体制

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 2 「8 坑口の閉塞その他の措置に関する事項」は、坑口の閉塞その他坑井の取扱いに関する措置について記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 48 (第 69 条第 1 項関係)

試掘実施計画の変更認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 60 条
第 1 項の規定により、試掘実施計画の変更の認可を受けたいので、当該変更後の試掘実
施計画を添えて、申請します。

記

- 1 許可試掘区域
- 2 試掘の許可番号
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第49（第70条関係）

試掘実施計画の軽微変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、試掘実施計画を変更しましたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第60条第2項の規定により、変更後の試掘実施計画を添えて、届け出ます。

記

- 1 許可試掘区域
- 2 試掘の許可番号
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第50（第71条関係）

定期報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第64条第1項において準用する同法第49条の規定により、試掘によって得られた地質構造の調査の結果及びその記録を記録した電磁的記録媒体を添えて、認可試掘実施計画の実施状況を報告します。

記

- 1 許可試掘区域
- 2 試掘の許可番号
- 3 認可試掘実施計画の実施状況
(1) 試掘に関する計画の進捗
(2) 試掘の方法に関する事項の状況
(3) 試掘場における保安を確保するための措置に関する事項の状況
(4) 試掘の適切な実施を確保するための措置に関する事項の状況
- 4 その他報告すべき事項

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、報告者が法人である場合に記載すること。
- 2 「3 認可試掘実施計画の実施状況」の報告にあつては、その内容を説明する参考書類を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 51 (第 72 条関係)

試掘の廃止届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、試掘を廃止したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号。以下「法」という。) 第 64 条第 2 項において準用する法第 57 条第 1 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 許可試掘区域
- 2 試掘の許可番号
- 3 廃止した年月日
- 4 廃止した理由
- 5 坑口の閉塞その他の措置に関する事項

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 「5 坑口の閉塞その他の措置に関する事項」は、法第 64 条第 3 項において準用する法第 23 条第 1 項の規定に基づく措置について記載すること。また、当該措置の内容を説明する参考書類を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 52 (第 74 条第 3 項関係)

災害報告書

年 月 日

殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、災害が発生しましたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 68 条第 1 項の規定により、報告します。

記

- 1 貯留事業場等名
- 2 所在地
- 3 貯留事業者等名
- 4 作業監督者氏名 (作業区分)
- 5 災害発生年月日時
- 6 災害の種類
- 7 災害発生箇所
- 8 罹災者に関する事項

- (1) 職種名
- (2) 氏名
- (3) 年齢
- (4) 罹災程度 (休業見込日数)
- (5) 経験年月

- 9 災害の概況
- 10 災害の原因
- 11 作業監督者が本災害発生の前後にとった処置
- 12 貯留事業者等が本災害の発生前に講じていた保安を確保するための措置に対する評価
- 13 貯留事業者等が本災害に対して取った保安上の処置及び今後の対策

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、報告者が法人である場合に記載すること。
- 2 災害発生年月日時とは 24 時間制とすること。
- 3 説明図を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

保安規程届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、保安規程を定めたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号）第 69 条第 1 項の規定により、保安規程を添えて、届け出ます。

記

- 1 貯留事業場等名
- 2 所在地
- 3 貯留事業者等名

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

保安規程変更届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、保安規程を変更したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号）第 69 条第 2 項の規定により、変更した保安規程及び変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、届け出ます。

記

- 1 貯留事業場等名
- 2 所在地
- 3 貯留事業者等名
- 4 変更年月日
- 5 変更の内容

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 「5 変更の内容」の欄には、変更前と変更後とを対照しやすいように記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 55 (第 78 条関係)

作業監督者の選任又は解任届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、作業監督者を選任又は解任したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 71 条第 2 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 貯留事業場等名
- 2 所在地
- 3 貯留事業者等名
- 4 選任した者の氏名
- 5 選任年月日
- 6 選任した作業の区分
- 7 解任した者の氏名
- 8 解任年月日
- 9 解任した作業の区分

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 届出の内容が選任に限られるときは解任の各欄に、解任に限られるときは選任の各欄に「ー」を記載すること。
- 3 選任した者が二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則 (令和 8 年経済産業省令第 50 号) 第 77 条第 1 項又は第 2 項に規定する要件を満たすことを証する書面を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 56 (第 83 条第 1 項関係)

工事計画 (変更) 届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、工事をしたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 75 条第 1 項 (第 2 項) の規定により、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則 (令和 8 年経済産業省令第 50 号。以下「規則」という。) 第 83 条第 1 項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

- 1 貯留事業場等名
- 2 所在地
- 3 貯留事業者等名
- 4 工事の種類

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 本様式において「4 工事の種類」には規則別表第 1 の上欄及び中欄に掲げる事項を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

工事計画整備変更届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号）第 75 条第 8 項の規定により、工事の計画を変更したので、変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、届け出ます。

記

- 1 工事の計画の変更に係る貯留事業場等の名称
- 2 貯留事業場等の所在地
- 3 変更の年月日
- 4 変更の内容

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

貯留等工作物休止届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、貯留等工作物の使用を休止したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和 8 年経済産業省令第 50 号）第 90 条第 2 項の規定により、同項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

- 1 貯留事業場等名
- 2 所在地
- 3 貯留事業者等名
- 4 使用を休止した貯留等工作物
- 5 休止期間
- 6 休止理由

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 59 (第 90 条第 4 項関係)

貯留等工作物再使用届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、休止した貯留等工作物を再び使用したいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則 (令和 8 年経済産業省令第 50 号) 第 90 条第 4 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 貯留事業場等名
- 2 所在地
- 3 休止中の貯留等工作物
- 4 貯留等工作物休止届出書の届出年月日
- 5 再使用年月日
- 6 前回の定期自主検査の年月日
- 7 再使用に係る定期自主検査の年月日

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 60 (第 93 条第 1 項関係)

導管輸送事業届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 78 条第 1 項の規定により、導管輸送事業を行いたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則 (令和 8 年経済産業省令第 50 号) 第 93 条第 4 項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

- 1 輸送しようとする二酸化炭素が許可貯留区域内の貯留層に貯蔵される場合にあつては、当該許可貯留区域に係る貯留事業者に関する事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 許可貯留区域
- 2 輸送しようとする二酸化炭素が外国における貯留層に相当するものに貯蔵される場合にあつては、当該外国における貯留事業者に相当する者に関する事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 当該外国における許可貯留区域に相当する区域
- 3 導管輸送工作物に関する事項
 - (1) 導管の設置の場所
 - (2) 導管の内径
 - (3) 導管の総延長
 - (4) 圧送機を設置する場合にあっては、圧送機の設置の場所、種類及び能力別の数
- 4 導管内における二酸化炭素の圧力
- 5 二酸化炭素の輸送量
- 6 事業開始の予定年月日
- 7 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- 8 その行う導管輸送事業に関連して行うものの概要

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 「3 (1) 導管の設置の場所」について、導管の設置の場所を明示した地形図は、導管の設置の場所の地理的範囲を明らかにした系統図を記載したものと及び二酸化炭素を受け入れる場所及び引き渡す場所、並びにその経過地等の都道府県都市区町村が明示的に判別できるものとする。
- 3 「3 (2) 導管の内径」は、導管の内径の最大値を記載すること。
- 4 「3 (3) 導管の総延長」は、導管の延長の総和を記載すること。
- 5 「4 導管内における二酸化炭素の圧力」は、導管の最高使用圧力を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

導管輸送事業変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号。以下「法」という。）第78条第1項各号に掲げる事項に変更があったので、同条第3項の規定により、届け出ます。

記

- 1 導管輸送事業の届出年月日
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 この届出書には、法第78条第1項各号に掲げる事項の変更により、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和8年経済産業省令第50号）第93条第4項各号に掲げる書類の記載事項に変更がある場合には、当該変更後の書類を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

導管輸送事業の承継届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第79条第1項の規定により、導管輸送事業者の地位を承継したので、導管輸送事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは分割があったことを証する書類を添えて、届け出ます。

記

- 1 承継年月日
- 2 被承継人
- 3 承継した導管輸送事業の届出年月日
- 4 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 63 (第 95 条第 1 項関係)

導管輸送事業の休止 (廃止) 届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 80 条第 1 項の規定により、導管輸送事業の (全部・一部) を休止し、又は廃止したので、(休止・廃止) した理由を記載した書類を添えて、届け出ます。

記

- 1 休止年月日及び休止期間又は廃止年月日
- 2 (休止・廃止) した事業の内容
- 3 (休止・廃止) した導管輸送事業の届出年月日
- 4 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

備考

- 1 本様式において (全部・一部) 及び (休止・廃止) とあるところは、いずれか該当するものを丸で囲むこと。
- 2 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 64 (第 95 条第 2 項関係)

解散届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 80 条第 2 項の規定により、導管輸送事業者たる法人が解散したので届け出ます。

記

- 1 解散した年月日
- 2 解散した法人の名称、住所及び代表者の氏名
- 3 解散した法人の導管輸送事業の届出年月日
- 4 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

二酸化炭素の濃度測定記録表

- 1 測定者の氏名
- 2 測定箇所
- 3 測定結果

物質	測定値 (Vol%)	測定年月日及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	室温 (℃)	測定方法	備考
二酸化炭素					
水素					
窒素					
酸素					
炭化水素					
一酸化炭素					

備考
1 「3 測定結果」の「二酸化炭素」は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第2条第1項に規定する二酸化炭素における二酸化炭素とする。
2 「3 測定結果」の「炭化水素」は、物質名を記載する。
3 特定不純物の濃度を測定した場合は、「3 測定結果」に記載する。

特定導管輸送事業約款届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第82条第1項の規定により、特定導管輸送事業約款を定めたので、当該特定導管輸送事業約款及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和8年経済産業省令第50号）第98条第1項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

導管輸送事業の届出年月日	
--------------	--

備考
1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 67 (第 98 条第 2 項関係)

特定導管輸送事業約款変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 82 条第 1 項の規定により、特定導管輸送事業約款を変更したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則 (令和 8 年経済産業省令第 50 号) 第 98 条第 2 項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

- 1 導管輸送事業の届出年月日
- 2 変更の内容
- 3 実施期日

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 68 (第 99 条関係)

特定導管輸送事業の特例承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 82 条第 2 項ただし書の規定により、特定導管輸送事業約款以外の条件により特定導管輸送事業を行うことの承認を受けたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則 (令和 8 年経済産業省令第 50 号) 第 99 条各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

- 1 導管輸送事業の届出年月日
- 2 特定導管輸送事業約款の届出年月日
- 3 特定導管輸送約款以外の条件により二酸化炭素の輸送の役務の提供を受ける者に
関する事項
(1) 氏名又は名称
(2) 住所
(3) 代表者の氏名
- 4 特定導管輸送事業約款以外の料金その他の役務の提供の内容
- 5 実施の期日及び期間

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

災害報告書

年 月 日

殿

氏名又は名称
住所
代表者の氏名

下記のとおり、災害が発生しましたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号）第 87 条の規定において準用する同法第 68 条第 1 項の規定により、報告します。

記

- 1 導管輸送事業者名
- 2 導管の設置の場所
- 3 作業監督者氏名（作業区分）
- 4 災害発生年月日時
- 5 災害の種類
- 6 災害発生箇所
- 7 罹災者に関する事項
 - (1) 職種名
 - (2) 氏名
 - (3) 年齢
 - (4) 罹災程度（休業見込日数）
 - (5) 経験年月
- 8 災害の概況
- 9 災害の原因
- 10 作業監督者が本災害発生の前後にとった処置
- 11 導管輸送事業者が本災害の発生前に講じていた保安を確保するための措置に対する評価
- 12 導管輸送事業者が本災害に対して取った保安上の処置及び今後の対策

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、報告者が法人である場合に記載すること。
- 2 災害発生年月日時は 24 時間制とすること。
- 3 説明図を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

保安規程届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称
住所
代表者の氏名

下記のとおり、保安規程を定めたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号）第 88 条第 1 項の規定により、保安規程を添えて、届け出ます。

記

- 1 導管輸送事業者名
- 2 導管の設置の場所

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 71 (第 103 条第 2 項関係)

保安規程変更届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、保安規程を変更したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 88 条第 2 項の規定により、変更した保安規程及び変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、届け出ます。

記

- 1 導管輸送事業者名
- 2 導管の設置の場所
- 3 変更年月日
- 4 変更の内容

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 「4 変更の内容」の欄には、変更前と変更後とを対照しやすいように記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 72 (第 105 条関係)

作業監督者の選任又は解任届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、作業監督者を選任又は解任したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 89 条の規定において準用する同法第 71 条第 2 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 導管輸送事業者名
- 2 導管の設置の場所
- 3 選任した者の氏名
- 4 選任年月日
- 5 選任した作業の区分
- 6 解任した者の氏名
- 7 解任年月日
- 8 解任した作業の区分

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 届出の内容が選任に限られるときは解任の各欄に、解任に限られるときは選任の各欄に「ー」を記載すること。
- 3 選任した者が二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則 (令和 8 年経済産業省令第 50 号) 第 104 条第 1 項又は第 2 項に規定する要件を満たすことを証する書面を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

工事計画 (変更) 届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、工事をしたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 90 条第 1 項 (第 2 項) の規定により、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則 (令和 8 年経済産業省令第 50 号。以下「規則」という。) 第 107 条第 1 項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

- 1 導管輸送事業者名
- 2 導管の設置の場所
- 3 工事の種類

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 本様式において「3 工事の種類」には規則別表第 3 の上欄及び中欄に掲げる事項を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

工事計画軽微変更届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 90 条第 8 項の規定により、工事の計画を変更したので、変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、届け出ます。

記

- 1 導管輸送事業者名
- 2 導管の設置の場所
- 3 変更の年月日
- 4 変更の内容

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 75 (第 115 条第 2 項関係)

導管輸送工作物休止届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、導管輸送工作物の使用を休止したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和 8 年経済産業省令第 50 号）第 115 条第 2 項の規定により、同項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

- 1 導管輸送事業者名
- 2 導管の設置の場所
- 3 使用を休止した導管輸送工作物
- 4 休止期間
- 5 休止理由

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 76 (第 115 条第 4 項関係)

導管輸送工作物再使用届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、休止した導管輸送工作物を再び使用したいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和 8 年経済産業省令第 50 号）第 115 条第 4 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 導管輸送事業者名
- 2 導管の設置の場所
- 3 休止中の導管輸送工作物
- 4 導管輸送工作物休止届出書の届出年月日
- 5 再使用年月日
- 6 前回の定期自主検査の年月日
- 7 再使用に係る定期自主検査の年月日

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 77 (第 118 条関係)

登録導管輸送工作物検査機関 (更新) 申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 91 条第 1 項 (第 95 条第 1 項) の登録 (更新) を受けたので、同法第 93 条 (第 95 条第 2 項) の規定において準用する同法第 93 条) の規定により、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則 (令和 8 年経済産業省令第 50 号) 第 118 条各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

- 1 氏名又は名称
- 2 事業所の名称
- 3 住所又は所在地

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 78 (第 121 条関係)

登録導管輸送工作物検査機関変更届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、変更したいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 97 条第 1 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 79 (第 122 条第 1 項及び第 2 項関係)

業務規程 (変更) 届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称
住所
代表者の氏名

下記のとおり、業務規程を定めた (変更した) ので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 98 条第 1 項の規定により、(変更後の) 業務規程を添えて、届け出ます。

記

- 1 氏名又は名称
- 2 事業所の名称
- 3 住所又は所在地
- 4 変更の年月日
- 5 変更の内容
- 6 変更の理由

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 「4 変更の年月日」、「5 変更の内容」、「6 変更の理由」の欄は、業務規程の変更の届出の場合に記載すること。
- 3 「5 変更の内容」の欄には、変更前と変更後とを対照しやすいように記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 80 (第 123 条第 1 項関係)

業務休止 (廃止) 届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称
住所
代表者の氏名

下記のとおり、検査業務の全部 (一部) を休止 (廃止) しますので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 99 条第 1 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 氏名又は名称
- 2 事業所の名称
- 3 住所又は所在地
- 4 休止 (廃止) しようとする検査の業務の範囲
- 5 休止 (廃止) の年月日
- 6 休止の期間
- 7 休止 (廃止) の理由

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 「6 休止の期間」の欄には、休止の場合のみ記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第81（第129条第 1 項関係）

探 査 の 許 可 申 請 書

年 月 日

経 済 産 業 大 臣 殿

氏名又は名称
住 所
代 表 者 の 氏 名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号。以下「法」という。）第 107 条第 1 項の規定により、探査の許可を受けたので、探査を行うおうとする区域を表示する図面及び法第 108 条第 2 号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面を添えて、申請します。

記

- 1 申請の区域の所在地
- 2 探査の期間
- 3 探査の実施計画
 - (1) 計画名
 - (2) 目的
 - (3) 計画の目標
 - (4) 探査を行うおうとする区域における危険を防止するために講ずる必要な措置に関する事項
 - (5) 探査の実施体制（請負に関する事項を含む。）
 - (6) 探査と関連する過去又は将来の探査計画
- 4 探査の方法
 - (1) 海域において探査を行うおうとする場合にあっては、当該探査の用に供する船舶（当該探査に使用する警戒船等の船舶を含む。）の詳細
 - ① 船舶の名称、種類、船籍、船舶番号及び信号符号
 - ② 船舶の所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号
 - ③ 船舶の責任者の氏名、経歴、住所及び電話番号
 - ④ 全長、最大喫水、総重量及び航行最大速度
 - ⑤ 船舶への通信手段
 - ⑥ 船員数
 - ⑦ 船舶全体を確認できる写真
 - (2) 探査の用に供する装置及び機器の詳細
 - ① 地震探査法又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和 8 年経済産業省令第 50 号）第 128 条第 2 項各号に掲げる方法のうち該当するもの
 - ② 使用する主要な装置及び機器、これらの仕様並びに個数等
 - (3) その他探査の具体的な方法を説明するために必要な事項
- 5 寄港予定地及び寄港予定日
- 6 探査が他人の許可貯留区域等の直上の区域で行われるものである場合にあっては、当該許可貯留区域等において貯留事業等を行う貯留事業者等との調整に関する事項
- 7 探査が他人の鉱区で行われるものである場合にあっては、当該鉱区の鉱業権者との

調整に関する事項

- 8 農業、漁業その他の産業との調整に関する事項
- 9 探査の結果の取扱いに関する事項

備考

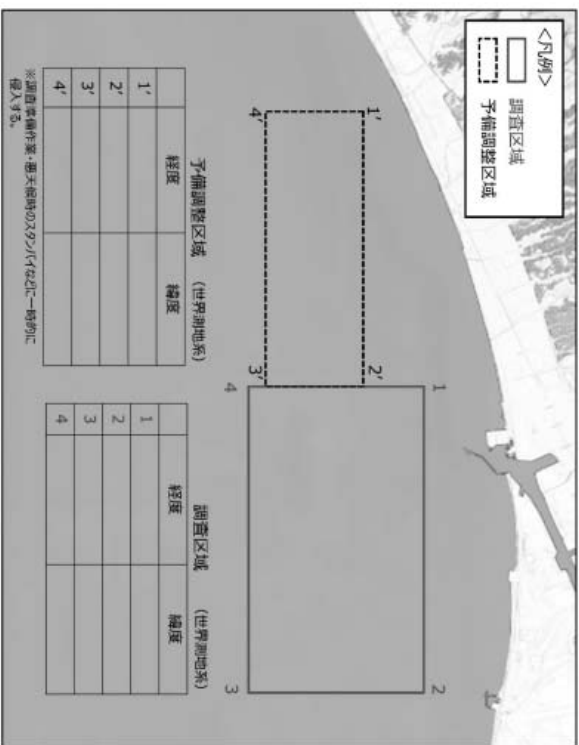
- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 2 「3（3）計画の目標」には、陸域、海域別の測線長、探査方法などの探査の内容を記載し、探査で求める成果を記載すること。
- 3 法第 108 条第 2 号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、氏名又は名称及び住所並びに申請者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を記載すること。
また、当該書面には、申請者が法人である場合にあっては、当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付し、申請者が個人である場合にあっては、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別及び役職を記した表を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第82（第129条第1項関係）

探査を行おうとする区域を表示する図面（世界測地系）

氏名又は名称
住所
代表者の氏名

- 1 申請の区域の所在地
- 2 申請の区域の面積
- 3 縮尺
- 4 平面直角座標系の系番号



備考

- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 2 探査を行おうとする区域を表示する図面（世界測地系）は、上記の例により作成すること（緯度、経度に併せてX、Y座標値を記入すること。）。
- 3 探査を行おうとする区域を表示する図面の縮尺は、原則 10,000 分の 1 とすること。ただし、10,000 分の 1 とすると区域が明示し難い場合には、縮尺を明記の上、適宜の縮尺によること。
- 4 探査を行おうとする区域を含む国土地理院発行の 50,000 分の 1 地形図が発行されている場合には、その地形図の図名を記載すること。さらに、当該探査を行おうとする区域の位置が、当該地形図を 4 等分した区画のうち、いずれの区画に該当するかを○印で表示すること。
- 5 記号は、国土地理院発行の 50,000 分の 1 地形図の図式記号及び日本産業規格 JIS M 0101 によること。
- 6 記号のうち、次に掲げるものは、それぞれの色別によること。

- 赤色・・・三角点の標高、真北線、探査を行おうとする区域の頂点及びその番号、頂点の座標値、境界線
- 青色・・・河川、湿地、湖沼、海岸線
- 褐色・・・道路
- 黒色・・・三角点、等高線
- 7 用紙は、上質紙、和紙、合成紙その他の長期保存に適したものをを用いること。
- 8 図面の作成に当たっては、印刷インク、ボールペン（水性かつ染料を使用したものを除く。）、絵具、墨その他の退色し、又は消失しないものを用いること。
- 9 回頭区域、予備調整区域、探査測線又は探査測点その他の探査を行う位置を把握するために必要な事項を記載すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

探査許可証

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第107条第1項の許可を受けた者であることを証する。

経済産業大臣 印

探査を行う区域の所在地	
探査の期間	
船舶の名称	
船舶番号	
地震探査法又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和8年経済産業省令第50号）第128条第2項各号に掲げる方法のうち該当するもの	
許可の年月日	
許可番号	
許可の条件	

備考
1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載する。
2 船舶の名称及び船舶番号は、海城において探査を行おうとする場合に記載する。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

許可証の再交付申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和8年経済産業省令第50号）第132条第1号の規定により、許可証の再交付を受けたいので申請します。

記

- 許可の年月日及び許可番号
- 再交付を申請する理由

備考

- 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 申請の理由が許可証の汚損であるときは、汚損した許可証を返納すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 85 (第 134 条第 1 項関係)

探査の変更許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 109 条第 1 項の規定により、探査の変更の許可を受けたいので申請します。

記

- 1 許可の年月日及び許可番号
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 2 この申請書には、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則 (令和 8 年経済産業省令第 50 号) 第 129 条第 1 項各号に掲げる事項に変更がある場合には、当該変更後の同項の図面を添付すること。
- 3 探査許可証の記載事項に係る変更を行うとする場合には、当該変更申請に併せて当該探査許可証を提出すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 86 (第 136 条第 1 項関係)

探査の軽微な変更等届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、探査の軽微な変更等をしたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (令和 6 年法律第 38 号) 第 109 条第 3 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 許可の年月日及び許可番号
- 2 変更の年月日
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 この届出書には、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則 (令和 8 年経済産業省令第 50 号) 第 135 条第 3 号に掲げる事項の変更がある場合には、当該変更後の同規則第 129 条第 1 項の図面を添付すること。
- 3 探査許可証の記載事項に係る変更の届出を行うとする場合には、当該変更の届出に併せて当該探査許可証を提出すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

合併の承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号。以下「法」という。）第112条第1項の規定により、合併の承認を受けたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和8年経済産業省令第50号）第137条第1項各号に掲げる書面を添えて、申請します。

記

- 合併により消滅する法人及び合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所
- 許可の年月日及び許可番号
- 合併の予定年月日

備考

- この申請書には、合併契約書の写し及び申請者が法第108条第2号（ハ及びホを除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付すること。
当該書面には、合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。
- 申請に併せて、探査許可証を提出すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

分割の承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号。以下「法」という。）第112条第1項の規定により、分割の承認を受けたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和8年経済産業省令第50号）第137条第1項各号に掲げる書面を添えて、申請します。

記

- 分割前の法人及び分割により探査の事業を承継する法人の名称及び住所
- 許可の年月日及び許可番号
- 分割の予定年月日

備考

- この申請書には、分割計画書又は分割契約書の写し及び申請者が法第108条第2号（ハ及びホを除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付すること。
当該書面には、分割により当該許可に係る探査の事業の全部を承継する法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。
- 申請に併せて、探査許可証を提出すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 89 (第 138 条第 1 項関係)

探 査 の 事 業 の 相 続 承 認 申 請 書

年 月 日

経 済 産 業 大 臣 殿

氏 名
住 所

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和 6 年法律第 38 号。以下「法」という。)第 113 条第 1 項の規定により、相続の承認を受けたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則(令和 8 年経済産業省令第 50 号)第 138 条第 1 項各号に掲げる書面を添えて、申請します。

記

- 1 被相続人との続柄
- 2 被相続人の氏名及び住所
- 3 許可の年月日及び許可番号
- 4 相続開始の年月日

備考

- 1 この申請書には、戸籍謄本、相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により探査の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書及び申請者が法第 108 条第 2 号イからハまで又はホのいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付すること。
当該書面には、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。
- 2 申請に併せて、探査許可証を提出すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 90 (第 139 条関係)

探 査 結 果 報 告 書

年 月 日

経 済 産 業 大 臣 殿

氏名又は名称
住 所
代 表 者 の 氏 名

下記のとおり、探査によって得られた地質構造の調査の結果及びその記録を記録した電磁的記録媒体を添えて、探査の結果を報告します。

記

- 1 許可の年月日及び許可番号
- 2 探査を行った区域の所在地
- 3 探査の期間
- 4 探査の信頼性に影響を及ぼす可能性のある事項
- 5 その他探査が適正に行われたことを説明するために必要な事項

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、報告者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

土地の立入りの許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第116条第1項の規定により、土地の立入りの許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 土地の所在地及び地目
- 2 土地の所有者及び占有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 3 土地の立入りの予定期間
- 4 土地の立入りの目的

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

裁決申請書

（裁決申請者）
氏名又は名称
住
代表者の氏名

（相手方）
氏名又は名称
住
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第117条第2項の協議が成立しないので、同条第3項の規定により、裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内訳
- 3 協議の経過

年 月 日

裁決申請者

氏名又は名称
住
代表者の氏名

収用委員会

御中

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、裁決申請者又は相手方が法人である場合に記載すること。
- 2 裁決申請者が2以上の場合、連名で申請することができる。
- 3 「1 損失の事実」は、損失の内容の説明のほかに、発生の場合及び時期を記載すること。
- 4 「2 損失の補償の見積り及びその内訳」は、積算の基礎を明らかにすること。
- 5 「3 協議の経過」は、経緯の説明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第93（第142条関係）

土地の使用又は収用の許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第120条第1項の規定により、土地の使用又は収用の許可を受けたいので、土地の登記事項証明書、関係地の実測図及び工事設計書を添えて、申請します。

記

- 1 土地の所在地及び地目
- 2 土地の面積
- 3 土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 4 土地の使用の目的及び理由
- 5 土地の使用の予定期日及び期間

備考

- 1 本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
- 2 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第94（第145条関係）

土地の使用又は収用の手続の保留申立書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第121条第2項の規定により、土地の使用又は収用の手続を保留したいので、申し立てます。

記

- 1 使用しようとする土地の所在地及び面積
- 2 使用の手続を保留する土地の所在地及び面積
- 3 使用の手続を保留する理由
- 4 使用の手続開始の予定期日

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、申立者が法人である場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

土地の使用等届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和8年経済産業省令第50号）第147条の規定により、届け出ます。

記

- 1 土地の所在地及び面積
- 2 届出の理由
- 3 使用等に係る年月日

備考

- 1 代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
- 2 「2 届出の理由」には、土地に関する権利若しくは水の使用に関する権利を取得したこと、使用を始めたこと、使用を終えたこと又は使用しなくなったことのいずれかについて記載すること。
- 3 「3 使用等に係る年月日」には、「2 届出の理由」に記載した事項が生じた年月日を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

表

第 号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第132条の規定による立入検査証

職名及び氏名

年 月 日生

年 月 日発効

押 出
ス タ
ン プ

写 真

発行者

印

裏

二酸化炭素の貯留事業に関する法律抜粋

(報告徴収及び立入検査)

第百三十二条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、貯留事業者に対し、その業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、貯留事業者の事業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、試験者又は導管輸送事業者に対し、その業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、試験者又は導管輸送事業者の事業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、探査を行う者に対し、その行為に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、探査を行う者の事業所、事務所若しくは自動車若しくは船舶（以下この項において「自動車等」という。）に立ち入り、その行為の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録導管輸送工作物検査機関に対し、その業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、登録導管輸送工作物検査機関の事業所若しくは事務所若しくは関係者の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

5 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 (略)

第百四十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〜九 (略)

十 第百三十二条第一項から第四項までの規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第百四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百四十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とする。

様式第 97 (附則第 2 条関係)

貯留事業の許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和 6 年法律第 38 号。以下「法」という。) 附則第 3 条第 2 項の規定により、貯留事業の許可を受けたいので、同条第 4 項において準用する法第 4 条第 3 項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

- 1 申請貯留区域
- 2 貯留事業を開始した年月日
- 3 貯留事業の概要

備考

- 1 本申請書を書面により提出する場合にあつては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
- 2 代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 3 本申請書に添付する法附則第 3 条第 4 項において準用する法第 4 条第 3 項第 2 号の図面は、現に貯留事業を行っている区域との位置関係を明示するものとする。
- 4 この申請書に添付する申請者が法第 5 条第 1 項第 2 号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、氏名又は名称及び住所並びに申請者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を記載すること。また、申請者が法人である場合にあっては、当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付し、申請者が個人である場合にあっては、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別及び役職を記した表を添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。